

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)」のあり方(中間案)に対する意見募集の結果

【対応状況】

①反映するもの ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの ③参考にする:最終案や今後の取組の参考とするもの

④反映または参考にさせていただくことが難しいもの ⑤その他(①～④に該当しないもの)

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
1	(1) 条例の目的・目指す社会	すべての性的指向と性自認を尊重するという中でLGBTに特化した条例を作るのならば、県民が性的指向やトランスジェンダーという人たちにどういった人達が含まれているのかを知らなくてはいけないと考えます。 今回県は、多様という言葉を使い性的指向や性自認を国に先駆けて県民に徹底させる条例を提出したいと中間案を出されたわけですが、多様とされる人たちは「どういった人たち」でしょうか。先に性自認や性的指向を法律に盛り込んだ国では、多種多様な自認を表明されています。性自認には「FTM」「MTF」「X」「性自認に違和はないが異性装をして生活することを好む人」等書き切れませんし、性的指向には「死体愛好者」「小児性愛者」も当たり前に含まれるなど、もっと多様です。 条例が通れば、海外から、三重県では性自認で旅館も温泉も公衆トイレも使えると思う方が観光に来ると思います。三重県だけでなく、日本中に影響を及ぼすことを始めようと思っているのなら「多様」が何を指すのか「対象を明文化」してください。	①	本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる『性別』についての指向をいう。」とします。性自認についての定義を「自己の『性別』についての認識をいう。」としています。また、全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
2	条例の名称	条例の正式名称については、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」のような名称が良い。性の多様性を尊重したくない人々が一定数いるため、名称から波乱含みとなる仮称よりも、「性的指向・性自認にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」へと修正されたい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例全体を通して、個人(人権)は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
3	条例の名称	正式名称とは別個に、言い易い略称があれば良い。「SOGI条例」が良いだろう。但し、「アウティング禁止条例」としてしまうのは、出来る限りやめられたい。条例の一部を切り取った略称になってしまうからだ。「LGBT条例」とするのも出来る限りやめられたい。LGBTでない人々に対して、LGBTが差別を行う場合もあるからだ。これからの意見聴取により三重県パートナーシップを入れる場合であるうとも、「パートナーシップ条例」としてしまうのもやめられたい。条例の主たる目的はパートナーシップではなく、差別の防止と「誰もが」共に暮らしやすいことであるからだ。 ただ、当事者の人々が不快になるか否かがわからないので、当事者に、支援者ではなく当事者に意見聴取を重ねた上で、審議会や県議会の判断で決定されたい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例全体を通して、個人(人権)は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
4	条例の名称	条例の名称は、もう少し短くしてほしい。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
5	条例の名称	「誰もが当事者である」「人権課題」というメッセージをもっと強く出してほしいと思います。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
6	前文	<p>「性自認」という言葉を入れしないでください。「性同一性障害者」「トランスセクシュアル」を差別しないなら同意します。Gender identity には翻訳が2つあって、性同一性障害の系譜が『性同一性』と訳し、TGism（トランスジェンダリズム）系が『性自認』と訳しています。</p> <p>「性自認」とは、身体違和関係なく誰でも「私は女性」と自認した瞬間にその人は自分の性別を選択できるということです。「性自認」を「生物学的性別」より優先させることに反対します。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。また、条例上の表現として、個人（人権）は「尊重」、性の多様性（性的指向及び性自認の多様性）や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理しています。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
7	前文	<p>条例の前文に「性的指向・性自認に対する差別や偏見がある」といった文章を入れてください。法務省の人権擁護機関では「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げています。</p> <p>自治体でも「性的指向」と「性自認」の両方に取り組んでいただきたく、前文に「性的指向」と「性自認」を入れて、この条例は「性的指向」「性自認」に関わるとわかりやすくしてほしいです。誰にでも「性的指向」と「性自認」があるので、片方のみではなく両方に取り組むことが大事です。</p>	②	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
8	前文	<p>条例の前文に「性の多様性も含めた多様性の尊重、多様性を認め合う、多様な生き方が選択できる社会」といった文章を入れてください。</p> <p>特定の性的指向や性自認を特別に優遇するのではなく、どのような性的指向や性自認であっても、偏見や差別により、生きにくくならないようにするための条例だと示すための言葉が重要だと思います。</p>	②	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
9	前文	性的指向や性自認により、個人の人格や生き方を決めつけないためにも、条例の前文に「多様性」という言葉を使ってください。この言葉があることで、「様々な人がいる」という前提で考えている条例だということが伝わってきます。 性的指向が異性愛の人に様々な人がいるように、同性愛、両性愛などの人にも様々な人がいます。性自認が戸籍上の性別と同じ人に様々な人がいるように、性自認が戸籍上の性別と違う人にも様々な人がいます。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
10	前文	条例の前文で「人権を守る」といった言葉を使ってほしいです。「人権」と「性の多様性」という言葉の両方が前文にあることで、「性の多様性」は「人権」に関わることなんだと、わかると思います。 ダイバーシティ、SDGsといったことも重要ですが、一人ひとりに存在する「人権」を守った上で、ダイバーシティ等が成立できると思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、前文では、「誰もが個人として尊重され」と記載しています。
11	前文	条例の前文に「解決(解消)を図る」という言葉を入れてほしいです。誰もが安心して暮らせる社会にしていくためには、課題をそのままにしないことが必要だからです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、前文では、「差別や偏見は決して許されず…社会生活上の制限がなされることなく…多様な個性が育まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない」と記載しています。
12	前文	SDGsの文脈で性の多様性を促進するという考え方に賛同します。	②	「誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題である」と記載しています。
13	1. 目的	伝統的な考えや、男／女らしくありたいという性自認も認められるべきです。しかしどのような生き方においても、 ・あくまで他者の権利を侵害しない限りにおいて認められるもの ・異なる者を認めること（決して自己の生き方を否定することにはならないということ） ・どうしても価値観を受け入れられない他者については距離を置く、あえて攻撃しないのが社会に生きる人間としての基本的ルールであること など、多様な社会を生きる上で必要な考え方を普及させるようお願いいたします。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
14	1. 目的	主な課題として、性の多様性についての差別、偏見などの解消が必要とありますが、性の多様性についての差別、偏見に由来する被害は現行法(傷害罪、名誉棄損、器物損壊罪等)で対応可能であり、新たに条例を制定する必要は感じられません。三重県内で過去に新たに条例を制定する必要が感じられる程の「性の多様性についての差別偏見」による事件が生じたのでしょうか。それは他の自治体と比較しても大きな問題であり、現行法で対応不可のものだったのでしょうか。そうであるのなら条例は制定すべきだとは大いに感じます。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
15	1. 目的	<p>目的では「多様性が尊重され、多様な生き方を認め合う社会」という理念が掲げられていますが、5ページや8ページのように「何人も」や「県民は」という主語に対し「してはならない」「努めるものとする」といった、行政が市民を規制する形式の条文が並んでいます。規制条文ばかりが並んでいると、「分かりにくい」「面倒くさい」「関わりたくない」という、理念と真逆である感情が生まれませんか。</p> <p>前文や目的の部分で「互いに思いやる包容力は、県民がこれまでも育んでいる」「性の多様性についても、そのことは変わらない」「ただし、多様であるため理解を深める必要がある」というような文言を入れ、上記の感情を惹起しないような流れにしてほしいです。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例の目的を、性の多様性が理解され、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することと掲げます。</p>
16	1. 目的	<p>県内当事者アンケートにある、性別欄、制服などの見直し、トイレの設置などの声は、わたしの知る範囲ではどれも評判が悪いものです。LGBの方はそもそも男女の性別欄に違和感なく、Tは「その他」に絶望します。適合手術により自認する性別に○をできる喜びを感じたという声もあるほどです。性別欄に戸惑い、辛さを味わうからといって、それを失くすことで生きづらさが軽減するわけではありません。制服はTへの配慮とされている限りカミングアウトが条件になり、LGBTトイレなるものは論外。LGBの方に特別な医療機関は必要なく、パートナーシップ制度よりも法的整備とおっしゃる当事者は少なくありません。同性婚については、GIDトランスジェンダーの方にとっても、ときに切実な問題です。結婚後に自認する性で生きていくこととした場合、離婚という選択を強いられることになるからです。また、県内当事者アンケート結果は公表されなければならないと思います。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、アンケート結果は、県ホームページ 第1回「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）検討会議」資料（令和2年8月5日）及び県議会環境生活農林水産常任委員会（令和2年10月7日）資料において公開しています。</p>
17	1. 目的	<p>（主な課題）として「性の多様性についての差別、偏見などの解消が必要」と述べられていますが、具体的事例が示されておらず、本当に差別が存在するのか疑問に思います。（例）にある自殺念慮やアウトティングは差別ではありません。「差別的な発言」はそこに、「差別」という語が用いられてしまっており、何をもちて差別的となるのかがわかりません。ただ、「いじめ」はあてはまる可能性があります。私が危惧するのは、「差別」という語が誤解されている可能性です。性的少数者が、苦痛や生きづらさを感じる、というのであれば否定しませんし間違いはないと思います。しかしそれは差別に関係するものではないでしょうか。例えば、希望の性の制服が着られなかったといった問題は、苦痛の事例にはなりますが、差別とはいえないかと思えます。</p> <p>そもそも「差別」の定義が明確ではないため、定義をしたうえで、具体的な差別の事例を掘り下げるべきだと思われまます。そうでないと具体的な対策も不可能です。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等においての不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるものを想定しており、それらを未然に防止することが必要です。また、必要な個別対応が適切に行えるように、寄せられた相談の声や対応事例などを蓄積し、相談対応や情報提供の充実や、今後の県の施策に生かし改善を図るとともに、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
18	1. 目的	<p>(主な課題)の下に、LGBT等県内当事者アンケートの記述がありますが、回答者は極めて少ない人数です。実施方法についても、当事者団体と関わりのない多くの当事者は意見を届けられなかったことが想定できます。</p> <p>アンケートの結果概要を確認したところ、TはMtFとFtMの別、GIDとそれ以外の別が示されていなかったり、自由記述の属性年齢欄にも、(その他50代)などとまとめられ、その意見がどの属性の方のものなのか不明でした。ここがわからないと、意見の意味の取り違えが起こります。勝手に推測してしまうようなことは、少数の属性の方の軽視に他なりません。</p> <p>「性の多様性を尊重」といいながら、特定の性のあり方である「LGBT」のみを優遇しているとしか考えられず、少数の属性の人を軽視するような方針では、条例の根本が崩れているので、この条例は制定すべきではありません。もしするのならば「LGBTを尊重し、LGBTのみが安心して暮らせる三重県づくり条例(LGBTには性同一性障害を含まない)」という実態に基づいた条例名にしてください。</p>	④	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。</p> <p>なお、条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。</p>
19	1. 目的	<p>2019年度「人権課題に関する三重県民意識調査」で、「性的マイノリティの人びとについて、現在、どのような問題が起きていると思いますか」という設問に対する回答結果を載せています。</p> <p>しかしこれは、当事者に対するアンケートですらなく、憶測や社会的に流布しているイメージに基づいている可能性があり、削除すべきだと考えます。ここにこれが載る意味が全く不明ですし、当事者のことをよくわかっていない人々の勝手な憶測をもとに、条例の内容が検討されるのは大変困ります。</p>	④	<p>当該設問は、県の取組の参考とするため、内閣府「人権擁護に関する世論調査」に準じたものです。</p>
20	1. 目的	<p>アンケートを見ましたが、回答者の46名は、当事者団体の動員が殆どだと考えられ、当事者は答えていないのではないのでしょうか。人数が少なすぎます。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。</p>
21	1. 目的	<p>「この条例は、性的指向・性自認にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりの推進に関する基本理念を定め、県、市町、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性的指向・性自認にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県の実現に寄与することを目的とする。」に修正されたい。条例では、差別を防止することこそが肝要な部分であり、性の多様性を尊重するか否かにまで踏み込む段階には人々が未だに到達していないだろう。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例の目的を、性の多様性が理解され、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することと掲げます。</p>
22	1. 目的	<p>条例案の趣旨、主な課題はとて素晴らしいと思いました。</p>	②	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
23	1. 目的	「全ての人の人権を守り、全ての人の性の多様性が尊重され」といった文章を目的に入れるなど、条例の目的に「人権」という言葉を入れてほしいです。一人ひとりに存在する「人権」を守るからこそ、全ての人の性の多様性が尊重されると思います。	①	目的において、「全ての人の人権が尊重され」と記載します。
24	1. 目的	オリンピック憲章の説明で、「性自認」についても触れてください。オリンピック憲章には「性的指向」の文字はありますが、「性自認」の文字はありません。ただ、「性別」や「いかなる種類の差別も受けることなく」という言葉があります。そのため、戸籍上の性別と性自認が異なることによる差別も、オリンピック憲章では認めていないと考えられます。「性別」や「いかなる種類の差別も受けることなく」という言葉があるオリンピック憲章で、「性的指向」には触れるのに、「性自認」に触れないことは適切ではないと思います。	⑤	オリンピック憲章については、ご回答は出来かねますので、ご了承ください。
25	1. 目的	各条例制定の目的は、「多様な性的指向、性自認が尊重され、」多様な生き方を認め合う社会をめざす… 「」内は削除。多様な性的指向、性自認は尊重されるというより事実なので。	①	目的において、「全ての人の人権が尊重され」と記載します。
26	1. 目的	県のアンケートの話が突然すぎてよくわかりません。 なお、ってどういうことでしょうか。このアンケートを基にして課題をとらえたということでしょうか。	①	アンケートの出典を記載します。
27	2. 定義	「性的指向」「性自認」の定義はこれを維持すべきである。ハラスメント規制法や他自治体の条例、学術会議による二度の提言を踏まえ、定義は変えるべきではない。	②	本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。」とします。性自認についての定義を「自己の性別についての認識をいう。」としています。
28	2. 定義	「性的指向や性自認は、本人の意思や趣味の問題ではなく、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられます。…性的指向や性自認は自然な感情に基づくもので、選択できるものではないと言われています。」とあります。 性のとらえに関しては、マジョリティ・マイノリティの立場の違いに関係なく、共通しているのではないのでしょうか。なぜ、特別な理解を必要とする対象であるかのような表現になるのでしょうか。議論が別れるようなことなのでしょうか。断言してもらうことはできないのでしょうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
29	2. 定義	「性自認」についての定義が必要です。今の定義では、完全に自称でよいのか、医師あるいは第三者の診断が必要なかわからず、トラブルの際、トランスジェンダー自身を守ることもできません。 ですから、同性パートナーシップに発行するカードや証明書と同じように、三重県が「この人の性自認は女性（男性）です」と担保する公的な性自認証明書カードを発行する必要があります。これは、権利が守られにくいトランスジェンダーが自分自身の性自認を疑われないようにする、自衛のカードになります。性同一性障害の診断書は携帯しづらく、医師に診断されることを躊躇う人も多々います。カードの発行には、いっさいの医学的な証明は必要なく、県知事の名前で、自称のみで発行されるべきです。このカードを携帯することで、トランスジェンダーが何かトラブルに巻き込まれた時に、スムーズに解決することが可能になります。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
30	2. 定義	案文中に多々登場する「事業者」の語について、三重県内に事業所を設けている事業者なのか、それとももっと広い範囲なのか等、説明がなく不明です。「事業者」の範囲について定義し、明確に示してください。	④	条例では特段定めないこと（属地主義）で、三重県内に事業所を置く事業者が対象となります。なお、周知にあたっての参考とさせていただきます。
31	2. 定義	一の【性的指向】の定義について、原案だと、性別以外の年齢や身体的特徴についての指向等、本条例の射程外と思われる内容についても含まれるように解釈されるおそれがあると考えるので、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（第197回国会衆法第12号）」や他都府県の条例における「性的指向」の定義を参考に、「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向」に改めてはどうか。そうした場合でも、性別という観点に関するものなので、無性愛等も読み込めると解する。	①	性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる『性別』についての指向をいう。」とします。
32	2. 定義	「性自認」の定義について、「自己の性別についての認識をいう」とありますが、誤解を招いたり、それぞれの人にとって異なる理解を招いたりすると思われる。性自認という語を条例内で用いるのをやめるか、誰にもわかりやすい説明をしてください。定義を曖昧にすることは、文言を都合よく読み替えて法を濫用する人が出る等の問題があり、避けるべきことです。この定義のままだと、「自己の性別についての認識」は、本人しかわかりようがなく、身体的に男性で、その人が「私は女です」と言えば、性自認を女だと認めるしかありません。そして、その人が女湯、女性トイレ、女性刑務所に入りたいと言ったとき、それを拒否することは性自認を否定することになります。条例において、このような「性自認」の定義をするのであれば、上記のような問題が起こることは、広く県民に周知する責務があると考えます。私の考えとしては、「性自認」の定義は難しいため、条例内では使用しないことを提案します。性自認と身体の性別が不一致の人の問題を扱いたければ、「性同一性障害者（及びその可能性のある未成年者）」などとするか、「身体的性別に対する苦痛」といったものを扱うべきだと考えます。	④	本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる『性別』についての指向をいう。」とします。性自認についての定義を「自己の『性別』についての認識をいう。」としています。また、全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
33	2. 定義	{Gender Identity} は「性自認」だけでなく「性同一性」も含みます。並列で表記されたほうが良いのではないですか。そして、その違いも書かれたほうが条文を読む人たちへの理解の一助になると考えられます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、定義の〈趣旨等〉で「アイデンティティ（同一性）」を記載します。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
34	2. 定義	「性表現」というのはどういった状態を指しているのでしょうか。性自認に沿った性表現だけでないのはご存じでしょうか。性表現と自認が同じだとは限りませんが、それが三重県でも前提として書かれているのでしょうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、最終案では性表現の記載はしていません。
35	2. 定義	LGBTとありますが、性的マイノリティとしてはとても限られた表現です。アンケートの質問を拝見して、トランスジェンダーの色々な事柄が今回三重県がメインとして取り扱いたい事柄だと思ったので、そうと仮定し書かせていただきます。もし、三重県が「性自認」や「性表現」を「女性身体より優先する」と決定されたら、女性用トイレに男性に見える人間がいても、性表現の自由がありますから、女の格好をしていなくとも「性自認が女、性表現は男」という人間だと主張すれば、通報できなくなります。少なくとも海外ではそういった方々があります。県としては「性表現」も尊重すべきとありますが、これはどういった場所や状況での尊重を想定していますか。それは性自認に関係なく社会生活をおくる女性身体者より優先されるのでしょうか。これは女性であれば障がい者、幼児、小学生あらゆる女性に関係のある事です。明文化してください。	③	本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる『性別』についての指向をいう。」とします。性自認についての定義を「自己の『性別』についての認識をいう。」としています。また、全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
36	2. 定義	「一【性的指向】自己の恋愛又は性的な関心の対象についての指向をいう。」は「一【性的指向】自己の性的対象についての指向をいう。」へと修正されたい。恋愛という語彙が条例に合うものではないから、というだけではなく、LGBTの当事者や支援者が、「誰もが恋愛しますよね」などと言い、アセクシャルを差別することがあるからだ。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、定義の〈趣旨等〉に無性愛も対象となる旨を記載しており、県では、条例を制定し、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
37	2. 定義	条例に「同性カップル」を定義として位置づけ、同性の二者が生活を共にする場合等の不利益を無くすよう求めたい。	④	同性カップルの存在を認めることも重要ですし、性別違和を感じる方々の存在を認めることも重要であると考えています。「性的指向及び性自認にかかわらず」とすることで、そのようなさまざまな当事者を含められると考えます。県では、条例を制定し、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
38	2. 定義	中間案の「性的指向」の説明では、無性愛が含まれることがわかりにくいです。「自己の恋愛又は性的な関心の対象についての指向をいう。無性愛も性的指向に含まれます」というように、無性愛が含まれることを明記してください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、定義の〈趣旨等〉に無性愛も対象となる旨を記載しており、県では、条例を制定し、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
39	2. 定義	「性自認」の説明では、「アイデンティティ(性同一性)」という言葉を使ってほしいです。性自認は英語では「Gender Identity」ですが、日本語の「性自認」では、「アイデンティティ」のことだとわかりにくいいため、この言葉を使って説明してください。例えば、次のように説明してください。 「アイデンティティ(性同一性)としての自己の性別についての認識をいう。出生届や戸籍上の性別と異なることもある」 「アイデンティティ」と無関係に、「性別は●●だ」というのは性自認ではありません。性自認は「男性」なのに、ふざけて「自分は女性」と言うような人がいたとしても、性自認が「女性」ということにはなりません。説明がわかりにくくても、誰にでもそれぞれの性自認があるので、条例に掲載することが必須です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、定義の〈趣旨等〉で「アイデンティティ(同一性)」を記載します。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
40	2. 定義	「性自認」について広く啓発していく時には、性別違和がある人の相談にのる医師等に、性自認についてどう啓発していけば良いかを相談してほしいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
41	2. 定義	「揺らぐこともあるということも認識をしておく必要があります。」という説明は大事です。揺らいでいる当事者に対して、他者が「あなたの性的指向は異性愛に決まっている」「あなたの性自認は戸籍上の性別と同じに決まっている」「揺らぐことはおかしい」と決めつけることがないように、啓発等をお願いします。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
42	2. 定義 13. 社会生活及び社会参加における対応	性自認に関して、感情に基づくものであると記載されている。性自認はそのような個人差のあるものであることは確かだと考えられるが、性別欄やトイレの設置への配慮では、身体的な差が関係する場合や、犯罪の起こる可能性を十分考慮すべきである。特にトイレや更衣室に関しては、子供や女性への性加害を防止するという視点も必ず盛り込み、性自認を尊重する場合と、身体の違いを尊重する場合を区別し、県として明確に方針を示すことが、混乱を生まずに誰もが安心して過ごせる社会になるための条件であると考えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
43	2. 定義	「関心の対象についての指向」というと、例えば無機物に対する性愛等も含むと解されるおそれがあるので、「【性的指向】自己の恋愛又は性的な関心の対象がどのような性別に向かうかについての指向をいう。」とするべきだと考えます。	①	本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。」とします。
44	3. 基本理念 ①施策のあり方	今回の三重県条例の中間案は県外からも注目が集まっていることもあり、「賛成・反対」「メリット・デメリット」「必要・不要」「時期の早い・遅い」など多くのご意見が集まっているかと思えます。さまざまなご事情があるかと思いますが、中立なお立場で「多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない」という基本理念に沿っていただきたいです。	②	基本理念として、「性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。」としています。
45	3. 基本理念 ①施策のあり方	「多様な生き方を選択できる」という表現を「自らの意思で生き方を選択できる」とする方が適切です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、前文及び基本理念の〈趣旨等〉において、「自らの意思で生き方を選択できる」旨を記載しています。
46	3. 基本理念 ①施策のあり方	〈趣旨等〉性的指向や性自認は、…、自らの意思ではあらがえない悩みや課題を抱えている方々があります。と書かれています。悩んでいるトランスジェンダーは容易に変えようとしませんし、ましてや犯罪に使うことはありませんが、見た目を変え、本人による性自認の証言を悪意ある人にされてしまえば、犯罪に使われてしまいます。その事を踏まえる事柄がないのが不自然です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
47	3. 基本理念 ①施策のあり方	性別、性的指向にかかわらず最高経営責任者になれるチャンスが与えられるべきである。そのためには、重要な決定権を持つ場に男性女性平等数いるべきで、男女同数のパリテ法を採用するべきである。また、性別、性的指向にかかわらず給料を減額しないこと。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
48	3. 基本理念 ①施策のあり方	「性の多様性に関する施策は」から「性に関する施策は」へと修正されたい。女性活躍推進法に関する施策を元男性の女性でも対象となるように、また、育児男子の取組を元女性の男性でも対象となるようにしておく必要があるからだ。ただ、育児男子の取組は、レズビアンの子親に対する差別であるため、名称変更を含めて改善されたい。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
49	3. 基本理念 ①施策のあり方	中間案の「施策のあり方」にある「誰もが人権を尊重され」という言葉は大事だと思います。条例でも「人権」を書いてください。全ての人に「人権」があるからこそ、差別や偏見をなくす取組が必要です。	②	<p>基本理念として、「性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。」としています。</p>
50	4. 基本理念 ②共通認識	今どき差別禁止ではないと思う。その前に認識を深めることからじゃないのだろうか。理解が進んでないのに差別を禁止って、順序としておかしい。当事者は差別を禁止して欲しいのではなく、正しく理解して欲しいのである。	④	<p>カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
51	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的指向又は性自認の表面に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とあるが、理由が正当化されることで、本人の意に反する行為が認められてしまう表現になっている。いかなる場合にも本人の意思が最大限に尊重され、行動が制限されることのないようにしなければならない。	④	<p>「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。</p>
52	4. 基本理念 ②共通認識	「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味であり、アウトティングについては、本人の同意を得て、その範囲であれば情報提供をしても良いということが前提です。」とあるが、「暴露」という言葉には「悪事をあばいて明るみに出す」という意味が本来あり、性的指向や性自認が悪いものであるように捉えられてしまうため、表現を改める必要がある。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。</p>
53	4. 基本理念 ②共通認識	全体を通して「暴露」と「アウトティング」の表現が混在して使用されているため、意味を整理し、それぞれの定義を明確に示すべきである。	①	<p>表現を整理いたします。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
54	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とあるが、理由が正当化されることで、本人の意に反する行為が認められてしまう表現になっている。いかなる場合にも本人の意思が最大限に尊重され、行動が制限されることのないようにしなければならない。	④	「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っているのは命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
55	4. 基本理念 ②共通認識	「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味であり、アウトティングについては、本人の同意を得て、その範囲であれば情報提供をしても良いということが前提です。」とあるが、「暴露」という言葉には「悪事をあばいて明るみに出す」という意味が本来あり、性的指向や性自認が悪いものであるように捉えられてしまうため、表現を改める必要がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
56	4. 基本理念 ②共通認識	全体を通して「暴露」と「アウトティング」の表現が混在して使用されているため、意味を整理し、それぞれの定義を明確に示すべきである。	①	表現を整理いたします。
57	4. 基本理念 ②共通認識	「本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない。」という表現は賛成ですが、カミングアウトされた側は到底一人で抱えきれません。「アウトティングはしてはいけません」は、「誰にもしゃべってははいけない」と取れてしまいますが、あくまでも秘密を明るみに出してはいけなだけで、秘密を明るみに出さないよう誰かに相談することはOKなんですよ。誰にもしゃべってははいけないではなく、「暴露（本人が秘密にしていることを明るみに出す）ことがいけない」ということがしっかり伝わるよう、表現の工夫が必要です。そうでないと、カミングアウトを受けた者が誰にも相談できないと思ってしまい、非常に困難なことになります。 「秘密を明るみに出すような暴露はいけません」、「秘密を明るみに出すような暴露(アウトティング)はいけません」とかの表現はいかがでしょうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉において、性的指向又は性自認の表明については、カミングアウトや本人の同意のない暴露（アウトティング）の解説、相談できる環境や各事例などについて詳しく記載をしています。
58	4. 基本理念 ②共通認識	「伝えられた者が、どうしていいかわからない場合なども想定されることから、…相談機関等へ相談できる環境づくりを進めることが重要です。」と記載されており、伝えられた側のことも配慮いただいておりますが、ここはとても大切なポイントです。最後まで読まないといけないのではなく、しっかり強調してほしいと思います。	①	基本理念の〈趣旨等〉において、「相談できる環境」という見出しをつけるなど、整理いたします。
59	4. 基本理念 ②共通認識	ゲイ当事者です。カミングアウトしていない当事者の知人が「アウトティング」の被害にあったことがあり、アウトティングを禁止する対策を強く望みます。ゲイは、入社時にカミングアウトをしようとする「なぜカミングアウトしようと思ったのか」などとカミングアウトすることを責められる一方で、黙って入社して入社後にアウトティング被害にあうと「なぜゲイであることを黙っていたのか」などと、被害者のほうが理不尽なことを言われます。アウトティング行為は絶対にあってはならない行為で、対策を強く望みます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
60	4. 基本理念 ②共通認識	私は当事者ですが、アウトティングの禁止を条例に盛り込む事には強く反対します。本来、性的指向に関しては異性愛と同様の対応がされる事が望ましいものと考えます。企業等に求められる事は、性的指向をオープンにしても問題が起きない様に努める事にあり、禁止を謳う事で本来のあるべき理想の姿やそれに向けた努力を否定しかねないと感じます。 また、守秘義務を必要以上に課す事は人間関係において望ましい事ではなく、アウトティングを禁止すると同性愛者や両性愛者である事を腫れ物扱いされかねず、場合によっては面倒なので関わらない様にしようとする人が出るなど、新たな問題を引き起こし兼ねないと感じます。禁止事項は必要最低限に留めるべきですし、アウトティング禁止は行き過ぎた権利の主張と感じます。 他人の秘密の暴露は当然望ましい事だとは思いませんが、カミングアウトをした時点で秘密は秘密では無くなってしまいますし、された側に秘密の共有を強いる事にも無理があります。アウトティング=悪と一律に考えるのは非常に短絡的なものであり強く再考を求めます。	④	カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。
61	4. 基本理念 ②共通認識	暴露・アウトティングの禁止が明記されたのは大切なことだと思います。	②	カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。
62	4. 基本理念 ②共通認識	本人の許可なくアウトティングすることは、カミングアウトしていない当事者にとって生活が崩壊するのではないかと恐怖を感じる行為であり、最悪の場合は自死につながる。「正当な理由なく暴露してはならない」とあるが、理由が正当化されることで本人の意に反する行為が認められてしまう表現になっている。いかなる場合にも本人の意志が最大限に尊重され、行動が制限されないようにしなければならない。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。また、「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
63	4. 基本理念 ②共通認識	「アウトティングの禁止」について、本人の許可や相談なく他者にセクシャリティを知らせることは良くないこととして認識が広がるとよいと思いますが、それを禁止するといったものにしてはならないと考えます。良かれと思って伝えたことまで罪になってしまうと、当事者たちは腫れ物扱いとなってしまいます。早く事前にカミングアウトしておいてくれ、そうでなければ黙っておいてくれとまでなるでしょう。一足飛びの取組ではなく、一步一步理解を進めていってもらえることを望みます。 もし、アウトティングを禁止するなら、男女間の恋愛話など一般的な世間話もアウトティングにしないといけないとも思います。中間案では強めの文言で良くないことを表しているようですが、まずはLGBTへの誤解や偏見を整理していってもらうことの方をやってからでないと、アウトティングは県民の理解の順序が一足飛びに感じました。	④	カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。
64	4. 基本理念 ②共通認識	アウトティングを禁ずるという本条例は、表現の自由を保障した憲法第23条との関係で問題があります。特定人についての情報を第三者に伝えることは、表現・言論の自由に属し、これを明確な基準を示さずに禁ずるのは条理に反します。既存の法律で被害者の救済が可能であるにも関わらず、敢えて条例で表現の自由を制約する必要はないと考えます。	④	カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
65	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も、…性的指向又は性自認の表面に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とありますが、理由が正当化されることで、本人の意に反する行為が認められてしまう表現になっています。いかなる場合においても本人の意思が最大限に尊重され、行動が制限されることのないようにしなければなりません。	④	「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っているのは命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
66	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的思考または性自認の表面に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とあるが、正当な理由があれば、本人の意に反していてもよいような表現になっている。どんな場合でも、本人の意思が最大限に尊重されなければならない。	④	「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っているのは命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
67	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的指向又は性自認の表明に関して…正当な理由なく暴露してはならない。」とある。正当な理由の解釈によって、本人の意思が損なわれる恐れがある。いかなる場合も、本人の意思が尊重され、本人の自由な行動が妨げられるものとならないようにしなければならない。	④	「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っているのは命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
68	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露」という言葉の意味合いから、性的指向や性自認が悪いものと捉えられることが懸念される。「暴露」「アウトティング」という表現の意味を整理し、誰もが理解しやすく、定義を明確にした表現を示すべきである。	①	表現を整理いたします。
69	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露」という言葉があまりよい印象を与えない。「暴露」本来の意味が、「悪事をあばいて明るみに出す」であるため、性自認が悪いものであるようにとらえられかねない。表現をあらためる必要がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
70	4. 基本理念 ②共通認識	文章中に「暴露」とあるが、あまり適切ではないと思えます。性的指向や性自認が悪事だと思われかねません。アウトティングなど適切な表現にすることを検討してください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
71	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露」とは、秘密・悪事をあばくこと、もしくは秘密・悪事が明るみに出ることを意味しており、この言葉を使用することで、性のあり方を狭めていると感じる。多様性を尊重するというのであれば、表現を改める必要があると思う。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
72	4. 基本理念 ②共通認識	「アウトティング」と「暴露」の表現が混在しているので、適切に整理し、その意味をきちんと示すべきだと思う。	①	表現を整理いたします。
73	4. 基本理念 ②共通認識	「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味であり、アウトティングについては、本人の同意を得て、その範囲であれば情報提供をしても良いということが前提です。」とあるが、「暴露」という言葉には「悪事をあばいて明るみに出す」という意味が本来あり、性的指向や性自認が悪いものであるように捉えられてしまうため、表現を改める必要がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
74	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的指向又は性自認の表面に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とあるが、理由が正当化されることで本人の意に反する行為が行われるという表現になっている。どのような場合であっても、本人の意思が最大限に尊重され、行動が制限されることのないようにすべきである。	④	「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っている間に命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
75	4. 基本理念 ②共通認識	「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味であり、アウトティングについては、本人の同意を得て、その範囲であれば情報提供をしても良いということが前提です。」とあるが、「暴露」という言葉には「悪事をあばいて明るみに出す」という意味の方が一般的であり、性的指向や性自認が悪いものであるように捉えられてしまうため、表現を改める必要がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
76	4. 基本理念 ②共通認識	全体を通して「暴露」と「アウトティング」の表現が混在しており、両者の意味が分かりにくいいため、それぞれの定義を明確に分かりやすく示すべきである。	①	表現を整理いたします。
77	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的指向又は性自認の表面に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とありますが、正当な理由があれば本人の意思に関係なく暴露されてもよいというふうにも読めてしまいます。いかなる場合でも（どのように理由を正当化しようとも）本人の意思が最大限に尊重され、行動が制限されることのないようにしなければならぬと思います。	④	「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っている間に命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
78	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露」という言葉に「悪いことを隠している」というようなニュアンスを感じてしまいます。ほかにいい表現がないか、検討していただきたいと思えます。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の＜趣旨等＞において『「暴露」とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。』としています。</p>
79	4. 基本理念 ②共通認識	「アウトティング」という表現と「暴露」という表現の使い方の区別や、この条例の中での言葉の正確な定義を明確に示す必要があると思えます。	①	表現を整理いたします。
80	4. 基本理念 ②共通認識	性自認＝性別で「公表する必要も性別を特定する必要もない」なら、そもそも他人に認めてもらう必要もないのでここでの性自認の表明についてはあまり意味がないものと思えます。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、社会の偏見や差別がある中では、性的指向が異性愛でない場合や、生物学的性と性自認とが一致せず性別違和があるなどの当事者の方にとっては、本人の性的指向や性自認を誰かに伝えるかどうかは、極めて切実かつ重要な問題であることを、誰もが認識しておく必要があります。性別適合手術を受け、戸籍変更後の性別で社会生活をおくられている方の中には、出生時の性別を知られたくない方もおられ、性的指向や性自認の表明に関しては、本人の過去の状況も含め、本人の心を傷つけたり、周囲との人間関係を壊したりしないよう、幅広く捉えることが必要となってくるものと考えられます。</p>
81	4. 基本理念 ②共通認識	制服をユニセックスデザインに変更することですべての性別の人が着やすくなります。その時に「マイノリティに配慮した」などと言わないことです。それは暗にアウトティングを迫っています。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
82	4. 基本理念 ②共通認識	性的指向の望まないアウトティングは当事者を追い詰めるのに、「彼氏／彼女は？」「結婚は？」「子供は？」など、職場でそのようなことを聞かないよう徹底すべきです。また、アセクシャルの人は恋愛感情を持ちません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
83	4. 基本理念 ②共通認識	トランスセクシャルの方のアウトティングを阻止するために、多機能個室トイレを増やす。個室シャワールーム、個室更衣室を増やすことが重要です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
84	4. 基本理念 ②共通認識	性的指向・性自認に関するハラスメントを禁止事項に加えるべきである。カミングアウトの強制・禁止やアウトティングの禁止は重要だが、法制化されていない雇用分野以外も含め、いじめやハラスメントは禁止されるべきである。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ハラスメントやいじめ、他にも暴力行為などもあってはならないものです。共通の課題認識として、訓示的に、不当な差別的取扱い、カミングアウト、本人の意に反した暴露（アウトティング）を明示しております。また、ハラスメント防止対策については、事業者の役割の＜趣旨等＞において記載しています。いじめについては、社会生活及び社会参加における対応の＜趣旨等＞において、事例として記載しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
85	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も、性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱い…」と記載されているが、「何人も、性的指向又は性自認を理由としたハラスメントや差別的取扱いを…」というようにハラスメントについても記述された方がよいのではないかと考えます。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ハラスメントやいじめ、他にも暴力行為などもあってはならないものです。共通の課題認識として、訓示的に、不当な差別的取扱い、カミングアウト、本人の意に反した暴露（アウティング）を明示しております。また、ハラスメント防止対策については、事業者の役割の〈趣旨等〉において記載しています。</p>
86	4. 基本理念 ②共通認識	「『カミングアウトの強制（及び禁止）アウティング』は、当事者を傷つけ」と有りますが、カミングアウトの強制（及び禁止）アウティング関係以外の、「ホモネタ」「レズネタ」「オトコオンナ」などは、パワハラ防止法がカバーする分野以外は何もないように思うので、条例にあるとよいのではと考えます。	②	<p>基本理念の〈趣旨等〉において、「性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等においての不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるものを想定しており、それらを未然に防止することが必要です。」と記載しています。</p>
87	4. 基本理念 ②共通認識	アウティングの禁止について、賛成です。	②	<p>カミングアウトの強制等やアウティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
88	4. 基本理念 ②共通認識	「性的指向又は性自認の表明、いわゆるカミングアウトに関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）してはならない」とありますが、これらのことは性的要素における少数者のみならず、社会通念上、対人関係の中でごく普通に配慮されるべきことです。本人の意に反する暴露をしてはいけないということは社会の共通認識であり、機微な個人情報についてはプライバシー保護の観点から慎重に取り扱うよう、これまでも周知されつづけていることです。	②	<p>カミングアウトの強制等やアウティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
89	4. 基本理念 ②共通認識	<p>防犯の見地から、トランス身体男性を女性専用スペースに入れるのは反対です。性自認も当然尊重されるべきですが、内容が非常に曖昧かつ広範で、女性専用スペースでの男性による犯罪など、悪用の恐れがあると思います。いかに性自認を定義しても、「性自認を理由とした不当な差別的取扱い」の内容は不明確で、また「性自認の表明の強制の禁止」に留保がないので、いかなる時も何人においても性自認の表明の強制が禁じられることとなります。</p> <p>条文をどうすれば、の知恵はパツとは出ませんが、例えば、</p> <p>1 何人も、身体（あるいは生物学的）性別による合理的区別が必要な場合を除き、性自認を理由とした不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 何人も、公共の秩序維持等のため、必要な場合を除き、性自認の表明に関して、強制し…てはならない。</p> <p>などでしょうか。三重県民に順守義務を課すかなり重大なものなので（行政罰、刑罰によって強制されないにしても）、一文にまとめるのは難しく、何の留保もないのはかなり危険で、少なくとも〈趣旨等〉の箇所で、適用を除外できる時、場所などを例示的に明記する必要があるのではないかと思います。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
90	4. 基本理念 ②共通認識	「性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱い」について、他都府県の条例や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の表現に倣い、「性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱い」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
91	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）してはならない」について、「暴露」を「本人が秘密にしていることを明かすこと」で置き換えると文章が繋がらなくなるので、「暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
92	4. 基本理念 ②共通認識	全くGIDの人々に寄り添った内容になっていません。GIDの人は一般的に、性自認の性で生きていきたいと思っており、実際に変更しているような人はその外見がそのまま性自認なので、性自認のアウティングは重要な問題ではありません。 問題は「戸籍の性別（現在および過去）」のアウティングです。戸籍変更前（すなわち未手術）は、本人が誰にも言わなくても保険証やマイナンバーカードといった公的書類に戸籍の性別が書かれていて、何らかのきっかけで見られる可能性があります。戸籍変更後も、変更前のことを知っている人はいるため、職場でアウティングされる可能性があるなど、安心はできません。この問題を入れなければ、GIDの問題を無視しており、また「公的書類」という行政側の責任を棚上げし、「カミングアウトされた個人」だけに責任を押し付ける、非常に卑怯なアウティング条例になると考えます。 これができないのならば、せめて、「この条例とGIDはまったく関係がない」という点を明確に表明してほしいと思います。この条例がGIDの役に立つと思われては、GIDの苦しみが増え、適切な対策がされなくなり、有害になるからです。	①	全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。また、基本理念の〈趣旨等〉において、「性別適合手術を受け、戸籍変更後の性別で社会生活をおくられている方の中には、出生時の性別を知られたくない方もおられ、性的指向や性自認の表明に関しては、本人の過去の状況も含め、本人の心を傷つけたり、周囲との人間関係を壊したりしないよう、幅広く捉えることが必要となってくるものと考えられます。」と記載しています。
93	4. 基本理念 ②共通認識	当事者からカミングアウトを受けた人が悩んでしまった時、アウティングが禁止となれば、悩んだ人は誰にも相談できず、抱え込んでしまわなければなりません。これはDVの悪化にもつながります。たとえば、男性同士のカップルで、2人ともゲイであることを隠していたとします。その中でDVがあった時、被害者が誰かに相談することは、加害者をゲイだとアウティングすることになります。そのため、相談できる相談機関は重要なものだといえ、個人情報保護の対策を行うべきだと考えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉において、「公務員、相談機関の相談員は、個人情報について業務上扱うことから、守秘義務があり、個人情報を漏洩することなく適正な対応をすることが必要です。」と記載しています。
94	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も…性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露してはならない」とあるが、正当な理由とは誰にとつての正当なかが不明瞭である。また、理由が正当化されることで、本人の意に反する行為が認められてしまう表現になっている。正当な理由を限定し明示する必要がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っている命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。今後、事例の積み重ねも必要と考えます。
95	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露」と「アウティング」という二つの表現が混在しているため意味を整理し、それぞれの定義を明確に示すべきである。意味の説明の文章が分かりにくい。「本人の同意がなければ第三者に伝えてはいけない」という文言にしてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正（アウティングは説明書きを付けて使用）します。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
96	4. 基本理念 ②共通認識	<p>アウトィングを禁止されるということは、カミングアウトをしない方が良くと考えます。その理由は迷惑を周囲にかけるからです。</p> <p>アウトィングによって噂は広まって「パートナーがいるのか?」「気が付かなかった」「ビックリした」「ゲイは無理や」など色々言われますけど、殺されたり迫害されたり、居場所がなくなることはあまりありません。その内収束していきます。</p> <p>地域や職場で何かあれば人権問題ですが、そんな話はあまり聞きません。LGBTも三重県内で極普通に暮らしている人達であるという事実に基づいた啓発。困った時はお互い様で助け合いましょうという啓発で十分かと思えます。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、カミングアウトの強制等やアウトィングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
97	4. 基本理念 ②共通認識	<p>男女共同参画の中での施策にも関わらず、三重県には今まで就職差別やセクハラ、パワハラに関する禁止事項自体がなかったのでしょうか。企業の体裁の為に女性を落とす事を決めていながら面接をし、その手の発言を試験を受ける女性達に向かって隠しもしない企業もありますが、放置されています。三重県では性的指向と自認に特化すればいいだけ、まできているのでしょうか。すべての、とつけるのであれば、男女問わず就職差別や性差別を無くすことと一緒に行わないと意味がないと思われます。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、カミングアウトの強制等やアウトィングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
98	4. 基本理念 ②共通認識	<p>アウトィングなどの説明で、告白された側が自分では抱えきれないと家族や身近な人に相談することを、告白した側へ了解を取り、話す範囲を伝えるというのは、告白された側の負担が重くないですか。SNSでやり玉に挙げる、笑いものにする、どこかで勝手に相手の性的指向をばらすのは禁止として、「相談するためには告白された方がここまで確認を取らなくてははいけない」と決めたいのなら、断ってストーリーと化したり、受け入れなかったことで差別者といわれのないことを広げられたりすることが起きた時に、県はどう対応するのでしょうか。相談先があったとしても、当人同士のことには行政が介入するのは限界があります。そこに社会的信用が掛かるようであればさらに深刻です。すべての性的指向、性自認と書くのならなおさらです。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、カミングアウトの強制等やアウトィングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。また、基本理念の<趣旨等>において、相談できる環境や各事例などについて詳しく記載をしています。</p>
99	4. 基本理念 ②共通認識	<p>県外に住む当事者ですが、アウトィングに関しては、無闇に禁止せず啓発に留めておくのが一番です。アウトィングがされない社会ではなく、アウトィングされても大丈夫な社会が必要です。</p> <p>都市部でも田舎でもそうなのですが、噂というものは必ず出ます。出たからと言って当事者が引っ込んでしまうと、更に大きな噂になって当事者をより圧迫するわけです。三重県に住んでいる当事者の話を聞きますが、噂が広まったのでそうだ答えれば色々聞かれるものの、堂々としていればそれ程大きな事態にはならないようです。こういう力を我々も身に付けることが一番大切で、そういう啓発も加える必要はあると思えます。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、カミングアウトの強制等やアウトィングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
100	4. 基本理念 ②共通認識	「性的指向又は性自認を理由とした不当な差別をしてはならず」と書かれており、生物学的性別に基づく差別が含まれていません。女性差別がまだ解消されていない国でこれは女性が透明化されてしまいます。「誰もが」の中に女性を入れてください。「生物学的性別、性的指向又は性同一を理由とした不当な差別をしてはならず」です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざしています。これまでも進めている男女共同参画社会づくりとともに、性の多様性についても、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
101	4. 基本理念 ②共通認識	「正当な理由なく」よりも「生命維持や司法手続が必要な場合を除き」のほうが良い。暴露するような者は、正当でない場合でも正当な理由があるのだと強弁してしまう。具体的に規定したほうが良いだろう。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。今後、事例の積み重ねも必要と考えます。
102	4. 基本理念②共通認識 10. 啓発及び広報	三重県は、県職員や教職員、或いは委託事業者がアウトティングを行ってしまうから、パワハラ防止や条例制定を契機として、改善されたい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉において、「公務員、相談機関の相談員は、個人情報について業務上扱うことから、守秘義務があり、個人情報を漏洩することなく適正な対応をすることが必要です。」と記載しています。
103	4. 基本理念 ②共通認識	「正当な理由なく暴露してはならない。」とあるが、正当な理由とはどのような理由になるのか。本人の意に反する行為も正当と認められてしまうのではないかと感じる表現になっている。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。また、「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。
104	4. 基本理念 ②共通認識	「暴露」という表現は悪いことをしているような印象をあたえる。表現を改めて欲しい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の〈趣旨等〉において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
105	4. 基本理念 ②共通認識	本人にとってカミングアウトは自分らしさを表現するための大切な一歩である。あくまでも本人の意志を尊重していくことが大切である。何事も強制するのではなく、まわりが本人に寄り添い、理解していけるような内容をお願いしたい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
106	4. 基本理念 ②共通認識	差別を受けた側に対して「相談」にとどまらず、差別を認定し勧告を行う等、差別解消のしくみを導入していただきたい。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていきます。また、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。</p>
107	4. 基本理念 ②共通認識	3行目において「正当な理由なく暴露してはならない」と記載があり、P.6において「『正当な理由なく』というのは、本人に確認するのを待っていては命にかかわるような緊急事態…」と記載がありますが、例えばLGBT等の当事者にセクハラを受けていることによる会社等への相談や、ストーカー行為等の被害を受けていることに対して警察への相談する行為は、「正当な理由」に該当するのでしょうか。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報の保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースを想定しています。今後、事例の積み重ねも必要と考えます。</p>
108	4. 基本理念 ②共通認識	「一方で、伝えられた者が、どうしてもいかわからない場合なども想定されることから、本人の確認や同意が取れば、…相談先の周知が必要です」とありますが、本人の確認や同意が取れなければ関係機関に相談できないとのことでしょうか。 また、意見ですが「伝えられる（カミングアウトを受ける）こと」は受けた者にとっては「本人（カミングアウトを受けたもの）の同意なく受ける」こととなります。そのことを本人の同意を取らなければ相談できないとなると、「墓場まで持って行かないといけない情報を自分の意思なく受け付ける」こととなります。その重さを議論しないと結果として、カミングアウトを受けた者が抱えきれずにアウトティングしてしまうことになり、双方ともに満足いく結果につながらないと思います。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉において、性的指向又は性自認の表明については、カミングアウトや本人の同意のない暴露（アウトティング）の解説、相談できる環境や各事例などについて詳しく記載をしています。</p>
109	4. 基本理念 ②共通認識	「共通認識」にある、「本人の意に反して、正当な理由なく暴露(本人が秘密にしていることを明かすことをいう。)してはならない。」を条例に掲載してください。本人の意に反しての暴露は、当事者を大変傷つける場合があります。条例により、暴露はいけないという意識が広まっていき、様々な場所で安心できるようになってほしいです。	②	<p>カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
110	4. 基本理念 ②共通認識	〈趣旨等〉にある、「差別的な言動により傷つくなど、実害につながるものが想定され、…誹謗・中傷、SNS及びインターネット上での差別についても含まれます。」という部分について、強く啓発、広報してほしいです。 SNSやインターネットには、「差別も多様性のひとつ」「差別を反対している人は多様性を否定している」といった趣旨の、差別を肯定している言動があり、これで広がることで、「偏見や差別があっても良い」と思う人たちがいるかもしれません。「インターネットで意図的に差別したい人が生きやすい社会」や、「偏見や差別に無自覚の人が生きやすい社会」は、全ての人が生きやすい社会とは違います。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉において、「性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等における不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるものを想定しており、それらを未然に防止することが必要です。」と記載しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
111	4. 基本理念 ②共通認識	＜趣旨等＞にある、カミングアウトを受けた時に「どのように対応していくかは、当事者本人とよく話し合うことが重要です。」を強く啓発、広報してください。 カミングアウトされたら困る、という方の中には、本人との話し合いがわからないのかもしれませんが。どのように話し合えば良いかといった例も含め、話し合いをしようとして行動できるように啓発、広報をお願いします。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
112	4. 基本理念 ②共通認識	「趣旨等」にある、カミングアウトを受けた人の「相談先の周知」を積極的に進めてください。アウトティングはいけないという周知のみでは、カミングアウトを受けた側がどうすれば良いかわからない場合があると思います。今回の条例がきっかけで、匿名で利用できる相談先、安心して相談できる相談先を知る人が増えてほしいです。	②	県の相談窓口を設置するなど体制を整備するとともに、積極的な周知を図ります。
113	4. 基本理念 ②共通認識	「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味であり、アウトティングについては、本人の同意を得て、その範囲であれば情報提供をしても良いということが前提です。」とあるが、「暴露」という言葉には「悪事をあばいて明るみに出す」という意味が本来あり、性的指向や性自認が悪いものであるように捉えられてしまうため、表現を改める必要がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、厚生労働省のハラスメントに関する指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）では「暴露」という言葉を使用しているため、そのことを踏まえています。基本理念の＜趣旨等＞において「『暴露』とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。」としています。
114	4. 基本理念 ②共通認識	全体を通して「暴露」と「アウトティング」の表現が混在して使用されているため、意味を整理し、それぞれの定義を明確に示すべきである。	①	表現を整理いたします。
115	4. 基本理念 ②共通認識	条例ということで県民の人権を制約する部分もありますが、目的を實現することから、共通認識としてはっきりと「してはいけないこと」は明示していくべきで、具体的にあげていただくことは県民にとってもわかりやすく現実的だと賛同します。その上で、誰一人差別により排除されることなく、自分らしさを生かして活躍できる三重県をめざすべきだと考え、共通認識のもと、禁止事項としての明記も望みます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、カミングアウトの強制等やアウトティングは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。
116	4. 基本理念 ②共通認識	「何人も、性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いをしてはならず、」を「何人も、性的指向又は性自認を理由とした、不当な差別的取扱いや誹謗中傷等のハラスメントとなる言動をしてはならない。また何人も、」と補足修正してください。 「不当な差別的取り扱い」には、法的には誹謗・中傷等のハラスメントは含まれないため、＜趣旨等＞にあるものを条文として明記する必要があります。また誹謗中傷等には身振り手振りによる場合もあるので、「言動」として両方を含む条文とすることが必要です。内閣府男女共同参画局の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申にある「6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進」－「(2) 具体的な取組」の記述も踏まえて、ハラスメント禁止を明記する条例とすることが重要です。 また、文章が長くわかりにくいので、一読してすぐ理解でき周知啓発につながりやすいように、文を2つに分けた方がいいのではないのでしょうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、「性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等における不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるもの」と考えています。また、ハラスメントやいじめ、他にも暴力行為などもあってはならないものですが、共通の課題認識として、訓示的に、不当な差別的取扱い、カミングアウト、本人の意に反した暴露（アウトティング）を明示しております。ハラスメント防止対策については、事業者の役割の＜趣旨等＞において記載していません。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
117	4. 基本理念 ②共通認識	周知啓発のためにも、「厚生労働省」と当該指針の名称を補足してください。	①	厚生労働省の指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等の指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）と明記します。
118	4. 基本理念 ②共通認識	<p><趣旨等>に「不当な差別的取扱いとは、…誹謗・中傷、SNS 及びインターネット上での差別についても含まれます。」とありますが、条文からは「差別的な言動により…」の部分が入っていることが分かりにくいので、「不当な差別的取扱いや、誹謗・中傷など実害をもたらすような差別的言動をしてはならず」等とするべきだと考えます。</p> <p>「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（答申）」でも、「性的指向・性自認に関するハラスメント防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認についての理解を促進する」との記載があり、ハラスメントの防止を盛り込むことは、国の方針にも沿うものと考えられます。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等においての不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるもの」と考えています。また、ハラスメント防止対策については、事業者の役割の<趣旨等>において記載しています。</p>
119	5. 県の責務	「二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とあるが、性のあり方が一人ひとり異なることは当たり前のことであり、気づかい・心づかいをする対象とすると、あたかも自分とは異なるものに対して特別な対応をするようにと要求するような表現になってしまう。「県が実施する施策において、多様な性のあり方を尊重したものとなるようにする」など、表現に工夫が必要である。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
120	5. 県の責務	「二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とあるが、性のあり方が一人ひとり異なることは当たり前のことであり、気づかい・心づかいをする対象とすると、あたかも自分とは異なるものに対して特別な対応をするようにと要求するような表現になってしまう。「県が実施する施策において、多様な性のあり方を尊重したものとなるようにする」など、表現に工夫が必要である。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
121	5. 県の責務	「二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とあるが、性のあり方が一人ひとり異なるのは当たり前のことであり、気づかい・心づかいをする対象とすると、あたかも自分とは異なるものに対して特別な対応をするようにと要求するような表現になってしまう。「県が実施する施策において、多様な性のあり方を尊重したものとなるようにする」など、表現に工夫が必要である。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
122	5. 県の責務	「二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とあるが、性のあり方は一人ひとり違うのが当然であるのに、配慮する対象とすると、まるで自分とは異なるものに対して特別な扱いをするようにと要求するような表現になっている。「多様な性のあり方を尊重したものとなるようにする。」など、表現に工夫が必要である。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
123	5. 県の責務	性のあり方が一人ひとり異なることは当然のことである。「性の多様性に配慮する」という表現があるが、あたかも自分とは異なるものに対して、特別に気づかひや心づかひをすることを要求するという懸念がある。「多様な性のあり方を尊重したものになるようにする」など、表現に工夫が必要である。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
124	5. 県の責務	「二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とあるが、性のあり方が一人ひとり異なることは当然のことであり、気遣い・心遣いをする対象とすると、あたかも自分とは異なるものに対して特別な対応をするようにと要求するような表現になってしまう。そこで、「二 県は基本理念にのっとり、県が実施する施策において、多様な性のあり方を尊重したものとなるようにする。」など、表現に配慮が必要だと考える。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
125	5. 県の責務	「二 県は、基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とありますが、「配慮」という言葉に「特別扱い」のニュアンスを感じてしまいます。性の多様性が尊重されることは「基本的人権」であり「あたりまえ」のことであるような表現、たとえば「県が実施する施策において、多様な性のあり方を尊重したものとなるようにする」などのほうが適切ではないでしょうか。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
126	5. 県の責務	LGBTと言われていたものがSOGIと変わるなど、日々概念が変わっているため、県の責務の中に、概念の変化の可能性があることと、それに対して必要な見直しを行っていくことを記載してほしいです。	①	社会情勢の変化等の状況及び条例の施行の状況を勘案し、必要な見直しを検討する項目を、条例附則に設けます。
127	5. 県の責務	県の基本計画策定にあたっては、男女共同参画審議会ではなく独自の会議体を設けるべきであるが、過渡的に男女共同参画審議会で策定する場合においても、労働者代表や「性的指向又は性自認を理由とする差別等を受けた者」もしくは「その者に対する支援に従事する者」及び「性的指向又は性自認に関する学識経験者」を審議会の委員に必ず加えるべきである。また、県が基本計画に基づく施策を実施するにあたって、財政上又は法制上必要な施策を講ずるよう努めることを明記すべきである。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、性の多様性に関する施策については、男女共同参画審議会の中に専門部会を置いて、調査及び審議をします。
128	5. 県の責務	「二 県は基本理念にのっとり、県が実施する施策において、性の多様性に配慮するものとする。」とあるが、性のあり方が一人ひとり異なることは当たり前のことである。子どもたちは人権学習において、「～してあげたい」という表現をすることがしばしばあるが、そこには多数派から少数派に向ける視点が少なからずある。多様な性は気づかひ・心づかひをする対象ではなく、対等に尊重されるものであり、上記の「配慮」という表現では、あたかも自分とは異なるものに対して特別な対応をするような受け取り方になる。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
129	5. 県の責務	<p>性の多様性に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行う、県が実施する施策において性の多様性に配慮するとありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。</p> <p>啓発や研修の必要性をすべて否定するわけではありませんが、LGBTトイレやLGBTに配慮してのジェンダーフリー制服の導入など、よかれと思って行うことがアウトティングの強要に近いものになっていることに対する、当事者の切実な声に耳を傾けてください。三重県の先駆的な取組が全国の自治体に与える影響の大きさをご理解、ご認識いただき、条例の制定について慎重であってほしいと願っております。</p> <p>性的要素における少数者が行政に真に望むことは、ひとりの人として、ごく普通に生きている者として尊厳が守られることです。条例に定めて行われようとしている総合的、計画的な性の多様性に関する施策が、多くの当事者が真に望んでいるものとますます乖離していくのではないかという思いを強くしています。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう、基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰に取り組みます。また、今後、寄せられた相談の声や対応事例などを蓄積し、相談対応や情報提供の充実とともに、県の施策に生かし改善を図っていく考えです。</p>
130	5. 県の責務	冒頭部分の「性の多様性に関する必要な施策」について、「3. 基本理念 ① 施策のあり方」等の本条例案の他の部分では単に「性の多様性に関する施策」となっていることや、一般的な政策推進条例の「県の責務」の書きぶりに鑑み、「必要な」を削ってはどうか。	①	表現を修正いたします。
131	5. 県の責務	冒頭部分の「策定し」について、一般的な条例の書きぶりに従い、「策定するとともに」に改めてはどうか。	④	文章を簡潔な表現としています。
132	5. 県の責務	冒頭部分の「継続的に公表する」について、「継続的に」がどういう意味なのか必ずしも明らかではないのと、そのような表現は既存の法律や県の条例において確認できなかったので、＜趣旨等＞の内容を踏まえ、「毎年一回、公表する」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
133	5. 県の責務	冒頭部分において基本計画の策定について規定しているが、通常政策推進条例では「県の責務」で基本計画の策定を規定することはないと思われるので、基本計画の策定については、別の条文として規定したほうがよいのではないか。	①	修正（別条として設ける）いたします。
134	5. 県の責務	冒頭部分の基本計画の策定について、＜趣旨等＞では基本計画として男女共同参画基本計画が想定されているとのことであるが、県民に対する分かりやすさの観点から、条文においてもその旨を明記してはどうか。その場合は、三重県手話言語条例第7条第1項等を参考に、「県は、三重県男女共同参画推進条例（平成十二年法律第七十三号）第八条第一項の規定による男女共同参画の推進に関する基本的な計画において、性の多様性に関する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。」といった内容としてはどうか。	④	次期三重県男女共同参画計画は、本条例にも基づく計画となります。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
135	5. 県の責務	三の「性の多様性が尊重される社会を推進するための、」について、「の」の後に「、」がついていることにより、どこに掛かるのかがわかりにくい。仮に「性の多様性に関する施策」を修飾しているとした場合、本条例案の他の部分における「性の多様性に関する施策」という表現にはそのような修飾がないこととの整合性がとれていないと考えるので、この部分は全て削ってはどうか。削らない場合でも、「社会を推進するための、」には違和感があるので、当該部分は「社会の実現に向けた」といった表現に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
136	5. 県の責務	三の「あたっては」については、常用漢字を用いるという観点から、「当たっては」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
137	5. 県の責務	三の「市町及び関係機関」について、「14. 事業者等への支援」に出てくる「関係機関等」という表現の内容と同一と考えられる（「14. 事業者等への支援」の＜趣旨等＞参照）ので、ここで「市町及び関係機関（以下「関係機関等」という。）」というふうに改めるか、「14. 事業者等への支援」における「関係者等」を「市町及び関係機関」に改めることで、両者の整合を図るべきと考える。ただし、「13. 社会生活及び社会参加における対応」にこれらとは内容が異なるとも考えられる「関係機関等」が出てくるので、その調整が必要である。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、全体を通じて「関係機関」という表現で整理いたします。
138	5. 県の責務	条例に定められた計画については、男女共同参画基本計画には位置付けず、特化した計画を別個に設けられたい。	④	①これまで県の男女共同参画計画に位置づけ取り組んでいること、②国も男女共同参画計画で位置付けていること、③性別、性的指向、性自認という性に関する施策を一体の計画とすることで、学校、職場、地域の取組が総合的に進められることから、男女共同参画基本計画に施策を位置づけ、取り組んでいきます。
139	5. 県の責務	LGBT支援施策の連携検討会議が開催されていることに感謝している。当事者の方々が、県内のどの市町でも安心して暮らせるように、市町との連携を強化してほしい。	②	県は、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進していきます。
140	5. 県の責務	基本計画の策定と、実施状況の継続的公表が盛り込まれていることは、条例の趣旨の徹底と施策の進展を図るために必要かつ大変意義があります。	②	県は、次期三重県男女共同参画計画を本条例にも基づく計画として位置づけ、性の多様性に関する施策について定め、審議会の中に専門部会を置き、調査・審議のうえ、毎年一回、施策の実施状況について報告（公表）していきます。
141	5. 県の責務	「県は…性の多様性に配慮するものとする。」を、「県は…性の多様性に関して、合理的配慮を行うものとする。」と修正してください。また、＜趣旨等＞において、下記を参考にして、「合理的配慮」の説明を補足してください。 (1)「配慮」は単に気持ちの問題ではなく、合理的配慮として、（過重でない限りにおいて、必要となる）具体的措置を行うことが求められます（たとえば、行政への提出書類書式における不要な性別欄の削除）。職員等に判断基準を明示し趣旨を徹底するために、障害者差別解消法等でも用いられている「合理的配慮」の語を用いて明確化することが重要です。 (2)「8. 事業者の責務」として、「必要な措置を講じるよう努めるものとする。」とされており、行政としても具体的アクションをとるべきことを明記することが必要です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の責務において「県は実施する各施策において、性の多様性に関する必要な措置を講じます。」としています。また、社会生活及び社会参加における対応において、「県は、性的指向及び性自認に関わらず、安心して学び、働き、暮らすことができるよう環境づくりに関して、関係機関と連携し、合理的な配慮の下に、施策の推進に努める」旨を記載し、その＜趣旨等＞で「合理的な配慮」を説明しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
142	6. 市町の責務	「性の多様性に配慮する」とあるが、「配慮」は弱者への気遣いや心配りを表す言葉であり、性的マイノリティの人たちが心配りが必要な弱者であるとの印象を与えかねない。「性の多様性を尊重する」といった表現に改めるべきだと考える。	①	表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。
143	6. 市町の責務	内容がわかりません。	①	市町の役割の〈趣旨等〉において、「市町の役割として、実施する施策において、例えば、職員研修、広報・啓発をはじめ、市町の取組状況などの実情に応じて、推進に努めることとします。」と記載いたします。
144	6. 市町の責務	「市町は、基本理念にのっとり、市町が実施する施策において、性の多様性に配慮するよう努めるものとする。」 〈趣旨等〉市町の責務として、実施する施策において配慮することをうたいます。 とあるが、性の多様性及び性自認に対し配慮等の文章が素案の中に多く占めており過剰気味、この書き方ではその者達に対しての配慮を、過剰に県民に強いていこうとする案としか見えない。この条例案には反対です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、表現を修正（「認め合うことができるよう、必要な措置を講ずる」）いたします。また、県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」としています。
145	6. 市町の責務	「市町は…性の多様性に配慮するよう努めるものとする。」を、「県は…性の多様性に関して、合理的配慮を行うよう努めるものとする。」と修正してください。また、〈趣旨等〉において、下記を参考にして、「合理的配慮」の説明を補足してください。 (1) 「配慮」は単に気持ちの問題ではなく、合理的配慮として、（過重でない限りにおいて、必要となる）具体的措置を行うことが求められます（たとえば、行政への提出書類書式における不要な性別欄の削除）。職員等に判断基準を明示し趣旨を徹底するために、障害者差別解消法等でも用いられている「合理的配慮」の語を用いて明確化することが重要です。 (2) 「8. 事業者の責務」として、「必要な措置を講じるよう努めるものとする。」とされており、行政としても具体的アクションをとるべきことを明記することが必要です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の責務において「県は実施する各施策において、性の多様性に関する必要な措置を講じます。」としています。また、社会生活及び社会参加における対応において、「県は、性的指向及び性自認に関わらず、安心して学び、働き、暮らすことができるよう環境づくりに関して、合理的な配慮の下に、施策の推進に努める」旨を記載し、その〈趣旨等〉で「合理的な配慮」を説明しています。
146	7. 県民の責務	「県民の責務として…性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあるが、性の多様性が尊重される社会の実現への努力に対する具体的な策が明記されていない。	①	県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。 県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組みます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
147	7. 県民の責務	「県民の責務として…性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあるが、性の多様性が尊重される社会の実現への努力に対する具体的な策が明記されていない。	①	<p>県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p> <p>県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組めます。</p>
148	7. 県民の責務	「県民の責務として…性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあるが、性の多様性が尊重される社会の実現への努力に対する具体的な策が明記されていない。	①	<p>県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p> <p>県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組めます。</p>
149	7. 県民の責務	「県民の責務として…性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあるが、性の多様性が尊重される社会の実現に努めるための具体的な策を明記すべきである。	①	<p>県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組めます。</p>
150	7. 県民の責務	「県民の責務として、理解を深めること…」とあり、性の多様性について、広く知識を持つ、理解ができる土台をつくるという点では同意できる。しかしながら、そのための具体的な策・取組が明記されていない。この条例が形だけのものとならないよう、進めていただきたい。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県民の役割の〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p> <p>県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組めます。</p>
151	7. 県民の責務	文章中に性の多様性が尊重される社会の実現への具体的な策が明記されていません。県の施策としてどのようなことを検討しているのか、示すべきであると思います。	①	<p>県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p> <p>県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組めます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
152	7. 県民の責務	「県民の責務として…性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあるが、性の多様性が尊重される社会の実現への努力に対する具体的な策が明記されていない。	①	<p>県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p> <p>県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組みます。</p>
153	7. 県民の責務	「県民の責務として…性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあります。性の多様性が尊重される社会の実現への努力に対する具体的な策を明記する必要はないでしょうか。	①	<p>県民の役割は「県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とします。〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p> <p>県の基本的施策として、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活及び社会参加における対応、顕彰について、条例に位置づけ取り組みます。</p>
154	7. 県民の責務	「社会のあらゆる分野における活動において、性の多様性が尊重される社会を実現する」について、三重県男女共同参画推進条例第5条第2項の表現に合わせ、「社会のあらゆる分野において、性の多様性が尊重される社会の実現に寄与する」に改めてはどうか。三重県男女共同参画推進条例の「県民の責務」（第5条）は、いずれの語尾も「努めなければならない」となっているので、本条例案の「5. 県民の責務」のいずれの語尾についても「努めるものとする」を、より強めた表現である「努めなければならない」に改めてはどうか。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見のあった部分は、内容を整理しています。また、「努めるものとする」で表現を統一しています。</p>
155	7. 県民の責務	まず「性の多様性」の中身を説明してください。性の多様性を尊重するという事を県がどう考えているのかがわかりません。その後で県民が協力をするかどうかを問うべきです。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、異性愛でない多様な性的指向であること、性同一性障害や生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があることなどで、不安や課題を抱える方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
156	7. 県民の責務	「県民の責務として、理解を深めること、社会の一員として、性の多様性が尊重される社会の実現への努力、県の施策への協力をうたいます。」とあるが、ここでは県民一人一人が自分事として、この計画に主体的に取り組む姿勢を強く示したいと考える。県民一人ひとりが自分事として主体的に取り組む（学習会に参加するなどの）姿勢を文言に付け加えたい。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県民の役割の〈趣旨等〉において、「例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。」と記載いたします。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
157	7. 県民の責務 8. 事業者の責務	「県民は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする」「事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする」とあります。三重県がこのような要求を県民や事業者に突きつけるのは、現状では極めて不当であると言わざるを得ません。そもそも性の多様性に関してはさまざまな思想があるにも関わらず、県民等に県の施策に従うよう迫るのは、むしろ多様性の否定と言えます。これらの文言は削除してください。	④	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、県の責務、市町、教育に携わる者、県民、事業者の役割を定め、さまざまな主体が共通の課題認識を持って社会全体で取り組んでいくことが重要であると考えています。
158	8. 事業者の責務	マイノリティがマジョリティの制度と同等の制度が多岐にわたって利用できない現在、選択肢は狭いと思われま。県条例で少しでも一歩近づくことができれば当事者の励みになると考えます。条例で定められることも大事ですが、各民間企業の理解、努力が必要と考えます。（例：各保険の取り扱いなど）	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
159	8. 事業者の責務	事業者の責務に「採用活動」においても性の多様性が尊重され、LGBTを排除してはいけなと文言を記載してください。本来、求職者の能力と意志により面接の可否を決定するはずだが、LGBTであるというだけで、不採用になるケースがある。厚生労働省が定める「公正な採用選考の基本」（2）オの項には「障害者、難病のある方、LGBT等性的マイノリティの方など特定の人を排除しないことが必要。」と記載がある。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、事業者の役割の＜趣旨等＞において「理解を深めるとともに、公正採用、ハラスメント防止対策、労働安全衛生面など職場環境面や顧客対応において、事業者の実情に応じた、性の多様性に関する理解に基づく行動に努めるとともに、県の施策への協力をうたいます。」と記載いたします。
160	8. 事業者の責務	「就労環境」について、どういう就労環境かを明確にするため、「その従業員に係る就労環境」に改めてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正（「職場環境」）いたします。
161	8. 事業者の責務	「性の多様性が尊重される社会を実現するための必要な措置を講じる」について、三重県男女共同参画推進条例第6条第2項の表現を参考に、「性の多様性が尊重される社会の実現に寄与する」に改めてはどうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、ご意見のあった部分は、内容を整理しています。
162	8. 事業者の責務	三重県男女共同参画推進条例の「事業者の責務」（第6条）は、いずれの語尾も「努めなければならない」となっているので、本条例案の「6. 事業者の責務」のいずれの語尾についても「努めるものとする」を、より強めた表現である「努めなければならない」に改めてはどうか。	④	「努めるものとする」で表現を統一しています。
163	8. 事業者の責務	「県の施策に協力するように求める」について、現行法では女性の働く職場では、訪問側に女性がいても施設管理側に女性の従業員がいなければ女性用のトイレを設置する義務はありませんが、会社に一人でも女性が働いていれば女性用トイレを設置し、安全に使用できる必要があります。女性にとって施設が自認で分けられることは全く安全ではありません。女性専用の施設などに、自認のみのトランスジェンダーが収容を望むことがある場合、県は、施設の増設、スタッフの補充などの助成、施設計画はありますか。何もなく、現在の施設に自認だけで「身体で分けた施設」に収容するのはこれは、LGBTであろうがなかろうが脆弱な女性身体者にとって人権侵害です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の＜趣旨等＞においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
164	8. 事業者の責務	LGBの対応は異性愛者の男女と同じ対応で済みますし、恋愛問題は個人の自由の問題かと思えますから、特に神経質になることはないかと思えます。慶弔費や休暇などに関して、当事者個人の思いを飛び越えて無理難題を要求しすぎると、職場を萎縮させることがありますので、結婚の慶弔費支給や結婚休暇は誰にも年に一度程度にしておくとか工夫は必要かもしれません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
165	8. 事業者の責務	事業者は男女の賃金格差を公表した上で、賃金格差を男女平等にする。男女共同のトイレを廃止し男女に分かれたトイレ、多目的トイレをつくる。男子トイレの個室を増やす。性別区分けのスペースの清掃員は異性の清掃員を入れない。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
166	9. 教育に携わる者の責務	教育現場の環境面として、 ・制服を男女で差を設けない（学校だけでなく制服のある職業でも推進して欲しい） ・活動中、男女で分けて管理しない ・出席番号は男女混合で作成するなど取り組んでいただきたいです。	③	県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。
167	9. 教育に携わる者の責務	「教育関係者は、…性の多様性が尊重される社会を実現するための必要な措置を講じるよう努めるものとする」とあるが、制服においてはスカート、ズボンなど児童が自由に選べる状況になっていない学校が多い。児童、保護者が学校側に訴え、やっと選択できる状況である。それは児童、保護者の心理的負担となっている。課題の解決にむけ、必要な施策がとられるべきであると考えます。	③	県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。
168	9. 教育に携わる者の責務	髪型の自由化や、制服の廃止またはユニセックスデザインの新しい制服を作る。男女分けられた制服をどちらも着られるようにすることが性の多様性に配慮しています。	③	県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。
169	9. 教育に携わる者の責務	学校も多機能個室トイレを増やす。個室ではないすべてのトイレを男女が使えるようにすることは禁止してください。	③	トイレの整備については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」により、トイレの洋式化を計画的に進めているところであり、改修の際には性の多様性に配慮し、学校と十分に協議を行い、多機能トイレ等の整備を進めていきます。
170	9. 教育に携わる者の責務	性の多様性に配慮するためには、すべての教育者とすべての生徒が身体的性差（月経について筋力差について等）を知る必要があります。女性差別、マイノリティ差別について勉強すべきです。社会的に男女に押し付けられてきた性役割や性表現とは何かを学び、そこから自由になることができることを学ぶべきです。	③	県教育委員会では、専門家を県立学校に派遣し、生徒を対象として性に関する講演等を行っています。産婦人科医等による講演の際には、事前に打合せを行ったうえで、性の多様性についても触れていただいています。 また、県人権教育基本方針に教育としてその解決に向けて取り組むべき人権問題として、女性の人権に係わる問題や性的マイノリティの人権に係わる問題（性的指向・性自認に係る人権課題）を位置づけており、教職員が積極的にこれらの教育に取り組めるよう、研修を実施したり、指導資料を提供したりしています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
171	9. 教育に携わる者の責務	未成年者に自分の性を決定することを迫らないことです。未成年に性別移行手術をすすめないことです。	①	子どもの性的指向や性自認にかかわる認識やそれによる違和感は、成長に従い減ずることも含め変動があり得るものであり、学校として先入観をもたず、その時々の子どもの状況等に応じた支援を行うことが重要であるとされていることをふまえ、教育の推進の〈趣旨等〉に、「性別適合手術の決断や性的指向の表明など、自身の性に関する認識や決断は、人生を大きく左右することを踏まえて、成長の状況を見極めつつ、見守る姿勢も大切です。」と記載いたします。 なお、学校教育において教職員が性別適合手術をすすめることはありません。
172	9. 教育に携わる者の責務	部活動はスポーツの場合生物学的身体で分けさせていただきます。身体性別の男女分かれた更衣室を用意してください。	③	文部科学省が2016年に公表した資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」において、「性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である」ことが示されています。県教育委員会では、本資料を学校等に配付するとともに、県人権教育基本方針に基づいて、すべての子どもの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めているところです。
173	9. 教育に携わる者の責務	見出しは「教育に携わる者」となっているのに、本文では「教育関係者」となっていて整合がとれていないので、どちらかに統一すべきではないか。	①	表現を修正いたします。
174	9. 教育に携わる者の責務	「性の多様性が尊重される社会を実現するための必要な措置を講じる」について、三重県男女共同参画推進条例第5条第2項及び第6条第2項の表現を参考に、「性の多様性が尊重される社会の実現に寄与する」に改めはどうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、ご意見のあった部分は、内容を整理しています。
175	9. 教育に携わる者の責務	第一に、女性身体をもって生きている人間の尊厳や人権が守られるように配慮してください。同年代の子供たちの中でトランスの子がいたとして、男性でも女性でも体を見做してトイレや更衣室の同時使用を強制したり、セックスフリーなどにしないでください。更衣室を増やす、時間をずらすなどの対応をする。一緒に生きていくのなら、女子生徒にも男子生徒にも負担の無いようにしてください。	③	文部科学省が2016年に公表した資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」において、「性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である」ことが示されています。県教育委員会では、本資料を学校等に配付するとともに、県人権教育基本方針に基づいて、すべての子どもの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めており、学校内では職員トイレや多目的トイレの使用、更衣場所について他の子どもや保護者にも配慮し対応しています。 また、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」により、トイレの洋式化を計画的に進めているところですが、改修際には性の多様性に配慮し、学校と十分に協議を行い、多機能トイレ等の整備を進めていきます。更衣室についても、性の多様性に配慮し、学校の要望も踏まえて、多機能トイレの室内にフィッティングボードを設置するなど、更衣も可能となる整備を進めていきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
176	9. 教育に携わる者の責務	もっともっと子供たちがカミングアウトしやすい環境に。学校にLGBTに関する相談もできる（詳しい）相談員がほしいです。	③	<p>学校教育において、一人ひとりの子どもが集団の中で自分らしさを発揮でき、自分をかけがえのない存在として感じられる環境をつくることは重要です。性同一性障害に係る子どもや「性的マイノリティ」とされる子どもは、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等が文部科学省の資料で示されていることをふまえて、学校においては、日頃から子どもたちが相談しやすいよう、教職員がさまざまな人権問題について理解を深めるための研修を行っています。</p> <p>また、本県ではスクールカウンセラーを各公立中学校区及び県立高等学校に配置し、心理の専門的な見地から教育相談に対応していますが、性の多様性をはじめさまざまな状況にある児童生徒への多様な支援が必要になっていることから、スクールカウンセラーの配置時間を増加することとしています。今後、スクールカウンセラーには性の多様性についても研修を行い、子どもたちが安心して相談できるよう、取り組んでいきます。</p>
177	9. 教育に携わる者の責務	男子女子を均等にするために成績が悪い男子生徒を合格させることをやめる。性別にかかわらず個々の能力を尊重することができて初めて性の多様性を尊重することになる。	③	<p>県立高校の入学選抜については、三重県立高等学校入学選抜実施要項に則り、性別にかかわらず、公平公正に実施しています。</p>
178	9. 教育に携わる者の責務	名簿順を男子が先女子が後のように女子生徒を差別しない。男女混合のあいうえお順にする。	③	<p>学校における様々な場面において性の多様性への配慮が一層進んでいくよう取り組んでいきます。</p>
179	9. 教育に携わる者の責務	教育に関する部分で、性表現の記述が欲しいと思いました。P12の趣旨等の部分で「制服などの見直し」と触れられていますが、希望する制服を着ることができず、登校をあきらめる形になる子どもが沢山います。「誰一人取り残さない」ことを社会全体で取り組むべきですから、こんなことがあってはなりません。しかし、現状として学校現場は文科省の指針だけで、よりどころになるものはありません。この条例が子供たちの光となるような文言がはっきり入っているようなものになるよう強く要望します。	③	<p>県教育委員会では、制服や髪型など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。</p>
180	9. 教育に携わる者の責務	小中高大に限定せず、さまざまな教育全般を対象にしており、また職種も特に限定していないので、専門学校、各種学校、塾や家庭教師、社会教育なども網羅され、あらゆる教育の場での「性の多様性の尊重」を求めており、非常に有意義です。	②	<p>学校をはじめ教育に携わる者の役割を定めています。</p>
181	(4) 基本的施策について	性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、具体的な施策を明記してほしい。	①	<p>基本計画について、別条を設けています。また、基本的施策については、今後、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画などに定め、具体的な取組を行っています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
182	(4) 基本的施策について	条例制定後、偏見をなくしていくための具体的な行動案をより多く盛り込んで頂きたいと思います。	①	基本計画について、別条を設けています。また、基本的施策については、今後、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画などに定め、具体的な取組を行っていきます。
183	10. 啓発及び広報	今回、県でこのような動きがあることについて、全面的に賛同します。ぜひ幼稚園など幼少期の教育環境から、性のあり方が多様であることを浸透させていってほしいです。その際にはどうか、「〇〇という特別な人たちのために配慮しよう」というマジョリティ側からの視点にならないようにしていただきたいです。性についての立場や各人の性質にはグラデーションがあるものであり、誰もがいつ少数派になって苦しむことがありうるから生きやすい社会にしていこうという当事者視点で考えていっていただきたいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
184	10. 啓発及び広報 11. 教育の推進 12. 相談対応等	10. 啓発及び広報に「四 学校設置者は、学校の職員及び教員職に対し、…必要な研修などの啓発に努めるものとする。」、〈趣旨等〉「組織において意思決定をする立場や…研修を優先して実施することも考えられます。」とあるが、実際に相談にのるのは児童生徒の場合、担任や養護教諭が中心となっているのが現状である。また、11. 教育の推進について、人権教育は日々のすべての教育の中でおこなわれるものである。これらのことから、養護教諭への研修はもちろんのことだが、担任することになる教職員への研修も最優先して実施していくべきだと考える。	①	研修等の実施の〈趣旨等〉において、「組織においては、意思決定をする立場や相談を受ける立場の方、例えば、学校であれば、管理職や担任をはじめとした教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどへの研修が重要と考えられます。」と記載いたします。
185	10. 啓発及び広報 11. 教育の推進 13. 相談対応等	教職員が十分に対応に努めることができるよう、県として必要な予算措置をおこなうよう、明記していただきたい。	③	県教育委員会では、令和元年度から人権教育研修において、当事者や県内教職員を講師として性の多様性に関する研修講座を実施しています。研修等の実施の〈趣旨等〉において、組織においては、意思決定をする立場や相談を受ける立場の方、例えば、学校であれば、管理職や担任をはじめとして教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどへの研修が重要であると考えられることから、研修機会の確保に努めてまいります。
186	10. 啓発及び広報	教育関係者だけでなく、多くの方が性の多様性に関する理解を深められるように、啓発や広報・交流が必要であり、そのような機会をつくってほしい。	①	広報・啓発は単独の条文としています。広報・啓発や交流の重要性について、〈趣旨等〉で記載しています。
187	10. 啓発及び広報	三重県の条例の取組において、とてもすばらしいものだと感じておりますし、性の多様性を尊重した環境創りに期待しております。条例は是非とも制定頂きたいところではありますが、大切なのはそのあとの啓発行動であると思います。三重県在住の多くの方に知って頂き、認知を頂くことが必要だと思います。	①	広報・啓発は単独の条文としています。広報・啓発の重要性について、〈趣旨等〉で記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
188	10. 啓発及び広報	啓発の具体的強化案（条例の解説を含む）として、学校での出張事業、集落単位での懇談会、講演会、勉強会の実施を継続して行う。（1回で完結するテーマでもなく、1度に全員が聴けるわけでもないの）	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
189	10. 啓発及び広報 11. 教育の推進	研修等の啓発の推進について、その主旨自体は必ずしも否定されるべきものではありませんが、民間事業者等の実施するLGBT研修ビジネスへの利益誘導に繋がるような文言を条例に盛り込むのは、極めて不当であると言わざるを得ません。	④	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいく上で、基本的施策として、広報・啓発、研修等の推進は重要であると考えています。
190	10. 啓発及び広報 11. 教育の推進	LGBT等性の多様性に関する研修については、その内容・質が玉石混淆であるのが現状です。不適切な内容の研修がまかり通ることのないよう、自治体や教育施設等の公的機関において研修を実施する場合は、その実施内容（資料、カリキュラム、講師、経費等）を公開し、透明性を確保する必要があると考えます。どうしても研修実施について条文に盛り込むのであれば、そのような透明性の確保についての文言もあわせて盛り込んでください。研修実施内容を広く県民等に公開することは、それ自体が啓発にもつながり、一石二鳥の有用な取組となります。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
191	10. 啓発及び広報	二～五において「研修」を「啓発」の例示としているが、管見の限り、既存の法律や条例では、「研修」と「啓発」は別物として規定されている（三重県人権センター条例第2条第1号等）と思われるので、二～五の「研修などの啓発を行う」を「研修その他啓発を行う」に改めるとともに、見出しを「10. 啓発等」に改めてはどうか。	①	修正（別条に整理）いたします。
192	10. 啓発及び広報	冒頭部分の「県民等」の「等」が何を指すのか不明確である。もし「事業者」を指すのであれば、「県民及び事業者（以下「県民等」という。）」とすべきではないか。	④	県民、事業者をはじめさまざまな主体を想定しています。
193	10. 啓発及び広報	二及び三の「職員」について、それぞれこの職員かが不明確なので、それぞれ「その職員」に改めてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正しています。
194	10. 啓発及び広報	四の「学校」の範囲が不明確（幼稚園が含まれるのかどうかなど）なので、三重県いじめ防止条例第2条第2号のように定義してはどうか。	③	いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
195	10. 啓発及び広報	四の「学校設置者」について、三重県いじめ防止条例第6条等に倣い、丁寧に「学校の設置者」に改めてはどうか。その場合、「11. 教育の推進」、「12. 相談対応等」の三及び「14. 事業者等への支援」中の「学校設置者」も併せて改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
196	10. 啓発及び広報	四の「学校の職員及び教職員」及び「教職員等が」並びに五の「従業員が」について、どこの学校、どの教職員等、どの従業員かが明確になるよう、それぞれ「当該学校の職員及び教職員」及び「当該教職員が」並びに「当該従業員が」に改めてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正いたします。
197	10. 啓発及び広報	四の「職員及び教職員（以下これらを「教職員等」という。）」について、「職員」と「教職員」の違いがよくわからず、既存の法律や条例でもこれらを「教職員等」としている例は確認できなかったもので、単に「教職員」あるいは「教職員等」でよいのではないか。	①	表現を修正いたします。
198	10. 啓発及び広報	五の「事業者は、当該事業所の従業員に対し」について、「当該」はその前に出てきた語を受ける用語なので、ここで用いるのは不適切（事業者≠事業所）であり、また、「12. 相談対応等」の四では「事業者は、従業員が」として「当該事業所の」がないこととの整合を図る意味でも、「事業者は、その従業員に対し」に改めてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正いたします。
199	10. 啓発及び広報	医療施設などの医師もLGBTの知識を。県や市が運営している病院の看護師や医師への研修を進めていただきたいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 性の多様性について、医療機関、関係団体等に対し機会をとらえて啓発していきます。
200	10. 啓発及び広報	トランスジェンダー女性ですが、学校の先生が自分のセクシャリティのことや制服に関する相談をしっかりと聞いてくれ、制服が選べるよう受け入れ態勢を作ってくれ助かりました。なにより先生たちが耳を傾けて聞いてくれたことが嬉しかったです。また、LGBT当事者が講演会で話してくれたことも大きく、周りの友達の反応もいい方向に向きました。 友達もネットか講演会で知った人が多く、講演会の影響力は強いと思います。全部の学校が研修を受けるなど、まだ知らない先生に知ってほしいです。	③	県教育委員会では、性の多様性を認識し、性的指向や性自認に係わる偏見にとらわれない意識を子どもたちに育むとともに、すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりに取り組んでいます。教職員に対しては、令和元年度から人権教育研修において、当事者や県内教職員を講師として性の多様性に関する研修講座を実施しています。 今後も、教職員が性の多様性についての理解を深め、相談しやすい環境づくりを進めてまいります。
201	10. 啓発及び広報	病院のアナウンスで、フルネームや、「くん」付けで呼ぶことは当事者にとって負担になります。病院側の知識を統一していくために、学校だけでなく、医療関係者向けの研修を進めてください。せめて最低限、病院側が知るきっかけをつくってほしいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 性の多様性について、医療機関、関係団体等に対し機会をとらえて啓発していきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
202	10. 啓発及び広報	個々の病院も含めてLGBTに関する研修を広げて認知してほしい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 性の多様性について、医療機関、関係団体等に対し機会をとらえて啓発していきます。
203	10. 啓発及び広報	診察券の性別欄を表記しないようにしてほしい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 性の多様性について、医療機関、関係団体等に対し機会をとらえて啓発していきます。
204	10. 啓発及び広報	研修について、非常にややこしく、当事者が「僕はこうです」というとすんなり理解出来たという話があります。これは残念ながら全国で起こりつつあり、県や市町村としては、過剰な活動要求が行われないように指導や抑制策も考えるべきでしょう。 また、ホテルや旅館の活用も観光部署に提案しても良いかもしれません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
205	10. 啓発及び広報	性の多様性について、小中高生だけではなく、企業の理解や研修も進んでいって欲しいと思っています。今の知識のある子どもたちが大きくなって就職した時に周りの大人とのギャップに戸惑ってしまったり、肩身の狭い思いをしながら生活するようなことがなく、安心して働ける職場としてもこれらのことは大切だと感じています。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、研修等の実施において「事業者は、その従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。」としています。
206	10. 啓発及び広報	「当事者や、当事者支援等をする方々との交流やコミュニケーションは、理解を深める機会となり、そのような機会の確保も重要な視点です。」とあるが、交流やコミュニケーションをとる場合には、まずは当事者の理解を得ることが先決である。この文言では、当事者の理解を得ることなしに行われるようなとらえ方もできるため、当該者の理解を得たうえで交流やコミュニケーションをとるといった表現が必要と考えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
207	10. 啓発及び広報	県や市町の職員、教職員、従業員等が研修を受けられるように、啓発及び広報をお願いします。研修を受けたことで、相談しようと思う人が出てくるかもしれませんので、当事者やカミングアウトされた側が相談できる場所を伝えてください。 また、研修の講師を呼ぶ時には、当事者以外に、弁護士や教員、医療関係の資格がある人をお願いしたいです。セクハラ、パワハラ関連を弁護士が、教育関連は教育関連の資格がある方が、心身に関することは医療関係者が話すことで、研修を受ける人たちに伝えることがあるかもしれません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県として広報・啓発や、相談窓口の設置・周知などを行います。
208	10. 啓発及び広報	「五 事業者は当該事業所の従業員に対し」を「五 事業者は役員および当該事業所の従業員（出向者、派遣労働者、個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行っている者、実習生等を含む）に対し」と加筆修正してください。 差別やハラスメントを防止するには、事業者の管理下にある人すべてを対象にして漏れがないようにする必要があります。役員による差別やアウトリーチ事業の対処はより厄介なので「役員」も明記し、上記「派遣労働者」以下は従業員としての地位があいまいで被害を受けやすい対象なので明記し、条例の実効性を高めることが必要です。（実習生には、教育実習生、病院実習生、技能実習生等を含みます。）	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、ハラスメント防止対策については、事業者の役割の＜趣旨等＞において記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
209	10. 啓発および広報 12. 相談対応等	今年6月に施行されたパワハラ防止法でも、事業者は自己の雇用する労働者だけでなく、事業に関わる者を広くとらえてハラスメント防止措置を行うことが望ましいとされています。よって、「事業者は役員および従業員（出向者、派遣労働者、個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行っている者、実習生等を含む）」として、啓発や相談対応の対象者を広く設定していただきたいと考えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、ハラスメント防止対策については、事業者の役割の〈趣旨等〉において記載しています。
210	11. 教育の推進	教育の推進のところですが、まずは教員には認識を変えていってもらえるようじっくり研修をすすめてもらい、自身の子の場合でも受け止められるか？ということを整理し合ってもらいたいです。子どもへの教育のためには大人の認識が変わらないと保護者の方がついてこれないと思います。その保護者にしっかり説明するには、先生方の認識がしっかり変わってないといけないと思います。子どもよりも大人の人権教育を進めることを大事にしてもらえたら、結果子どもたちにも伝わっていくと思います。	③	子どもたちの教育に携わる大人が、正しい知識・認識をもち、人権感覚を高めていくことが重要であると考えます。 県教育委員会では、令和元年度から人権教育研修において、当事者や県内教職員を講師として性の多様性に関する研修講座を実施しています。 今後も性の多様性についての教職員の認識を深め、実践力を高める研修を実施します。
211	11. 教育の推進	学校教育で積極的に正しい知識を授けてほしい。未来を担う子ども達が、大人の偏見や無知を批判できることが望ましい。	③	県教育委員会では、すべての教育関係者が人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組めるよう、「人権教育ガイドライン」や「人権教育サポートガイドブック」を作成し、各学校に配付しています。これらの教員用人権学習指導資料を活用した校内研修を促進するとともに、適切な支援を行っています。性的マイノリティの人権に係わる問題（性的指向・性自認に係る人権課題）だけでなく様々な人権問題を解決するための教育を積極的に推進できるよう、今後も一人ひとりの指導力や人権意識を高めるための研修を実施し、引き続き教育関係者の育成に努めてまいります。
212	11. 教育の推進	目的・基本理念から基本的施策まで必要かつ重要な内容となっているが、学校教育における性の多様性に関する人権教育に関しては、これを推進することで、児童・生徒や保護者などから個別の相談や、学校の施設・設備等にかかる要望が増加する可能性が高い。専門性を有し教員以外の立ち位置にある相談スタッフの配置、対応する施設・設備等の設置など、必要な予算措置が保障されることが絶対に必要である。	③	本県ではスクールカウンセラーを各公立中学校区及び県立高等学校に配置し、心理の専門的な見地から教育相談に対応していますが、性の多様性を含めてさまざまな状況にある児童生徒への多様な支援が必要になっていることから、スクールカウンセラーの配置時間の増加や、教育相談員の県立学校及び中学校への配置を進めていきます。また、施設・設備についても、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」により、トイレ等の改修の際には性の多様性に配慮し、学校と十分に協議を行いながら整備を進めていきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
213	11. 教育の推進	<p>学校教育で性の多様性に関する人権教育を推進するとあります。そのような教育は不要だと考えますが、するというならば、専門家による十分な指導のもとに行われる必要を指摘します。学校での教育を行う際には、その指導内容についての根拠（論文等）を明示するとともに、専門家による検討が十分に行われるべきです。</p> <p>たとえばFtM当事者ということで教壇に立っていただいても、FtMとしての自分の経験しか語れません。他の性の多様性のこと、医療、法律、教育に関することは語れません。</p> <p>ちなみに広島修道大学では、性の多様性について研究している研究者のもと、初等教育研究を行っている方と連携し、小学校での指導を行ったそうです。少なくとも、このような専門機関において、専門家が携わることが必要だと考えます。</p>	③	<p>県教育委員会では、県人権教育基本方針に、解決するための教育を積極的に推進すべき人権問題の一つとして、性的マイノリティの人権に係わる問題（性的指向・性自認に係る人権課題）を位置付け、取組を進めています。</p> <p>人権教育の教材の選定・開発に当たっては、子どもたちが人権尊重の社会づくりを自らの課題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなど、その学習の目的を明確にすることが重要です。外部講師の講話については、文部科学省が平成20年に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について」において「児童生徒に自分の生き方を振り返らせ人権課題と真摯に向き合わせる契機となる」ことや、「地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的である」こと等の指摘を踏まえ、学習の目的に応じて選定されるよう、指導を行っています。</p> <p>なお、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、計画性をもって実施すること等が求められるところであり、性自認や性的指向について取り上げる際にも、学校・学級だよりやホームページ等を活用した情報提供や、PTAの会議等で学習計画について話し合うなど、指導の目的や内容を適切なものとしていくことが必要であると考えています。</p>
214	11. 教育の推進	<p>必要なのは性の多様性教育ではなく、人権というものの全般についての教育だと思います。人権という概念の説明がないまま、単に障害者や外国人などへの差別はいけません、と言われるだけでは、人権尊重どころか障害者などを「特別扱い」しているという考えになります。こんな状況で性の多様性教育をしても、その「特別な人」に、LGBTが連なるだけで、「自分はこんなに苦しいのに、なぜLGBTだけ優遇されるのか」といった不満も生み出しかねません。本来必要な教育とは、すべての人を尊重するという考えをするような教育で、人権という概念を丁寧に説明し、「特別な人」ではなく、だれもが尊重されるということを伝えるべきではないでしょうか。</p> <p>どうしても性の多様性教育を行うというのであれば、専門家の指導の下に、内容をオープンにして、県民が広く確認できるよう公開し、作成者を明示して責任を明確にすべきだと考えます。県民が確認できないところで、専門知識も持たない方が学校で子どもたちに教えるのは、不適切だと考えます。</p>	③	<p>学校における人権教育では、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざし、人権についての理解を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てるための取組を進めています。</p> <p>個別的な人権問題を取り上げることについては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて国が定める人権教育・啓発に関する基本計画において、「法の下での平等」「個人の尊重」といった、人権一般の普遍的な視点からの取組と具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進する必要があるとあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくとされており、このことを踏まえた適切な教育を推進してまいります。</p> <p>人権教育の指導内容の構成については、人権教育が、学校、家庭、地域社会との連携があつてこそ成果を挙げることができるとの認識に立ち、家庭や地域社会と連携・協力して進められるよう、相互の共通理解を図ることが重要であると考えています。</p>
215	11. 教育の推進	<p>性の多様性に関する人権教育の内容が分かりません。女性の受けている差別は性自認とは関係がないことや、身体による差別も同時に教育に取り入れてください。そして、自認の前に特に女性に関しては身体が優先されるとしていただきたいです。性自認だけで性別が変わるという考えが、変えられない身体で生きる世界的なマイノリティである女性を虐げる事が多々あるからです。性差の歴史なども大変重要です。自認や、社会から押し付けられるジェンダーより前に身体があります。女性の身体で起こる生理や妊娠、セックスに関することは同じ体の女性のこととばかり経験談が必要です。女性として生まれた女性達の人権をないがしろにしないでください。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、異性愛でない多様な性的指向であること、性同一性障害や生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があることなどで、不安や課題を抱える方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県の基本的施策として、人権教育の推進などを行います。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
216	11. 教育の推進	日本という国柄からか、基本的な性教育が全く足りていないと子供の頃から感じていました。包括的な性教育という土台があって初めて子供個人個人が、男女という枠に縛られる事なく、どのジェンダーであっても一人ひとり違いを尊重するという思想を持てると考えます。なぜそれを組み込んでいただきたいかという、親世代である私達自身が、正しい性教育を受けてきていないので、子供に伝える事が出来ないからです。どのジェンダーも、どの年代も認知される事が可能である三重県であって欲しいと願います。	③	県教育委員会では、県人権教育基本方針に教育としてその解決に向けて取り組むべき人権問題として、女性の人権に係わる問題や性的マイノリティの人権に係わる問題（性的指向・性自認に係る人権課題）を位置づけ、子どもたちがその発達段階に応じて系統的に人権問題について理解を深められるよう、取組を進めています。例えば、小学校低中学年において、子どもたちが性別にかかわらず、好きな色や職業を選ぶ自由の大切さに気づいたり、家事に係わる性別役割分担意識を見つめ、性別にとられる必要がないことに気づいたりする学習を提案しています。高学年や中学校では、男女共同参画社会の担い手となれるよう、その実現に向けた取組等についての学習を提案しています。また、専門家を県立学校に派遣し、生徒を対象として性に関する講演等を行っています。産婦人科医等による講演の際には、事前に打合せを行ったうえで、性の多様性についても触れていただいています。
217	11. 教育の推進	教育の推進にあたっては、弁護士や医療関係の資格がある方、他県での教員等の専門家からの話を、学校関係者や生徒が聴けるようにしてください。専門知識のある方が関わることで、より推進できると思います。また、性的指向や性自認について意識している子どもがいたときに、教育関係者が生徒に対応してけるように、教育現場での人権教育をぜひ推進してください。	③	学校では、性の多様性を認識し、性的指向や性自認に係わる偏見にとられない意識を子どもたちに育むとともに、子どもが安心して過ごせる学校環境づくりに取り組んでいます。取組を進めるにあたっては、文部科学省が2016年に公表した資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」において、医療機関等の識見を求めることや関係学会等が提供する情報を活用すること等が示されているところです。いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます。
218	11. 教育の推進	教育の推進にあたっては、性的少数者ではない性的指向、性自認も尊重されると伝えてください。「異性愛者で性別に違和感がない私は尊重されないんだ」と思う人が出ないように教育を推進してください。ただし、尊重されるからといって、自分とは違う性的指向、性自認の人に対する偏見や差別に賛成したり、偏見や差別に無関心であってはいけないことも伝えてください。尊重されるからといって、偏見がないか考えなくて良い、差別したりして良い、ということではないからです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、県では、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
219	11. 教育の推進	生徒への人権教育と、教職員等の学校関係者の人権教育の両方を推進してください。子どもが自分の性的指向、性自認を相談しやすくなっても、教職員が話しにくいままでは問題があると思うからです。性自認について悩んでいる教職員がいた時に、上司に相談できない場合も問題があります。	③	学校では、子どもたちが性の多様性を認識し、性的指向や性自認に係わる偏見にとられない意識を育むとともに、子どもが安心して過ごせる学校環境づくりに取り組んでいます。今後も、教職員が性の多様性についての理解を深めるための研修を行い、性の多様性についての学びの提供や相談しやすい環境づくりを進めてまいります。
220	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、実際に相談にのるのは児童生徒の場合、担任や養護教諭が中心になると考えられる。教職員が対応に努めることができるよう、県として必要な予算措置をおこなうよう、明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
221	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、実際に相談にのるのは児童生徒の場合、担任や養護教諭が中心になると考えられる。教職員が対応に努めることができるよう、県として必要な予算措置をおこなうよう、明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。
222	12. 相談対応等	学校は、性的指向や性自認の多様性に配慮したものになっていないところが多く、悩みなどの相談が寄せられることがある。その時に、性の多様性に関する相談ができるような体制を整えておくことは重要であり、必要な時にスクールカウンセラー等への相談もできるようにしてほしい。また、適切な対応ができるように管理職や教職員等が研修できるようにしてほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。
223	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、実際に児童生徒からの相談にのる場合は、担任や養護教諭が中心になると考えられる。教職員が対応に努めることができるように、県として必要な予算措置を行うよう、明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。
224	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、児童生徒の場合、学校の担任や養護教諭と考えられる。教職員が対応に努めることができるよう、必要な予算措置をおこなうことを明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。
225	12. 相談対応等	身近なところで相談が出来るよう、市町における相談窓口等も記載すべきである。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
226	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、実際に相談にのるのは児童生徒の場合、担任や養護教諭が中心になると考えられる。教職員が対応に努めることができるよう、県として必要な予算措置をおこなうよう、明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。
227	12. 相談対応等	児童・生徒に適切な対応ができるよう教職員向けの研修の場を設定してほしい。学校では相談にのるだけではなく、学校で「性の多様性」に関する学習をおこなう必要がある。まず教職員が十分に性の多様性について学ぶことのできる研修（正しく知ること、当事者の声に基づいた学習、授業実践交流など）を受ける体制づくり、指導に活かすことのできる資料提供などがなされる予算の確保をお願いしたい。	③	県教育委員会では、令和元年度から人権教育研修において、当事者や県内教職員を講師として性の多様性に関する研修講座を実施しています。また、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修講座を実施しています。 今後も、性の多様性についての教職員の認識を深めるとともに、児童生徒の不安や悩みに対応できるよう、研修を実施していきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
228	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、実際に相談にのるのは児童生徒の場合、担任や養護教諭が中心になると考えられる。教職員が対応に努めることができるよう、県として必要な予算措置をおこなうよう、明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。今後も性の多様性をはじめとする相談に対応できるよう、教育相談に係る研修を実施していきます。
229	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあります。実際に相談にのるのは児童生徒の場合、学級担任や養護教諭、クラブ顧問等が中心になると想定できますが、当然ほかの業務も抱えており、十分な（適切な）対応がとれない事態も考えられます。教職員が対応に努めることができるよう、県として必要な予算措置をおこなうよう（たとえば各学校に担当者を加配するなど）、明記していただきたいです。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。また、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、適切な対応ができるよう、業務負担軽減に向けて、外部人材活用のための予算措置を行っているところです。
230	12. 相談対応等	当事者は学校や職場で相談はしないと思います。相談窓口は色々な所にある方が選択肢が増えるのでいいと思いますが、当事者は当事者に相談ができることを望むと思います。誰にも知られず、安心して相談が出来るための機会を設ける必要があると思います。	②	相談への対応等の＜趣旨＞において、「当事者同士や当事者の支援者等が交流したり、悩みなどを意見交換したりできるような当事者等の居場所づくりを考えていくことも大切です。」と記載しています。
231	12. 相談対応等	当事者の中には、発達障害や精神疾患のため医療機関を受診されている方も少なくありません。カミングアウト出来ずに苦しみながら受診している方もいます。医療的なケアが受けやすくなるよう整備が必要ではないでしょうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 性の多様性について、医療機関、関係団体等に対し機会をとらえて啓発していきます。
232	12. 相談対応等	趣旨等を見ると、当事者や当事者から相談を受けた方を想定していると思われます。「当事者から相談を受けたことがない人」（無関心層でもありましょう）に対してのメッセージこそ、より必要ではないでしょうか。 例えば「県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応するための『支援』窓口を設置し、関係機関と連携し、適切な相談対応、『助言』及び必要な情報提供等を行う体制を整備するものとする」など、「支援する」「助ける」という立ち位置を示してほしいと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の相談窓口設置については、当事者からの相談をはじめ、当事者から相談を受けて対応に苦慮している方からの相談も想定し、対応していきます。
233	12. 相談対応等	相談窓口については、対面の相談件数の需要という視点ではなく、どこに住んでいても対面で相談できる環境があることは県民の安心につながる、という視点から、津市以外での対面相談窓口の設置をする。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
234	12. 相談対応等	「三 学校設置者は児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、実際に相談にのるのは児童生徒の場合、担任や養護教諭が中心になると考えられる。人権について学習した後、性に対する悩みを相談してくる児童生徒がいた場合、まずはその声をしっかり受けとめ、悩みを共有できる信頼関係をきづくことを大切にしている。そのために、教職員の研修を充実させたり、迅速に適切なアドバイスができる専門的な知識をもった方を常設したりする予算措置を講じる必要がある。	③	県教育委員会では、令和元年度から人権教育研修において、当事者や県内教職員を講師として性の多様性に関する研修講座を実施しています。 また、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、今後も性の多様性に関する相談をはじめとする教育相談に係る研修を実施していきます。
235	12. 相談対応等	冒頭部分の「対応するための窓口」について、三重県子ども条例第12条の表現に倣い、「ための」を削ってはどうか。	①	表現を修正いたします。
236	12. 相談対応等	冒頭部分の「設置し、関係機関と連携し、」について、「し、(……)し、」と重なってしまっているため、「設置し、関係機関と連携して」に改めてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正いたします。
237	12. 相談対応等	二の「前項の相談窓口等に寄せられた声や事例」について、条例に用いる表現としては違和感があるので、「前項の相談窓口等で対応した事例等」というように改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
238	12. 相談対応等	三の「児童生徒」について、「学校」の範囲次第だが、もし幼稚園や高等専門学校も含まれるのであれば、幼児や学生も対象となるため、「児童生徒等」に改めたほうがよいのではないか。また、「13. 社会生活及び社会参加における対応」の一では「児童、生徒等」となっているため、どちらかに統一したほうがよいのではないか。	①	趣旨を踏まえ、表現を整理いたします。
239	12. 相談対応等	四の「従業員が」について、どこの従業員かを明確にするため、「その従業員が」に改めてはどうか。	④	「事業者は、従業員が」という簡潔な表現といたします。
240	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒及び教職員等が、性の多様性に関する相談ができるよう適切な対応に努めるものとする。」とあるが、教職員が相談にのることが中心になると考えられる。教職員の超過勤務が問題となっている中、労働時間が今以上多くならないようにするために、県として必要な予算措置をし、十分な人的配置をおこなうように明記してほしい。	③	県教育委員会では、教職員が児童生徒の不安や悩みを受け止め、適切に対応することができるよう、教育相談に係る研修を実施しています。また、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、労働時間の長時間化を防ぐため、教職員の業務負担軽減に向けて外部人材活用のための予算措置を行っているところです。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
241	12. 相談対応等	トランスジェンダーの方や性別適合手術を受けている性同一性障害の方は、うまく理解されず就労の機会を失うことがあります。理由として、職場側がどう接していいかわからない事があって、どう接していいかということに関しては、県や市町村のサポートが必要になる機会があるでしょう。それは個人によって異なりますので、一律の対応ではなく、トラブルが起こって相談があれば当事者や職場から連絡があったら面談して調整をしてみてもはどうでしょうか？性同一性障害は障害者差別解消法の適応範囲ですし、そんな運用を提案されてはどうでしょうか？	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の相談窓口において事例を蓄積し、今後の施策にも生かし改善を図るとともに、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。
242	12. 相談対応等	「必要な情報提供だけでなく、当事者同士や当事者の支援者等が交流し、悩みなどを意見交換しあう機会を確保することなどを考えていくことも大事です」と明記して頂いております。具体的な想像が付きませんが、三重県で当事者や関係者が集まって話をする、フランクな開かれた場が設けられ、上記のような支援が実際受けられるようになることを強く期待しています。（三重県内で相談が難しければ愛知県で行われている集会和連携するのもいいかもしれません。）	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
243	12. 相談対応等	安心して相談できるためには絶対に情報漏洩しないという信頼がなければできない。そのためには相談機関、三重県が守秘義務とは何かを徹底的に学ぶこと。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉において、「公務員、相談機関の相談員は、個人情報について業務上扱うことから、守秘義務があり、個人情報を漏洩することなく適正な対応をすることが必要です。」と記載しています。
244	12. 相談対応等	三重県はLGBT相談窓口を設けたものの、アセクシャルやクエスションの相談窓口を設けてはいないため、条例制定を契機として、新設されたい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の相談窓口は、性の多様性に関して幅広くご相談いただけるものです。
245	12. 相談対応等	条例を作成し、「適切な相談対応及び必要な情報提供等を行う体制」の整備を積極的に進めてください。啓発や広報、研修で全体的な対応を進めて、相談で個別の悩みに対応することが大事だと思います。 弁護士や医療関係等の何らかの資格がある人に相談しやすい環境を整備してってください。資格がある人から専門的な回答を得ることができれば良いと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるよう対応をしていきます。
246	12. 相談対応等	「相談窓口等に寄せられた声や事例」を分析した時に、特定の性的指向、性自認等が少ない場合に、相談がくることを待つ以外の対応をしてください。 例えば、他県での特定の性的指向、性自認についてどのような対応をしているのかを調査したり、特定の性的指向、性自認等について県内外の事業者がどのような対応をしているのかを調査して、今後の相談に備えることや、啓発を進めることを実施してほしいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
247	12. 相談対応等	「県は、…適切な相談対応及び必要な情報提供等を行う体制を整備するものとする」を「県は、…適切な相談対応及び必要な情報提供、仲介、助言、指導等を行い、問題解決を支援する体制を整備するものとする」と補足修正してください。 相談者の話を丁寧に聞き、情報提供するだけでは、適切な問題解決につながらないケースも一定割合あります。したがって、(1)手段として仲介、助言、指導、(2)相談対応の目的である「問題解決の支援」を明記し、必要に応じて行政が関係者からの聴取や調査、「仲介」や「指導」「助言」等もできる、多様な解決支援が可能な条例・制度を要望します。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていきます。また、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。
248	12. 相談対応等	「三 学校設置者は、児童生徒および教職員等が、」を「三 学校設置者は、児童生徒、保護者および教職員等が、」と補足修正してください。 保護者も明記しておいた方が、保護者にとって相談しやすいのではないのでしょうか。	③	児童生徒に関する保護者からの相談に対応することが重要であることから、児童生徒、保護者および教職員等からの相談に対応していきます。
249	12. 相談対応等	「四 事業者は従業員が」を「五 事業者は役員および従業員（出向者、派遣労働者、個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行っている者、実習生等を含む）に対し」と加筆修正してください。 差別やハラスメントを防止するには、事業者の管理下にある人すべてを対象にして漏れないようにする必要があります。役員による差別やアウトティング事案の対処はより厄介なので「役員」も明記し、上記「派遣労働者」以下は従業員としての地位があいまいで被害を受けやすい対象なので明記し、条例の実効性を高めることが必要です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、ハラスメント防止対策については、事業者の役割の〈趣旨等〉において記載しています。
250	12. 相談対応等	相談対応が、実際に事態の救済につながるということが重要であると考えます。よって、「県は、…適切な相談対応及び必要な情報提供等を行い、問題解決を支援する体制を整備するものとする」とするべきだと考えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていきます。また、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。
251	13. 社会生活及び社会参加における対応	性的指向・性自認にかかわらず児童・生徒等が安心して学び、育つ環境づくりは重要ととらえ、強く取組を進めてほしい。学校の施設や設備は、子どもたちのプライバシーを保護し、毎日の生活を安心して送れるようになっているとはいえないところがある。特に、トイレについては男女兼用の多目的トイレに改修してほしいので、県として必要な予算措置をおこなってほしい。	③	トイレの整備については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」により、トイレの洋式化を計画的に進めているところであり、改修の際には性の多様性に配慮し、学校と十分に協議を行い、多機能トイレ等の整備を進めていきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
252	13. 社会生活及び社会参加における対応	今回、LGBT（性的マイノリティ）当事者の三重県民が、暮らしやすくなる条例の策定を、当事者として大変嬉しく思います。 「性的指向及び性自認にかかわらず児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに関すること」「性的指向及び性自認にかかわらず誰もが安心して働ける環境づくりに関すること」と掲げていますが、これは大変重要であると考えます。性的マイノリティは、自分の性的指向や性自認が認められている環境でなければ、自分らしく生きることができません。	②	「性的指向及び性自認にかかわらず児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりに関すること」「性的指向及び性自認にかかわらず誰もが安心して働ける環境づくりに関すること」を掲げています。
253	13. 社会生活及び社会参加における対応	教育や学習で、確かに知識や理解が深まると思います。ただ、環境（トイレや制服など）が変わっていかないと、生活しづらいことには変わりないと思います。安心して暮らせる、安心して学べるためには、知識理解と並行して環境整備が大切と考えます。 県市町が学校や保育園・幼稚園の環境整備に積極的に支援していくという表現があればと思います。	③	トイレの整備については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」により、トイレの洋式化を計画的に進めているところであり、改修の際には性の多様性に配慮し、学校と十分に協議を行い、多機能トイレ等の整備を進めていきます。 また、県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを求めており、現在、各県立学校で校則の見直しを進めているところです。その結果については各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。
254	13. 社会生活及び社会参加における対応	冒頭部分の「性的指向又は性自認を理由とした社会生活及び社会参加における困難」について、「性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
255	13. 社会生活及び社会参加における対応	冒頭部分の「合理的な配慮に努める」について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の表現に倣い、「合理的配慮をするように努める」に改めてはどうか。	④	「合理的な配慮の下に、施策の推進に努める」としています。
256	13. 社会生活及び社会参加における対応	一の「学び、育つ環境づくり」について、三重県子ども条例第6条の表現に倣い、「学び、及び育つことができる環境づくり」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。
257	13. 社会生活及び社会参加における対応	二の「働ける環境づくり」について、条例の表現としては口語的すぎる気がするので、「働くことができる環境づくり」に改めてはどうか。	①	表現を修正いたします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
258	13. 社会生活及び社会参加における対応	<p>トランス男性の学生が制服の形が選べるよう提言をした事が話題になったが、それ以前から女子生徒が発してきた、普段の生活で受ける痴漢などの性差別や性犯罪を防ぐためのアイデアや、防寒などのための制服の選択に関する提言は、全く重要視されませんでした。</p> <p>性の自認が絡んだ途端に話が通るのは、女性蔑視を行政や教育現場が実践しているにすぎません。最初から女生徒の意見を取り入れていけば、それで助かる子供達もカミングアウトせずともリラックスして学校生活を送れたらうに、と思います。</p>	③	<p>県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。</p>
259	13. 社会生活及び社会参加における対応	<p>教師などが子供たちの性自認や性的指向を探ることは絶対にしてはいけません。相談を受けた際にどう対応するのかは三重県としてお考えがあると思いますが、何が好きであろうと、それが自認を指しているのか、ただ好きなだけかは、これからわかることが多いからです。しぐさや指向や嗜好でいじめにあう事は全力で阻止するべきですが、他人が生徒の自認や性的指向を探ったり断定したりするようなことがあってはなりません。その為のトイレの増設、これに関しても女性の側をフリーにしたりすることの無いようにしていただきたいです。性善説で女性が犠牲になるようなことがあってはなりません。女子生徒、そして女性の尊厳と人権や人格をまずは学校、そして県も尊重すると伝えてほしいです。</p>	③	<p>子どもの性的指向や性自認にかかわる認識やそれによる違和感は、成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることをふまえ、学校として先入観をもたず、その時々の子どもの状況等に応じた支援を行うことが重要です。</p> <p>また、文部科学省が2016年に公表した資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」において、「性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である」ことが示されています。</p> <p>県教育委員会では、本資料を学校等に配付するとともに、いじめはいかなる理由があろうと決して許されないとの認識に立って、子どもがそのしぐさや嗜好等を理由にいじめられることが絶対にならないよう県人権教育基本方針に基づき、すべての子どもの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めているところです。</p>
260	13. 社会生活及び社会参加における対応	<p>日本での女性差別の解消もままならない中、自認のみで性別を認め、「身体に違和のない人も含むトランスジェンダーという色々な状態の方が含まれる概念」を条例化しようとする事自体が雑で、すべての女性達に大変な悪影響を及ぼす可能性が大いにあります。女性として生まれただけで抑圧やストレスを受け、自衛を強いられ当たり前前に道をふさがれ続けている状況が、三重県では解消されている様には思えません。条例検討の前に、男性側のスペースの安全化、男性の施設を安全に開放できるようにしたり、男性への人権教育による男性身体を保持したトランス女性への差別をなくす教育に県として全力を挙げてはいかがですか。ファミリートイレや女性用トイレのさらなる増設、女性、トランスセクシャル女性や移行中の女性達が安心して暮らしていけるよう、もっと県としてできる施策があるのではないのでしょうか。女性達にとって避難所や医療施設、公衆トイレなどは何よりも身体性を重んじられなくてはならない場所です。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
261	13. 社会生活及び社会参加における対応	<p>トランスジェンダーの方はトイレに困ることが多いため、駅に綺麗な多目的トイレがあるとよいと思う。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
262	13. 社会生活及び社会参加における対応	学校の環境整備をもっと進めていってほしいです。学校で誰でもは入れるトイレやみんなのトイレ、多目的トイレが増えたり、授業や体育の性別分けを混合にしたり、全学校にLGBTに関連する書籍をおいてほしい。相談できる先生がいたり、熱心に講演会を開催してくれたりするなど、学校では理解は進んできてると思います。	③	トイレの整備については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」により、トイレの洋式化を計画的に進めているところであり、改修の際には性の多様性に配慮し、学校と十分に協議を行い、多機能トイレ等の整備を進めていきます。保健体育の授業においては、性別分けを混合にするなど、男女共学で行っております。また、教室や図書館、保健室等に関連図書を取り揃え配架したり、ポップやポスターを掲示し、生徒の関心を高める工夫を施した特設コーナーを設置したりなどの環境整備にも取り組んでいるところです。
263	13. 社会生活及び社会参加における対応	当事者への配慮について、とてもいいと思います。特に多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置などは性別移行中の方や、自分の性別にクエスチョンがある方や、広いトイレだと車いす、赤ちゃん連れの方、オストメイトの方にとってもありがたいと思います。	②	社会生活及び社会参加における対応において、「県は、性的指向及び性自認に関わらず、安心して学び、働き、暮らすことができるよう環境づくりに関して、関係機関と連携し、合理的な配慮の下に、施策の推進に努める」旨を記載しています。なお、具体的な取組についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。
264	13. 社会生活及び社会参加における対応	性的指向または、性自認にかかわらず、学び育つ環境づくり及び安心して働ける環境づくりについては、合理的な配慮に努めるとありますが、当事者一人一人の抱える困難に寄り添ったものとし、できるだけスピードアップした対応に努めていただけると理解と期待をして賛同します。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
265	13. 社会生活及び社会参加における対応	中学校、高等学校等の男女別の制服は、思春期に入った性自認の違和感を感じている子どもたちには毎日息苦しいことと思います。まず、形を変えることで、意識が大きく変化していくので、ジェンダーレスな制服の積極的な採用を学校へ働きかけていただきたい。生徒はもちろん、保護者への啓発も同時に必要だと思います。変える時に教職員のエネルギーはいるかと思いますが、数年のことかと思っています。	③	県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。
266	13. 社会生活及び社会参加における対応	学校の制服については、県立学校ですぐいぶん選べるようになってきたが、中学校ではまだまだ選ぶことができない。男女で決められた制服でなく、誰もが自分にあった制服を選ぶことができるように考えてほしい。	③	県教育委員会では、制服や頭髪など学校が定める校則の内容が、児童生徒の実情や保護者の考え方、性の多様性への配慮などを踏まえたものになっているか見直しを進めることとし、現在、各県立学校で校則の見直しを検討しているところです。また、各市町教育委員会とも情報共有し、小中学校においても性の多様性への配慮が一層進むよう、取り組んでいきます。
267	14. 事業者等への支援	行政からの事業者へのご支援も期待しております。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
268	14. 事業者等への支援	「県は、学校設置者及び事業者が行う10. 啓発及び広報 四・五、12. 相談対応等 三・四について、関係機関等と連携して支援を行うものとする。」とありますが、この支援の具体的な内容についてお教え頂ければ幸いです。金銭的な支援は含まれるのでしょうか。そうであるのならば、金銭のみを目的とした事業者等に対するの対応・防止策はございますか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、例えば、研修に活用するガイドラインの作成や相談員研修の実施などの支援が考えられます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
269	14. 事業者等への支援	1項の「関係機関等」、2項の「その他団体」の文言の前に、それぞれ「労働団体」を加えるべきである。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県の責務の〈趣旨等〉において、「県は、経済団体、労働団体、教育機関、県民などさまざまな主体と連携し、取り組むことも重要です。」と記載しています。
270	14. 事業者等への支援	県もしくは市町は、複数の事業者があるいは県市町とこの目標に向かい、共有しともに力を合わせて、活動する、協働という考え方も必要かと考えます。	①	県の責務において「市町及び関係機関と連携協力し、推進するもの」とし、修正（県の義務規定）いたします。また、その〈趣旨等〉において、「県は、経済団体、労働団体、教育機関、県民などさまざまな主体と連携し、取り組むことも重要です。」と記載します。
271	14. 事業者等への支援	「二 県は、学校設置者、事業者その他団体が行う性の多様性が尊重される社会の実現に資する取組について、顕彰することができる」とありますが、現在の三重県にはこのような顕彰制度を設けるだけの体制が整っていないと言わざるを得ません。このような状態で顕彰制度を実施すれば、民間事業者等への不当な権威付け、利益誘導にも繋がりがかねません。この第二項は削除してください。	④	性の多様性を認め合う社会の推進に向けて、優良団体の顕彰は、社会における理解の広がりや取組の促進につながるものと考えています。
272	14. 事業者等への支援	二について、「取組について、顕彰する」となっているが、既存の法律や条例における顕彰制度は大体人間や団体が対象だと思われるので、「県は、性の多様性が尊重される社会の実現に資する取組を実施した学校の設置者、事業者その他団体を顕彰することができる。」としてはどうか。	①	趣旨を踏まえ、表現を修正いたします。
273	14. 事業者等への支援	中小企業への研修、啓発が進むことを望みます。大手企業は自発的にLGBTの理解に取り組めます。その一方で、中小企業はどんな手順で啓発を社内で進めていくか手探り状態です。そんなとき、三重県としてのサポートがあると素敵だと思います。	②	県は、例えば、研修に活用するガイドラインの作成や相談員研修の実施など、事業者が行う研修や相談への対応等について支援を行うこととしています。
274	全般	パートナーシップ制度を県として導入していただきたく、記載をお願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
275	全般	条令制定にあたり、LGBTという文言は使用せず、単に性的マイノリティとするのが適切と考えます。文言を削除しても支障はなく、その方が実態に近く、理解されやすいと思います。大阪府の条例には LGBT という表現は使われていません。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
276	全般	<p>当事者個々が抱える困難、社会的な障害は決して同じではありません。啓発・研修・講演、あるいは政治の領域で「LGBT」「多様な性」という表現が定着し、あたかも全ての当事者が同じ問題を抱えているような誤解が生まれていると思われます。また、「多様な性」に関する理解を進めようとするのが、かえって男でも女でもない、あるいは男でも女でもある、という歪んだ認識を生み、当事者をたいそう苦しめています。さらに、ジェンダーフリーの価値観や、女装、男装を趣味とする方と同一視し、問題の本質と当事者の生き辛さや苦しみがなかなか理解されない状況を生み出しています。重要なのは徹底した人権教育と人権尊重です。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例案においては、人権教育の推進を図ることともに、相談への対応等での個々の事例を蓄積し、今後の施策に生かしていくこととしています。</p>
277	全般	<p>伊賀市ではすでに4年前からパートナーシップ制度があります。三重県でも是非パートナーシップ制度を取り入れてください。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
278	全般	<p>自らの生をどこで全うしていくのかの選択をするのに、行政の姿勢は大きく影響します。パートナーシップ制度にも多様な意見、不備もありますが、ここからスタートです。実生活を通じてその不備の改善修正に取り組むことが基本姿勢でなければなりません。 今回の中間案には、パートナーシップ制度という決定的な点が欠如しています。是非とも再検討し、文言明記とその重要性を確認して頂きたいと思います。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
279	全般	<p>精神科医療に関わる者です。精神科診断書の書には小児性愛などさらに多様な性の形が記載されております。例えば現在、小児性愛者であることを暴露すれば、下手をすれば歩いているだけで通報されるのではないのでしょうか。世間では「治療」という御旗を掲げ矯正をとの声もありますが、これを同性愛者の同性愛者への「治療」と換言すればいかがでしょうか。また法的にも世界では同性婚等容認や性別を意識することを隠す方向に社会構造を変化させていますが、小児と婚姻できるよう社会の変化は進むのでしょうか。本条例が制定された暁には当然のことながらいわゆるLGBTに限らず、その他の多様性についても認め合い対処頂けるものと考えられますがその認識で相違ないのでしょうか。少数派というある集団の中の一部のみを保護し、残りは犯罪者や社会不適合者かのように扱うことは逆差別以外のなにものでもありません。この懸念が杞憂とならないような条例案ならば極めて強い反対を致します。</p>	④	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる『性別』についての指向をいう。」としています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
280	全般	「結婚」の概念について、同じ性別同士は結婚できないことへの疑問などもあり、自身の子どもには、パートナーシップ制度や事実婚の選択をする人もいるということを伝えています。 三重県内でもいずれパートナーシップ制度の導入があるとよいかと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
281	全般	三重でパートナーシップ宣誓をしたいので、パートナーシップ制度の導入を希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
282	全般	県内でも一部の市町でしかパートナーシップ制度は実施されていません。異性愛だけが正常で正しい性指向であるとの間違った考えを糾すには、同性カップルを行政が公認することが必要です。国が民法を改正して、同性間の婚姻を承認すべきですが、見通しが立ちません。大阪府や茨城県のように県レベルでパートナーシップ制度を創設することで、国の施策を促すのが効果的であると考えます。条例に同性でも使えるパートナーシップ制度をの創設を希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
283	全般	欧米では性自認だけで性別を決められるとする、セルフID制度が広まっており、様々な問題が噴出しています。性自認だけで、見た目男性そのものでも堂々と女湯や女子トイレに入れるようになってしまったら、女性や子供達の安全が守れません。 性自認で性別を決められるという思想は、私は受け入れることはできません。性別は生まれ持った身体に基づくものであり、自分で決められるような類いのものではないと思います。男らしさ、女らしさよりその人らしさを大切にしたらいいだけのことだと思えます。なぜその性別の中での多様性を認めていけないのでしょうか。 同性婚訴訟は応援しておりますし、就職差別はどのような人に対してもあってはならないと思います。しかし、性自認で性別を決められるとする思想を取り入れてしまえば、女性や子供達の安全を脅かし、女性が活躍するチャンスも奪ってしまいます。スペインも導入を見送り、イギリスもセルフID制度撤廃の方向へ動いています。どうか、条例策定にあたっては、広く意見を聞き、議論を重ね、慎重になっていただきたいと思えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
284	全般	パートナーシップの制度の導入を三重県でも考えてもらいたいです。同じ三重県に住むすべての人々が安心して暮らせる三重県であってほしいと思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
285	全般	パートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
286	全般	パートナーシップ制度をぜひ導入してほしいと思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
287	全般	パートナーシップ制度があって困る人がおられるのでしょうか。人として尊重され誰もが安心して暮らせる世の中の実現のためにも、ぜひパートナーシップ制度の導入を進めてください。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
288	全般	性の多様性を認めるならばパートナーシップも認められるのは当然のことだと思うのですが、残念ながらこの中間案には、LGBTのカップルと一緒に生活を持ってからの最低限の安心の保証であるパートナーシップが抜け落ちています。どうか再度この必要性をご協議いただき、制度として導入していただけるよう強く要望いたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
289	全般	三重県も大阪府同様の理解増進条例が良いと思います。	③	ご意見については、条例を機に、職場、学校、家庭、地域などで、性の多様性に対する理解を広げることが重要であり、取組にあたって、今後の参考とさせていただきます。
290	全般	三重県で条例制定に向けた議論をしていることを知り、とても嬉しかったです。しかし中間案には、素案にあったパートナーシップ制度が盛り込まれておりません。アウティングをしないことと同様に、パートナーシップ制度は必要不可欠なことなのに。 今現在、婚姻を認められないでいる人たちや、これからの社会を担う子どもたちの笑顔のために、この制度が三重県、全国にひろがり、いずれは望む相手と自由に婚姻ができる社会に変えていきたいです。伊賀市でできていることを県全体に広げ、社会がひとりひとりの存在を大事な人なんだと認める姿勢を見せてほしいです。三重県で生まれ育ってよかったな、移住してよかったなと思える社会にするためにも、いずれ日本中に広げるための先駆けとして是非、三重県全体でのパートナーシップ制度の導入を熱望いたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
291	全般	性的指向・性自認にかかわらず、多様な生き方の選択ができるようになるには、パートナーシップ制度は欠かせないものであり、条例に入れる必要があると思います。家族のあり方や働き方、そして生き方を考える上で、パートナーシップ制度の有無は大きな影響があります。もちろんそれは大人だけでなく、児童、生徒においても、多様な性、多様な生き方が認められている社会は、より豊かな人生を描くことができる広い視野をもたらすと考えます。当事者、当事者以外という枠を超えて、県民が多様性を認め合い、より暮らしやすく、より自分らしく生きられる条例となることを願っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
292	全般	パートナーシップ制度まで踏み込んだ条例は出来ないのでしょうか。全国に先駆けて条例に盛り込むことで、人権重視の県という印象が定着出来ると思います。是非とも導入をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
293	全般	基本計画や基本的施策において、法的なところ（パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等）に一切ふれられていない。主な課題として、社会における制度、慣行、施設等での困難などについて記述があるのであれば、課題の解決にむけ、必要な施策がとられるべきであると考えます。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
294	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切だと考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
295	全般	随所に「LGBTなどの当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現を用いるべきではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類をする言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
296	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切でないと考えます。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
297	全般	三重県としてパートナーシップ制度の導入をお願いします。ダイバーシティの風を三重から、とポスターに書いてありました！それなら是非ともパートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
298	全般	私の子どもは男性として生活しておりますが、戸籍変更のハードルは高く多くの条件があり、戸籍上は女性です。今回のこの条例の制定と、条例へのパートナーシップ制度の盛り込みは、法的効力が強くあるものではありませんが、このような条例があることで、性的少数者が安心して暮らせる社会、性的少数派に属する子どもたちが、「自分自身を否定しながら隠れて生きる」ではなく「前を向いて未来に希望をもって生きていける」社会が築かれていくと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
299	全般	主旨に賛同致します。誰もが安心して暮らせる三重づくりの一員として私も尽力したいと思います。是非とも、パートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
300	全般	伊賀市ではパートナーシップ制度が導入されていると聞いています。三重県でも是非『パートナーシップ制度』の実現をお願いいたします。差別のない社会が人とのつながりをよくし、住みよい街づくりになり、人と人が笑顔で接しあうことができる、そんな地域になると思います。三重県から差別のない社会、住みよい街づくりが発信されることを切に願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
301	全般	県内在住の当事者の知人がパートナーシップ制度を必要としています。従って、この条例に是非、「パートナーシップ制度」を盛り込んでいただきたいと思えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
302	全般	この度は性の多様性についてご検討いただき、誠にありがとうございます。このような各地域の取組1件1件がいずれ全国を巻き込む大きな動きになると信じておりますので、応援させていただきます。 いきなり完全な制度を施行するのは非常に難しいと思えますので、運用しながら三重県にいらっしゃる当事者の方々にとってベストな制度に修正していただければと思います。	①	社会情勢の変化等の状況及び条例の施行の状況を勘案し、必要な見直しを検討する項目を、条例附則に設けます。
303	全般	LGBTを認めるというよりも、LGBTも認める。一人の人間としての人権を認めよう！	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
304	全般	三重県が全国に先駆けての牽引役になれば、日本が同性婚へ向けて動くきっかけになり、法律改正の希望が増すと思われれます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
305	全般	利用目的も大切だとは思いますが、安心の提供と啓発促進に繋げるため、まずは制度ありきと考えます。当事者が困った時の受け皿がないと、当事者たちは諦めることしか出来ないと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
306	全般	未来を明るくして、道をつくるため、いろんな悩みを抱える子どもたちに恥じない条例にして頂きたいと願っております。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
307	全般	今の日本では、戸籍を変更する場合、生殖機能を取り出す手術をしないと戸籍変更ができません。貧困や、疾患があり手術ができない人は、生涯結婚できないという事になります。 婚姻の平等が達成されない今、地方自治体の行っているパートナーシップ制度が、唯一カップルとして社会に認められている制度です。これが省略された条例で、安心して暮らせるわけがありません。三重県は人権に厚く、今回も素晴らしい政策をされていると思っていました。どうか、誰も取り残したり、取りこぼしたりしないように、条例を作っていただけましたら幸いです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
308	全般	「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」が作られると聞き、嬉しく思います。この条例が三重県を、社会を、よりよくするものだと確信しています。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
309	全般	中間案の中に「パートナーシップ宣誓制度」が盛り込まれていないのは重大な欠陥であると考えます。本条例案の「目的」の中に「全ての人の性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与する」とありますが、「パートナーシップ宣誓制度」が盛り込まれないということは、「全ての人の性の多様性を尊重しない」「多様な生き方を認めない」と言っているのと同義であり、目的と内容が乖離しています。 また、「重婚になる可能性がある」との指摘もありますが、他自治体との連携などの制度・運用で解決できる問題だと考えます。そもそも憲法の解釈の違いから同性結婚が認められていないのが問題ですし、「重婚」ではなく「重宣誓」です。誰が、何が、困るのでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
310	全般	基本計画や基本的施策において、法的なところ（パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等）に一切ふれられていない。主な課題として、社会における制度、慣行、施設等での困難などについて記述があるのであれば、課題の解決にむけ、必要な施策がとられるべきであると考えます。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
311	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切だと考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
312	全般	随所に「LGBTなどの当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現を用いるべきではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類をする言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
313	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切でないと考えます。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
314	全般	パートナーシップ制度を三重県に導入していただきたいです。性的マイノリティの人々だけでなく、様々な事情で結婚制度を利用することのできない男女も含めて全ての県民が利用できるパートナーシップ制度の実現を通して、さらにすばらしい誇れる三重県を造っていききたいと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
315	全般	パートナーシップ宣誓制度導入を検討してください。 LGBT当事者というだけで、社会生活において様々な困りごとが発生している。医療現場で長年連れ添ったパートナーと面会ができない、公営住宅に申し込みができない等、LGBT当事者ではない人たちが当たり前のよう享受できるサービスを、当事者は受けることができていない。パートナーシップ宣誓制度は2020年10月時点で60もの自治体が導入をしている。様々な検討材料を考慮して、総合的・客観的に導入を判断すると記載があるが、上記の理由より再度検討をしてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
316	全般	<p>県として、同性婚を認めるよう国に働き掛けていただけるとうれしいです。また、その代償措置でしかありませんが、全国で広がっているパートナーシップ制度の導入の検討をお願いします。</p> <p>すでに、いなべ市、伊賀市で制度が運用されており、市町との棲み分けなどの様々な課題から、条例という枠組みで制度を書き込むことは難しいと思います。条例で規定して行う必要はなく、まずは要綱で運用することも選択肢です。条例では、「性的指向や性的自認による社会制度上の不利益があること」を基本理念に明確に記載したうえで、必要な施策として、パートナーシップ制度の検討を進めてはいかがでしょうか。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
317	全般	<p>まず、すべての県民が「認知」することから始まります。</p> <p>知識不足は、予想だにしない偏見・差別等を生み出します。それも、性的多数者、性的少数者という、白黒つけるような線引きではなく、性というのは多様で色々なパターンがありグラジュエーションであるということの認知です。性格・性質色々な可能性が人として世界に生まれてきています。そういう違いを認め、それが大切であるという受容につながります。受け入れることの大切さ。そしてその先に、「共生」が出てきます。「さて、様々な個性とどう、手をつないで生きていこうか」と。それは、こうあるべきというものではなく、必ずいるのですから、そういう人たちと共存していないのが不自然であるという視点です。それは次につながります。</p>	①	<p>県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会的理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
318	全般	<p>いて当然であるということです。職場にいない場所があれば積極的に受け入れる事、学校で当たり前にいること、社会の中に「いて当たり前」として共生していくこと、家族・親族の中にも当然いて、同性パートナーシップであったり多様な家族像がいても、それは自然で共生していくことが大切です。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
319	全般	<p>この条例に、パートナーシップ制度を入れてください。条例が制定されて、性的マイノリティへの理解が進むのは当事者にとっていいことではありますが、それだけでは差別の解消にはつながりません。当事者が安心して市民生活が送れるよう、当事者の居場所や市民生活を守るためには、パートナー制度が必要です。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
320	全般	<p>県と各市町村との見解の違いがないことを願います。三重県全体での取組を期待しております。</p>	③	<p>ご意見については、市町との連携協力を図るなど、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
321	全般	人間と言う「種」が、人種を問わず何十万年も脈々とこの地球上で命脈を繋いできたのは、「男女の営み」があってこそである。今、LGBTの人間が、と権利を求めている人も、「男女の営み」によってこの世に生を受けた事には余人の口を挟むまでも無い事である。そもそも人間は誰にも「人権」がある事は当たり前であり何を騒いでいるのか、と疑問に思う他ない事である。わざわざ税金を投入してまでLGBTに二重の「人権」を与えようと言うのがおかしな話である。税金を投入するのなら、これから人類の種を繋ぐ人達、また、これからの世界を未来に導く若い世代に使うのが「筋」である。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
322	全般	経済が低迷し県民の生活が脅かされる今、この条例が必要なのでしょうか。このような条例を論議する暇があったら、経済・県民の生活をいかにするかもっと考えてください。県民は今の生活に困っているのです。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
323	全般	三重県民として、本条例を制定することに否定的です。本条例を制定することにより、「三重県に住みたいと思ってもらえる地域」になると記載されておりますが、その因果関係がよくわかりません。住みたいと思ってもらえるには、素人意見で恐縮ですが、出産手当金や子育て応援の更なる充実や保育士の待遇改善、交通機関の改善に着手する方が確実ではないでしょうか。本条例の制定はこれらの問題よりも優先するほど急を要するものなのでしょうか。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
324	全般	今回の意見募集について、恥ずかしながら私は他県の方に教えて頂き初めて知りました。もう少し広報活動にお力を入れて頂けませんでしょうか。また、ホームページ上では本件に意見ができるのは三重県民のみであるように読み取れますが、やはり、意見は広く求めるべきであり、在住場所で制限するべきではないように感じます。	③	ご意見については、一層の広報活動に努めるなど、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
325	全般	パートナーシップ制度を本条例に盛り込んでいただきたいと思います。当事者が抱えている「家族同様の扱いをされない」という問題を主な課題として認識しているのに、パートナーシップ制度に触れないことは、「課題を認識しながら解決しない県政の姿勢」を示しているととらえられかねないと考えます。この条例はアウトティングやカミングアウト強制的禁止を謳う条例として注目されていますが、ここに制度を盛り込まないことで条例の先進性が損なわれ、三重県の対応が遅れている印象を与えると考えます。パートナーシップ制度は人権保障の観点から導入されるもので、伝統的家族観や異性愛者の権利を侵害するものではありません。また、制度導入により不都合が生じたという話を聞いたことはなく、導入することで理解も進みます。利用を躊躇される当事者には、それを否定するのではなく、将来的なひとつの選択肢として準備されていることを説明して理解が求められないかと考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
326	全般	セクシャルマイノリティの方は身近にいらっしやると聞きますが、気付かない、あるいは自分のまわりにはいないと思ってしまうのは、きっとその方々がそのことを隠していらっしやるからだと思います。隠さないと生きていけないのが今の社会です。日本のような先進国で基本的な人権が守られていない現状は、一刻も早く変えるべきです。心を病んで死を選択してしまう、そんなことがもう起こらないよう、大人が子どもを守らなければなりません。どうぞこれからの社会、皆が生きていて幸せを感じられる社会のために、制度の整備をよろしくお願い申し上げます。三重県が日本を動かす、その一步を願っております。	②	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
327	全般	アウトティングの禁止だけが強調され、パートナーシップ制度が盛り込まれていない同案は、条例の名称及び目的と合致していないのではないのでしょうか。素案にはパートナーシップ制度が記載されていたと聞きましたが、なぜ削除したのか、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指すなら、課題を明らかにして、課題解決に向けた取り組みの方向性等を示すなど一歩踏み込んだ提案が望まれます。このまま条例を制定することは、課題・問題を避けて一歩後退したところからスタートすることになりかねません。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
328	全般	この条例にパートナーシップ制度を盛り込んでいただくようお願いいたします。同性カップルだけでなく、様々なカップルが利用できる制度が構築されることを願っています。三重県が先進県になることを望んでいます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
329	全般	ここまで原因や解消課題が明確になっていながらパートナーシップ制度を盛り込んでいないことに違和感と不快感を感じます。正直なところ、アウトティングは別に表に出やすいものでもなんでもなし、マイノリティを自認し、マイノリティの立場で生きる覚悟を決めた人たちにとってそこまで大切なこととは思えません。LGBTの方々も税金を払う人間だし三重県民だし、普通の市民です。中間案にパートナーシップ制度が全く入っていないことに違和感を感じるし、何に付度されてこの中間案になったのかを説明しなければ、ダイバーシティ課の存在意義とアウトティング禁止条例の意味がないと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
330	全般	条例に「パートナーシップ制度の盛り込みを強く希望します。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
331	全般	当事者の知人がパートナーシップ導入を必要とされていますので、ぜひ導入を実現していただきたいと願っております。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
332	全般	どのような性自認であろうと性的指向であろうと、パートナーとして宣言できるよう、パートナーシップ制度をもりこんでください。全国の流れはその方向です。三重でもぜひ実現してください。それが、この条例を生きたものにすると思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
333	全般	当初案にはあった、パートナーシップ制度導入が中間案では省かれています。誰もが自分らしく生きられる社会の実現のために、パートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
334	全般	札幌市では、2017年6月からパートナーシップ宣誓制度が開始され、現在100組が届け出ています。自分らしく生きるためにも、パートナーシップ制度は必要だと思えます。この度の条例の中でも、パートナーシップを盛り込んでください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
335	全般	条例制定の必要性について全く分かりませんでした。どのような「差別」があるのか、具体的には書かれていません。LGBTに対する対応は、県や市ではなく国家全体で考えるべき事案であり、県がわざわざ条例を制定する意味や意義、または国益が全く見えません。税金を使って助けてあげないと生活そのものに支障が出る人達はたくさん存在します。具体的な差別行動があったら、それは罰する必要があると思えますが、ただLGBTの人だから配慮せよというのは押し付けです。条例制定には反対です。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
336	全般	「性の多様性」と言う文言を各所に使用していますが、具体的に何を指すのか非常に解り難いです。多様な性行為を連想し、複数の人との性的な関係を推奨する様な条例とも受け取られかねません。 また、「1. 目的」の部分に「性的指向及び性自認の多様性」とあり「性の多様性」の意味をここで説明している様にも感じますが、性的指向は同性愛、両性愛に限らず、異性愛も性的指向に含まれるので、この条例は異性愛も対象になると理解できます。そうすると異性愛への理解、異性愛である事のカミングアウトの強制やアウティングを禁止する条例であるとも受け取れますが、異性愛である事のアウティングを望まない方に配慮を求めるものなののでしょうか？異性愛が含まれるとなると全体的に意味がよくわからない部分が多数出てくると感じますが、果たしてこの「性の多様性」と言う言葉をこの条例で使用する事が適切なのかという、根本的なところで疑問を感じますので改善を求めます。	④	条例上は、第一条（目的）において、「性的指向及び性自認の多様性」を「性の多様性」という表現で言い換えます。 性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
337	全般	この条例は性的少数者に対しての差別や偏見の解消を目指す条例であると捉える事ができますが、何故差別や偏見がなくなるのかという根本的な原因を考えますと、メディアにおける性的少数者の扱いに問題がある事が大きな要因であると考えます。この条例はその事には全く触れる事が無いものであり、本来の目的の達成には程遠い内容でしかないものと考えます。 例えば、千葉市の「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」に書かれているような、大きな影響を与えるメディアにおける性的少数者の扱いについて、条例のどこかに何らかの形で盛り込んで頂ける様に強く要望します。 場合によっては（3）責務・基本計画についての項目の中に報道事業者（メディア媒体）の責務も盛り込んで頂きたいと思えます。	③	ご意見については、広報・啓発など、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
338	全般	各市町において同性パートナーシップが制度として位置づくように県としての指針を明言するようお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
339	全般	三重県として「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる街」を条例という形で宣言されることは素晴らしい条例だと感じています。 三重県内の複数の自治体で同性パートナーシップ宣誓制度が導入されています。今回の条例を制定するにあたり、この条例が同性パートナーシップ宣誓制度導入の根拠となり得る条例にも関わらず、条例に同性パートナーシップに関する記載がないことは大きな損失であると感じています。パートナーと三重県で住むことができる権利を県としても認めて頂く、条例に同性パートナーシップに関する記載をしてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
340	全般	「三重県パートナーシップ制度」を是非とも制定していただきたい。また、この制度が実効あるものになるよう、「5. 県の責務」から「9. 教育に携わる者の責務」に具体的方策として反映していただきたい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
341	全般	札幌ではパートナーシップ制度が導入されて、100組の登録があります。性的マイノリティの人たちがパートナーシップ制度により、少しでも安心して暮らせるよう理解と制度の設定をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
342	全般	県内在住の知人が当事者で、パートナーシップ制度を必要としています。ぜひこの条例にパートナーシップ制度を盛り込んでいただきたいです。よろしくお願い致します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
343	全般	県内在住の知人が当事者で、パートナーシップ制度を必要としています。ぜひこの条例にパートナーシップ制度を盛り込んでいただきたいです。よろしく御願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
344	全般	県内在住の知人が当事者で、パートナーシップ制度を必要としています。ぜひこの条例にパートナーシップ制度を盛り込んでいただきたいです。よろしくお願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
345	全般	将来パートナーシップ制度がないと、好きになった人と宣誓できないというのは、人としておかしいと思います。条例にパートナーシップ制度を盛り込んでほしいと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
346	全般	当事者として、条例を気にかけていたのですが、中間案で、差別禁止とはなっておらず、アウトティングについても理念的な注意となっており、大変安心しました。 「LGBTの差別禁止」は、そもそも他の人権課題でも禁止事項としてはなっておらず、なぜLGBTが一番にそのような課題になるのか疑問でした。まずは同性愛や性同一性への理解を進め、何も変ではないことなんだという認識を広げて、今ある誤解や偏見が整理されていくことが大事で、それを知らない人は差別者であると決めつけるのは良くないと考えていました。どこからが差別的で、どこからは大丈夫なのか？それをどの様に決めるのか？セクハラのように片方がそう思えば差別だということになっては社会がめちゃくちゃになります。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
347	全般	「三重全県の同性パートナーシップ制度の制定」は反対です。社会の理解を進める方が先であるのに、制度を進めたために、ついてこられない人たちが笑い話に裏では話していたりします。もし当事者がカミングアウトしたなら、なぜ利用しないのか？と茶化されると思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
348	全般	LGBTの当事者の大多数は隠れた立場にいます。何か施策を考える時には、できれば声を上げている当事者の声でなく、モノが言いにくい隠れた当事者のことを想像して考え、活動しているような当事者の声ばかりを取り上げないよう気を付けて欲しい。多くの当事者がなぜ隠れていないといけないのか？を想像して考えていただければと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
349	全般	恋心が芽生え、共に過ごしたいと思う気持ちができるのは当たり前です。人間みな普通に生活する権利があると思います。三重県もパートナーシップ制度を条例に盛り込むべきだと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
350	全般	2019年度「人権課題に関する三重県民意識調査」を鑑みて、性の多様性の尊重が重要であることは間違いありません。 日本においては同性婚が認められておらず、性の多様性はまだまだ尊重されていないと感じています。当事者の声に真摯に向き合うのが条例の目的ではないでしょうか。意識や啓発だけでは、解決できない課題もあると思います。全国の自治体では、「パートナーシップ制度」が広がっています。“制度の利用者が少なければ実体の伴わない施策となる懸念がある”との声に対しては、“SDGs誰一人取り残さない社会の実現のために”との観点から、前向きな議論をお願いしたいです。現状の中間案も素晴らしいと思いますが、当事者の声を尊重した具体的な「パートナーシップ制度」に関する考え方も含められないでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
351	全般	三重県では多様な性を尊重するための条例制定に向け、取り組み、一人も取り残さない県として大きく動いておられること、嬉しく思います。 当事者の方が将来にわたって幸せな人生を歩むために『パートナーシップ制度』が必要です。戸籍上同性であっても自認する性が尊重されパートナーとして宣誓でき、家族として社会の中で生活できるよう条例へ盛り込んでいただきたいと願っております。その方の生き方・多様性を認められる社会の実現のため選択肢を多くして欲しいと切に希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
352	全般	<p>性自認は尊重するがあくまで安全や周囲の理解を考慮して弾力的に運用する、それは人権侵害です。性自認を尊重するなら本人の自己申告に一切の疑いを挟むべきではありません。しかし、性自認は心の性別であり、心の性別はゆらぎます。身体への違和とは異なります。トランスジェンダーの場合、「今は女だから男の体と自分の心は一致しない」が成立します。トイレやお風呂がジェンダーで（ゆるやかに外見の基準で）（外見に加え本人申告で）区切られていると公が宣言することで、危険は当然起こりえます。</p> <p>心は女だと言って女湯に入り、止められたら差別だと騒ぐことができるので、性自認をご導入になるなら、具体的な打開策をご提出ください。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
353	全般	<p>誰もが平等に性の多様性が尊重されるために、条例にパートナーシップ制度の盛り込みを希望します。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
354	全般	<p>性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり、変えたりすることが難しく、悩みや課題を抱えている方々があります。2018年の三重県の高校生アンケートでは、約10%がLGBTなどの当事者と回答しており、その子たちのためにも、パートナーシップ制度が必要です。安心して暮らしやすくなるよう、条例にぜひパートナーシップ制度を入れていただきますよう、よろしくをお願いします。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
355	全般	<p>性の多様性を尊重することは当然の事である。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
356	全般	<p>トランスジェンダーの息子さんや娘さんが辛い思いで性転換手術をうけても、パートナーシップ制度がなければ公式に結婚したことになりません。幸せな結婚ができれば、養子縁組や、その他の方法で、子どもを育てることができます。決して、子どもを生まないから「生産性が低い」とはいえないと思います。自殺を考える当事者も多いと言われています。ぜひパートナーシップ制度の導入をお願いします。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
357	全般	台湾では昨年5月に同性婚が合法化されており、これは国際的な流れです。同性愛は特別なことではなく、どんな性別も関係ないということを子ども達に知ってもらうことこそ、大切だと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
358	全般	本条例は地方自治の趣旨から逸脱しています。性道德に関わる規範は、国会による法律作成を待つのが適切であると考えます。県議会は、地方住民の生活に密接に関わる事柄について条例を作るべきです。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
359	全般	性という人間存在の深淵に関することに、簡単に公権力が容喙すべき事柄ではありません。むしろ抑制的であるべきです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
360	全般	「人権課題に関する三重県民意識調査」の結果で、「同性カップルの結婚やそれと同等のパートナー関係が法的に認められていないこと」が46%と大変高い数値を出しているにもかかわらず、何ら示されていないことに不足を感じました。導入自治体も増えている時代の流れの中、何より当事者、県民から問題視されているパートナーシップ制度について、どのようにお考えなのでしょうか。実際この制度だけでは不十分ですが、少しずつでも前へ進むためのスタートとして、素晴らしい制度の一つであることに違いはありません。だれ一人取り残さず、理解を広げ、すべての人が幸福感の得られる制度の実現を目指し、すべての人が誤った偏見も差別もなく多様性を受け入れられる日常になるよう、全力で取り組んでいくべきだと考えます。三重県がパートナーシップ制度を導入しないならば、失望です。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
361	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とありますが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切だと考えます。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
362	全般	随所に「LGBTなどの当事者」といった表現がありますが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現をもちいるべきではありません。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
363	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切ではないと考えます。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
364	全般	基本計画や基本的施策において、法的なところ（パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等）にふれていない。主な課題として、社会における制度、慣行、施設などでの困難と捉えるのであれば、それらの課題の解決にむけ、必要な施策を講じるべきである。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
365	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが尊重される」ことを大切にするのであれば、性の「多様性」だけでなく「あり方」を尊重するという表現が適切だと考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
366	全般	「LGBTなどの当事者」という表現が随所にあるが、多様な性のあり方を尊重するのであれば、4つの性を並列した表現は適切ではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
367	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切ではないと考える。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
368	全般	基本計画や基本的施策において、法的な記述は必要なのではないでしょうか。多様な性の生活が勿論尊重されるべきですが、その尊重が守られるためには制度や福利厚生に関する法的な保証が必要です。当事者の方たちから聞き取りを十分に行い、課題を正確に把握していくことが、ゆくゆくはアウトティングの残虐性を網羅していき、よりよい条例になっていくと考えます。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
369	全般	女子トイレ、女子更衣室、女風呂などの従来身体的性別で区切られてきたスペースは、今後も身体的性別を元に区切って下さい。上記のような施設で、身体的男性が侵入してくるような事態をまねく条例には、断固として抗議いたします。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
370	全般	性自認とは一体何のことを指しているのでしょうか。生物学的性が男性が女性用の服を着て「私は女性」と主張して、その人を周囲の人間が彼を女性として扱わなくてはならない状況が将来起こってしまうと考えています。幅広く性的少数者に様々な意見を聞き取るのが良いと思います。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本条例においては、性自認についての定義を『自己の「性別」についての認識をいう。』としています。</p> <p>また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
371	全般	中間案にパートナーシップ制度が盛り込まれていなかったことが残念でなりません。知事もこれまでずっと「誰一人取り残されず、みんなが住みやすいまちを目指して」ということを大切にされてきたと思います。これはSDGsの考え方そのものです。条例に是非とも、パートナーシップ制度を盛り込んでいただきますようお願いいたします。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
372	全般	トランスジェンダーは性同一性障害者とは違います。性同一性障害者は、英語圏ではトランスセクシャルという属性にあたります。市井のトランスジェンダーさんも、身体を変えずに異性のスペースへ入ることなど望んでいません。性自認思想に基づいた法律を作った英国とスペインでは廃案に向かって国を動かしております。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
373	全般	女性用スペース（女子トイレ、女性用更衣室、女風呂）は身体の性別で区切って下さい。むしろ区切るべきです。ジェンダーレスの方が入れるような場所を新たに作れば良いと思います。区切らなければ不快に思う方がいると思います。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
374	全般	迷惑なのでやめてください。身内にももう「心が女なら女として三重県では扱えない。」と伝えました。三重県の温泉には行きません。すべての女子トイレに警備員を置けますか？	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
375	全般	<p>基本的な「男女」という性別・性意識から逸脱した性自認は嗜好・性癖で、様々な要因で変化します。未成年の性意識が未分化であるのは、しばしば見られることで、成長と共に本来の性別に分化しますが、まれに異性意識を持ったまま成長する場合があります。</p> <p>同性愛者は、成長の過程で変化することもあり一様ではありません。まず教育段階で男女の区別を明確にした性意識を持たせるべきです。そう出来ない場合でも、我が国では諸外国のように同性愛は禁忌ではなく、差別や迫害、罰せられることもありませんので、行政が介入すべきではありません。また同性愛は虚偽の申告が可能であり、行政化することで不当に利益を得たり、性犯罪に至る可能性があるほか、性意識の混乱と晩婚・非婚・少子化を助長することとなります。トランスジェンダーについても、性転換後、過誤であったという例もあり慎重な対応が必要です。ジェンダーフリーの施策や設備は絶対に社会的認知は得られず、社会に混乱をもたらし、新たな差別を生み出すことになりかねません。当条例制定に関わる労力と費用は無用のもので、条例の制定に反対致します。</p>	④	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。</p>
376	全般	<p>県民への啓発の一つとして、キャラクターデザインも考えてほしい。</p>	③	<p>ご意見については、広報・啓発など、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>
377	全般	<p>全国各地でパートナーシップ制度の導入がされている。 市町で導入しやすくする為にも、県条例に盛り込むべきである。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
378	全般	<p>千葉市では、一歩進んで同性・異性を問わずパートナーシップ制度を認めています。夫婦別性など様々な課題で婚姻関係を結べない人がいるので、パートナーシップ制度は必要です。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
379	全般	現在、29の国・地域で同性婚が可能になっています。日本では同性婚が認められず、好きな人と共に生活できず苦しんでおられる方がいます。私たちの間にある“違い”を大切なものとして受けとめ、違いを豊かさに変えようとすべての人が心からそう思える社会に、三重県が先頭に立ちパートナーシップ法を進めていただけることを願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
380	全般	日本は、元々男女差別の概念がなく、多様性であり、平等でLGBTに寛容な国です。対して欧米は差別の上に成り立っている国です。最近になって「それはいけない」と言い出しました。それに何故か日本がそういう流れに乗っています。差別が無かった日本は「日本書記」や「古事記」をともに教えられる学校教育に戻すべきであると存じます。 例えば、織田信長さんが男色でバイセクシャルだったことも文献に残っているように堂々としたものです。恥ずかしいことはありませんが、わざわざ主張をする必要もありません。徹底的に弾圧をする、ということも日本はしてこなかったはずです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
381	全般	三重県が性の多様性を尊重する先進県になることは大変良い。同性婚を全県的に認めるべきと思う。就労に関しても然り。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
382	全般	条例にパートナーシップ制度を盛り込むことを求めます。「性の多様性」とは、すべての人々が当事者であることを表す言葉であるはずが、現状はいわゆる「性的マイノリティ」だけの問題のように取り扱われています。そもそも生物学的性によって人を強制的に男か女かに分け、誰が誰を性の対象とすべきかを婚姻制度によって規定するのは、現実と乖離した偏狭な政治と言わざるを得ず、こうしたことは、さまざまな学問的知見や、差別・偏見と闘ってきた「性的マイノリティ」やアライの人々によって明らかにされてきました。 国として制度を変えるには時間がかかり、人々の人生や命がかかっているのを待っていることはできませんが、県は条例を制定し、少しずつ現状を変革することができます。条例は国の法に反しないものに限られ小さな変化に過ぎないかもしれませんが、いつしか大きなうねりとなり国を動かすことは、過去の歴史が物語っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
383	全般	「心は女、体は男」を自称する人たちを差別的取扱いをしてはならない、となると、彼らが女子トイレ・女子更衣室を使いたいと要求すれば、これを許可しなければなりません。トランスジェンダーについては、ホルモン療法や性別適合手術を受けてしまっただけから後悔するという事例が多々あります。しかし、損なわれた肉体は元通りになりません。「性自認の多様性」という政策を公権力が推進してしまったら、精神的に不安定な時期の青少年少女たちに誤ったメッセージを送ることになりかねません。条例案を読んだ限りでは、一部の当事者の意見だけを聞いて作ったとしか思えません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
384	全般	パートナーシップ制度は、今までマイナス50だったものを、せめてマイナス40や30にしてほしい、というものではないかと感じています。それでも、パートナーシップ制度が「ない」と「ある」とでは大きな開きがあります。異性婚によって、付随する権利には程遠い…性別の違いだけで差別を受けている、これは本当に「性別によって差別されない」を破っているのでは？と思っています。だからこそ、せめて地方自治体が、そこででき得る限りの措置を是非お願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
385	全般	三重県に「パートナーシップ制度」を制定してほしい。 そのことに関わって、県立病院でパートナーを家族と同様に扱ったり、県営住宅で家族として住めるようにしたり、また、学校で同性パートナーシップに関わる学習をしていく必要がある。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
386	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現のほうが適切だと考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
387	全般	随所に「LGBTなど当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現を用いるべきではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
388	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切ではないと考える。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
389	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現のほうが適切だと考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
390	全般	随所に「LGBTなど当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現を用いるべきではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
391	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切ではないと考える。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
392	全般	三重県にもパートナーシップ制度を導入してほしいです。誰もが住みやすく、差別されない三重県、としてこういった条例を作るのに、パートナーシップ制度を導入することは必須ではないでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進してまいります。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
393	全般	三重県でもパートナーシップの条例ができれば、たくさんのLGBTの人の勇気になると思います。又他の地域でもその動きに繋がることを祈っています。三重県でのパートナーシップ条例制定を心から願っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進してまいります。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
394	全般	教育の分野で勤務しており、性の多様性については、社会はもとより、教育の中でも大切なものとして扱われるようになってきたと感じています。しかし社会に出るとねじれ現象が起こってきていると感じています。当事者の方々が、好きな人と、好きなところに住み、自分を偽ることなく就労し、子どもを持ち、育てる、そんな当たり前のことができるようになるために、パートナーシップ制度は必要だと考えます。分かりやすい、目に見えやすい部分の差別や偏見を無くしていくと同時に、当り前の事を何の不便も感じずにやっつけられる「暮らし」ができるよう、条例にパートナーシップ制度を盛り込んで頂くことを願ってやみません。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進してまいります。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
395	全般	三重県に住む知人が当事者で、パートナーシップ制度を必要としています。三重県の条例に、ぜひパートナーシップ制度を盛り込んでいただきたいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進してまいります。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
396	全般	基本計画や基本的施策において、法的なところ（パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等）に一切ふれられていない。主な課題として、社会における制度、慣行、施設等での困難などについて記述があるのであれば、課題の解決にむけ、必要な施策がとられるべきであると考えます。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
397	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切だと考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
398	全般	随所に「LGBTなどの当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現をもちいるべきではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類をする言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
399	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切でないと考えます。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
400	全般	賛成です。“パートナーシップ制度への要求”をつけ加えて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
401	全般	賛成です。条例に“パートナーシップ制度への要求”をつけ加えて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
402	全般	基本計画や基本的施策において、法的なところ（パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等）に一切ふれられていません。主な課題として、社会における制度、慣行、施設等での困難などについて記述があるのであれば、課題の解決に向け、必要な施策がとられるべきであると考えます。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
403	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とありますが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現の方が適切だと考えます。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
404	全般	随所に「LGBTなどの当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現を用いるべきではない。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
405	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉の使用にはもっと慎重を期する必要があると思います。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
406	全般	性自認に関する問題に関心を寄せてください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
407	全般	誰にとっても住みやすい社会、当たり前前の共生社会を目指して、三重県として「パートナーシップ制度の導入」をぜひよろしくお願い致します。先進的な取り組みを、この三重県から発信しましょう。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
408	全般	三重県として「パートナーシップ制度の導入」をよろしく願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
409	全般	三重県として「パートナーシップ制度の導入」をよろしく願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
410	全般	三重県として「パートナーシップ制度の導入」をよろしく願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
411	全般	性の多様性を尊重する態度は、これからの国際化社会で必要不可欠です。日本は他国より遅れていると思います。三重県が他県を牽引できるように、是非条例を制定してください。	②	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
412	全般	現存の女性スペース（女性用トイレ、更衣室、DVシェルターなど）は女性female専用スペースのままにしてもらいたいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
413	全般	性の多様性尊重が条例として制定されることをうれしく思います。ぜひパートナーシップ制度も盛りこんでいただくことを希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
414	全般	同性婚やパートナーシップに関する記述がないのが残念です。個人だけが尊重される表現と感じます。 社会保障分野では、近年家族による助け合いを期待する傾向があります。また、同性パートナーを家族とみなし、福利厚生の対象として認める企業があります。セクシャルマイノリティが働きやすい環境を目指すよう、促してほしいです。セクシャルマイノリティ同士のパートナーも家族だと実感が持てる内容も含めて欲しいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
415	全般	セクシャルマイノリティの家族（親や兄弟）の人権を守る記述もあるといいと感じました。家族も非難されたり、嫌がらせを受けることも考えられるので、そこへの配慮も必要ではないでしょうか。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
416	全般	この社会にはまだたくさん問題点があるのだと実感し、このような問題に対して制度の点から整えていただけることに感動いたしました。 差別的な言動、いじめを受ける、不利な扱い、じろじろ見られるなどの問題を環境から変える内容で素晴らしいと思いましたが、内容がすごく柔らかく、具体的な制度の導入に少し線を引いてしまっている気がします。反対をされる方々、今導入すべきなのかという意見も少なからずあると思いますが、資料として見える形で挙げられている問題点について策を打たないのは、当事者、非当事者にかかわらず、とてもつらいことです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
417	全般	この条例にパートナーシップ制度を盛り込んでほしいです。誰でも住みやすい三重県になるよう希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
418	全般	誰もが安心して暮らしていくため、差別をなくしていく条例に賛成です。この条例の中に、性的マイノリティなどの存在を公的に認め、多様な生き方を選択できるよう、社会生活の障壁を解消する施策として、パートナーシップ制度を創設してください。 三重県がパートナーシップ制度を導入し、先進的に取り組むことに社会的意義があり、多様性を認める県をめざすことは他の地域のみならず、世界からも注目されることと思います。未来を担う次世代にとっても、多様な生き方が選択できる安心が保たれた郷土になることを期待します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
419	全般	同性愛者が安心して暮らしていく上で、その性的指向が認められるだけでなく、同性間のパートナーシップが認められることはとても重要です。パートナーシップの認証制度が認められるよう、お願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
420	全般	いわゆるLGBTに限定せず「性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが」と表記しており、「少数者のための保護条例」という形にしているのは適切であると考えます。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます
421	全般	「ダイバーシティ」「SDGs」などの外来語は、解説であっても極力使用せず、「誰もが」理解しやすい平易な文章にしていきたいです。	①	条例上の表現においては、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。
422	全般	これまでの検討会議においては、資料にパートナーシップ制度（導入の場合）が記載されており、各委員からの意見に多くの時間が割かれていた。 パートナーシップ制度が要綱設置されることは、二元代表制の軽視ではないかとの意見もあることから、議会で議論する必要があると議論されていたにもかかわらず、中間案からは削除されており、不十分な内容へと意図的に修正されている印象が強い。議会のみならず、検討会委員の意見も軽視しているのではないか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
423	全般	私は当事者で、この先も三重に住むつもりでいます。アウティング禁止条例どうの以前に、先に婚姻には程遠くもLGBTを守るパートナーシップ制度の導入をお願い致します。LGBTを本当に守りたいと思ってくださっているならば、パートナーシップ制度の導入が先ではないでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
424	全般	今の日本では難しいかと思いますが、京都府と同様国会政府への同性婚法制化に向けた議論を進めるよう求める意見書を提出していただければ嬉しいです。三重県も国を相手に同性婚を認めるよう意見書を出していただければと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
425	全般	ジェンダー平等がいわれている今、パートナーシップ制度は認められるべきだと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
426	全般	当事者が就職や結婚を始め、社会生活を普通に送るためにはパートナーシップ制度は必要不可欠なものと考えます。また、トランスジェンダーをはじめ、セクシャルマイノリティの人々を守る制度になるはずですが、個人がどれだけがんばっても限界があります。制度があれば、当事者やその家族は胸を張って生きる助けになり、差別、偏見の苦しみが軽減され、安心して社会生活が送れる、その助けになると信じます。この制度を必要としている人がたくさんいます。パートナーシップ制度を掲げた三重県に魅力を感じる人も増え、県のイメージアップにもつながります。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
427	全般	パートナーシップ制度導入を先延ばしにする理由があるなら、それは5年、10年先も使える常套句で、そのような魔法の言葉はもう通用しない時代です。県民に対し、「公の承認」というテーマにおいて、県ができる範囲で平等であることが当たり前であることを望みます。 ・同性婚が法律で認められてもパートナーシップ制度はあるべき ・県営と市町村営の入居条件はリンクさせる ・医療機関、近隣他市、ワンストップ窓口との連携 ・啓発イベントでの発信 ・県職員規定でパートナーシップ制度利用者と既婚者の待遇を同等にする	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
428	全般	誰もが使えるパートナーシップ制度を是非条例に盛り込んでください。今のパートナーシップ制度は性的マイノリティが婚姻できないための代替りの制度として誕生したかと思いますが、同性婚が法制化されれば終了するような印象を受けますが、同性婚が法制化された後も生き続ける制度ができればと思います。 同性パートナーシップ制度を利用している全てのカップルが同性婚を望んでいるわけではないですし、異性間のカップルでも、法律に縛られない身軽な制度がいい、遺産相続問題で結婚に踏み込めない等、こうした方々のためにもパートナーシップ制度が必要だと強く感じます。結婚制度（同性婚を含む）とパートナーシップ制度が両立し選択できる社会が理想です。LGBT当事者の為だけに作られる制度ではなく、全ての県民が利用できる制度を目指して、当事者や様々な立場の人にヒアリングしていただきたいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
429	全般	三重県条例にパートナーシップ制度が盛り込まれるよう願っています。条例ができれば、多くの人が制度について関心を持ちます。安心して生活できると感じる人がいます。人権を尊重する三重県が、パートナーシップ制度に躊躇するのは何故でしょうか。新しくつくられる条例にパートナーシップ制度が盛り込まれ、性の多様性が尊重されて多様な生き方をみとめあう社会の実現を目指してリーダーシップをとっていただきたいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
430	全般	生まれた時の身体的な性別と心の性別や、好きになる対象が男か女かといった、動かしようのないものがたまたま少数者であったがために、パートナーとの関係を認めてもらえないのは不公平だと思います。三重県の条例に、パートナーシップ制度を入れてほしいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
431	全般	誰もが安心して暮らせる三重県にするためには、同性カップルも家族として認められることが必要です。ぜひ、パートナーシップ制度を取り入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
432	全般	パートナーシップ制度を盛り込んで下さい。素案にはあったと聞きました。最初に入れていたのに抜くなんて、時代に逆行していて理解できません。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
433	全般	誰もが安心して暮らすことのできる三重県にするには、同性カップルも家族として認められることが絶対に必要です。ぜひ、パートナーシップ制度を取り入れてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
434	全般	パートナーシップ制度を入れて下さい。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
435	全般	性的マイノリティについて少しずつ理解がされつつありますが、パートナーシップ制度がないことによって生きづらさを感じている方がいます。制度が作られることによって、家族として認められ安心して生活をしていくことができるようになります。誰もが暮らしやすい三重県となるよう、パートナーシップ制度を取り入れて下さい。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
436	全般	中間案にパートナーシップ制度が入っていません。性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県にするためには、必要な制度です。私の知人の当事者も、安心して住める場所を探して居住地を変えています。地元の三重県で安心して生活できる条例にして下さい。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
437	全般	中間案にパートナーシップ制度が入ってなかったのは何ですか。紙きれかもしれないけど、その紙で救われる人が絶対に何人もいると思う。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
438	全般	三重県でも、一人でも多くの方が安心して幸せに生活できるよう、パートナーシップ制度を取り入れて欲しいです。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
439	全般	パートナーシップ制度を入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
440	全般	誰もが安心して生きていけるように、パートナーシップ制度を入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
441	全般	この条例にパートナーシップ制度を入れてほしいです。三重県で安心してみんなが暮らしていける条例にして下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
442	全般	1人ひとりが自分らしく生きるためにも、パートナーシップ制度を取り入れてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
443	全般	中間案にパートナーシップ制度が入っていません。誰もが安心して暮らせる三重県にするためには、同性カップルも家族として認められることが必要です。ぜひ、パートナーシップ制度を取り入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
444	全般	中間案にパートナーシップ制度が入っていません。誰もが安心して暮らせる三重県になるよう、同性カップルも家族として認められるよう、ぜひパートナーシップ制度を取り入れてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
445	全般	この条例にパートナーシップ制度を入れてほしいです。もともと素案に入っていたものが削除されているのは、何か恣意的な圧力や偏見に満ちた考え方によるもののように思え、何か恐ろしいものを感じます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
446	全般	パートナーシップ制度が入っていませんが、取り入れて下さい。『誰もが安心して暮らせる三重県』なら、同性カップルも家族として認められることは必要ではないでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
447	全般	パートナーシップ制度を入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
448	全般	条例の中間案に三重県パートナーシップ制度が入っていないのはなぜ？みんなが三重県に住みたいと思える条例をつくってください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
449	全般	なぜ中間案に三重県パートナーシップ制度が入っていないのかが気になりました。この制度があるだけで、より三重県が様々な人が住みやすい場所になるのではないのでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
450	全般	基本計画や基本的施策において、法的なところ（パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等）に一切ふれられていない。主な課題として、社会における制度、慣行、施設等での困難などについて記述があるのであれば、課題の解決にむけ、必要な施策がとられるべきであると考えている。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
451	全般	パートナーシップ制度を入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
452	全般	性的マイノリティへの理解が進むように三重県にパートナーシップ制度を入れて下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
453	全般	誰もが暮らしやすい社会になるためにも、三重県にパートナーシップ制度を作っていただけたらと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
454	全般	誰もが安心して暮らせるように三重県パートナーシップ制度を是非、入れてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
455	全般	一人ひとりが安心してらせる三重に！！まず制度を整えましょう！県民すべてのそれぞれの生き方を認め、互いに支え合ってください！	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
456	全般	条例の中間案にパートナーシップ制度が入っていないのはなぜですか。たくさんの方が三重県に住みたいと思えるように、三重県パートナーシップ制度を入れてほしいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
457	全般	当事者をLGBTにカテゴライズしてしまう事は、少数者の中の少数者を作るだけです。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。
458	全般	条例の中にパートナーシップ制度を盛り込んでください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
459	全般	パートナーシップ制度を盛り込んでほしい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
460	全般	多様な家族のありかたを尊重し、誰もが自分らしく生きられる世の中にしていくために、パートナーシップ制度を導入してほしいです。昔ながらの家庭のあり方も、新しいあり方も、全てが認められる三重県であってほしいからです。生まれもった性格で、生きづらい世の中は、誰もが生きづらさを抱えています。誰もが大切にされる三重県にし、誇れる県にしていきたいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
461	全般	世界では人間性の成熟とともに、すべての人々に基本的な人権が認められることが求められてきています。家庭の在り方なども多様化してきていますが、やはりどのような家族の形態や家庭であっても、本人たちがそれを幸せと考えるのであれば、人権的な見地からは認められるべきだと考えます。 どうか三重県パートナーシップ条例を導入していただきますよう、よろしくお願い致します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
462	全般	昨今の多様な性に関する政策は、女性専用スペースや女性専用スポーツなどの女性の権利や安全を削ぐ方向性に行っているので危惧を感じます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
463	全般	性の多様性を尊重する場合にぶつかった場合一番弱い属性の女性を尊重してください。性の多様化を尊重するという事の中に男女差別をなくすことを明記してください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
464	全般	性の多様性を尊重するには社会的性役割を押し付けてはいけません。「女性／男性なのに〇〇だな」などという差別をなくす必要があると思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
465	全般	差別やアウトティングを迫ることがないよう、全ての性別の人が好きな服装をすることが許されるべきです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
466	全般	萌えキャラを使い、「年長の男性が若い女性にものを教える」という構図の地域PRは、環境型セクシャルハラスメントであり、女はこうあるべきというジェンダー感の押しつけと偏見です。女性を性的客体化として消費していて、性の多様化を尊重するのに真逆のPRで、撤廃するべきです。	⑤	地域独自のPR手法についてのご回答は出来かねますので、ご了承ください。
467	全般	「性的指向」と「性自認」という矛盾する二つをひとまとめにしており、これらが何を意味するのか十分に理解があるとは思えません。身体違和を伴わない服装や好みを根拠にした“性自認”をもって身体男女別区分を利用可能に制度変更することに強く反対します。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
468	全般	医療やスポーツは性自認より生物学的性別を常に優先してください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
469	全般	女子トイレ、更衣室、銭湯、シェルター、女子刑務所等あらゆる女性用スペースに“性自認”を根拠に侵入することを禁止してください。性自認は自称です。これを許せば見た目がどんなに男性に見えても“性自認が女性”といえあらゆる女性スペースに侵入できてしまうことを指します。 多機能個室トイレを増やし、アウトティングしなくても誰でも自由に使えるようにする。個室の更衣室、個室のシャワールームを増やすなどすることが重要です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
470	全般	県が実施する条例に基づく施策又は条例に基づく施策の推進に影響を及ぼすと認められる施策、ならびに性的指向又は性自認に関する人権侵害の救済について、調査、県の施策に係る是正等の措置の勧告及び改善意見の表明およびこれらの内容の公表、ならびに私人間の事案に対する助言、指導およびあっせん、人権侵害の是正の要請等が可能な苦情処理機能を設ける規定を条例に盛り込むべきである。その際、外部有識者による苦情処理委員の任命が望ましいが、困難な場合は、男女共同参画審議会等の会議体の委員が担うものとすべきである。	③	県の相談窓口を設置し、必要に応じて情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）を紹介するなど、丁寧な相談や救済等につながるような対応をしていくとともに、事例を蓄積し、施策に反映させていきます。ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
471	全般	「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」素晴らしい取り組みだと思います。それぞれの人生をどう生きるか、それはその人固有の権利であって、誰も侵すことのできない、人間の尊厳ともいべきものだと思います。条例に、パートナーシップ制度を1つの柱として是非とも盛りこんで頂きたいと思います。三重県は最先端をいく自治体として誇りうる人権尊重の県であってほしいと願っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
472	全般	パートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
473	全般	性の多様性を公権力によって保護すれば、その瞬間から県民すべてが「政治的な正しさ」に目覚めるとも思っているのでしょうか。 LGBT運動先進国の実態はかなりひどいです。性の多様性を国家権力が保護したことにより、かえって同性愛者やトランスジェンダーに対するヘイトクライムが増えているのです。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
474	全般	この条例が性について悩む方々をはじめ、多くの人の中を押すものであってほしいと思います。悩みをもつ子どもたちが、社会のシステムや制度で安心してほしいと感じます。条例制定の際には、子ども向けの広告などで周知をお願いします。	③	ご意見については、子ども向けの視点など、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
475	全般	知人が当事者で、カップルが家族として暮らせる地域を必要としています。私もパートナーシップ制度の承認を希望しています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
476	全般	性自認とは何か。それは医療と司法の介入なしに完全自称です。自分で決めた性別に沿った扱いを求めることです。三重県の職員ガイドラインにトランスセクシャルの記載がなくトランスジェンダーのみになっているのはとても恐ろしいです。トランスジェンダリズムを支持することは、少数のマイノリティを助けるのではなく、人口の50%はいる女性の権利をはく奪する行為です。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本条例においては、性自認についての定義を『自己の「性別」についての認識をいう。』としています。また、全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。</p> <p>また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
477	全般	パートナーシップ制度を必要としているパートナー達がいると思います。彼ら彼女らの為にも、今後この制度を必要とするかもしれない子供たちのためにも、この条例にパートナーシップ制度を盛り込んで欲しいです。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
478	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念①にあるように「誰もが人権を尊重され」ることを大切にするのであれば、性の「多様性」を尊重するのではなく、多様な性の「あり方」を尊重するという表現のほうが適切だと考える。	①	<p>県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
479	全般	随所に「LGBTなどの当事者」といった表現があるが、多様な性のあり方を尊重するうえで、4つの性を並列した表現を用いるべきではない。	①	<p>条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。</p>
480	全般	「性的指向・性自認」という表現について、性のあり方は「生物学的な性」や「表現する性」などもっと多様であり、これらの言葉を使用することは適切ではないと考える。	④	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
481	全般	当事者の方が幸せな人生を過ごせるように、パートナーシップ制度を承認していただける事を願います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
482	全般	パートナーシップ制度に賛成します。凝り固まった考え方(家のあり方が崩れるとか子どもに悪影響だ)が暮らしにくさを強めていることに気づき、これを条例によって改める方向へと進め、より住みやすい県づくりを行うべきです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
483	全般	セクシュアルマイノリティの人たちは、いないのではなく、カミングアウトしているか、できないだけで、必ず近くにいます。当事者である子どもの言葉にならない助けての声に対して、見える形で制度を作り、教えてあげることが大人の仕事ではないでしょうか。パートナーシップ制度の条例は、子供たちへの贈り物になります。また、この制度は一人も取り残さない持続可能なものと確信しています。条例に盛り込むか否かではなく、この条例で三重県にどんな未来が描けるのかを、将来三重県を支える子供たちに教えてあげてほしいです。パートナーシップ制度の制定をどうかよろしく願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
484	全般	今年の6月から厚労省にて「ハラスメント指針」が制定されたものの、主に職場や学校などの公の場での環境整備にとどまっております。当事者にとってのQOL向上の観点からプライベートの生活面での環境改善も両輪の輪の一方であり、パートナーシップ条例の制定は必須であると思料します。是非、県としてのパートナーシップ条例の追加をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
485	全般	私は当事者で、子どもの頃は自分のことを言えずとても苦しみました。戸籍変更はハードルが高く、手術費用も高額です。将来三重県に戻っても、パートナーシップ制度がないと宣誓できません。制度があることで将来に希望を持つことができる私たちのために、条例に盛り込みをお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
486	全般	パートナーシップ制度は、すべての子どもたちの明るい未来のために必要なことで盛り込むべきだと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
487	全般	パートナーシップ制度は誰にも必要な人権が守られる制度です。どうか、三重県でもパートナーシップ制度の盛り込みをお願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
488	全般	中間案では残念ながら取り上げられませんでした。パートナーとしての関係を多様な性において公的に認めることは、真の意味で性の多様性を尊重するために欠くことのできない制度と考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
489	全般	導入済みの自治体で当たり前前に制度を利用している人たちをみると、地域格差があってはならないものと思います。三重県でもパートナーシップ制度の盛り込みをお願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
490	全般	なかなか理解が得られない世間ですが、いろんな人に知ってもらい、理解してもらえようパートナーシップが社会に根付いてほしいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
491	全般	知り合いに当事者がいて、最初は正直びっくりしましたが、講習会やセミナーなどに参加して、少しですが理解できました。まだまだ少数派だとは思いますが、これから絶対必要な制度だと思います。パートナーシップはぜひ実現していただきたいと思っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
492	全般	色々な人がいていいと思います。性の多様性、私は好きな言葉です。パートナーシップが世間一般に広まってほしいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
493	全般	「多様な性のあり方」を知り、差別、偏見のない社会となるように願っています。戸籍の問題など難しい課題もあると思いますが、「パートナーシップ制度」も含め「自分らしく生活出来る社会」になって欲しいです。三重県から全国に発信し続けて下さい。 この条例にパートナーシップ制度の盛り込みを希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
494	全般	当事者の方が好きな人と宣誓できるように、三重県にパートナーシップ制度の盛り込みをお願いします。全ての人達の人権が守られる事を強く望みます。誰もが安心して笑顔で暮らせる三重県に。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
495	全般	だれもが笑顔で暮らせる三重県！だれもが人権を守られる三重県！だれもが安心して学んで働ける三重県になるよう、パートナーシップ制度の導入を希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
496	全般	知り合いに当事者がいて、パートナーシップ制度を必要としています。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
497	全般	知り合いに当事者がいて、パートナーシップ制度を必要としています。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
498	全般	三重県に住んでいる知り合いに当事者がいて、パートナーシップ制度を必要としています。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
499	全般	当事者の方が好きな人と宣誓できるよう、三重県にパートナーシップ制度の盛り込みをお願いします。すべての人達の人権が守られることを強く望みます。誰もが笑顔で暮らせる三重県に。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
500	全般	「自分は女だから女湯に入る」ということへの防犯が不可能になります。今までなかった憎しみと対立、差別感情が発生します。対案として、トランスセクシャルへのホルモン治療を安くしてあげる、同性カップルへのサービスや配慮（ホテルや温泉）などをしっかりしてあげてください。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
501	全般	当事者として、このような条例は必要としていません。今回の条例案は、多くの当事者の声を拾った結果として成立を目指したものではないため、廃案にして下さい。大切なことは、条例で一まとめにした理解促進ではなく、個々の当事者と向き合う丁寧な対応の積み重ねではないでしょうか。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。 条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。 なお、条例案においては、相談への対応等での個々の事例を蓄積し、今後の施策に生かしていくこととしています。
502	全般	女性専用スペースは身体の性別で区切って下さい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
503	全般	パートナーシップ制度を導入して下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
504	全般	パートナーシップ制度を導入して下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
505	全般	性の多様性を尊重するには、法的にも制度としての条例がないと真の効力は発揮しません。誰もが希望をもてる制度にするには、「アウティング条例」とともに「パートナーシップ制度」を盛り込んだ条例が必要だと考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
506	全般	パートナーシップ制度を条例に盛り込んで下さい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
507	全般	この条例は、未来に向け社会全体で取り組む大切な条例だと思います。当事者の方が将来に渡って安心できる条例にするためにも「パートナーシップ制度」を盛り込む必要があると思います。アウティング禁止はもちろんの事、未来にむけて誰もが多様な性を認められる条例にするため、よろしくお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
508	全般	条例の必要性がいまひとつ理解できないでいます。「ひとりひとりの個性や能力が発揮できる、互いに思いやる包容力のある社会をめざすため」に、「性的指向及び性自認（性の多様性）の尊重」をことさらにとりあげることには相当の違和感があります。 差別を禁止するという発想そのものが、性的要素における少数者を差別の対象に迫りやり、それでいて本条例は当事者が困難を感じておられる問題や真に望んでおられること（たとえば同性間の婚姻）を解決するものでもありません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
509	全般	趣旨、課題、参考などに頻繁に登場するLGBTという文言は適切ではないと考えます。LGBの方は性的指向、Tは性自認によるものであり、それぞれ当事者が抱える困難、社会的な障害は決して同じではありません。啓発・研修・講演、あるいは政治の領域で「LGBT」という表現が安易に頻繁に使われ、定着し、あたかも同じ問題を抱えているような誤解が生まれていると思えます。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
510	全般	<p>「多様な性」という表現は、「多様な性を選択している」という誤解を生み、男でも女でもない、あるいは男でも女でもあるなどの歪んだ認識を生み、性別欄に「その他」を設けるなどの取組が当事者をたいそう苦しめています。さらに、女装、男装を趣味とする方と同一視され、あたかも「自由な生き方」「個性」であるというふうにご混同され、問題の本質がなかなか理解されない状況を生み出しています。</p> <p>「当事者への配慮・対応は一人ひとりの人権を尊重するものであり、個性を受け入れ、個性に応じた配慮や対応をすることに他ならず、特別扱いではありません。」と職員ガイドラインでお示しいただいているように、重要なのは徹底的な人権教育と人権尊重ではないでしょうか。必要なのは基礎自治体の「人権意識に基づく高度な個別対応」と国における「法的整備」です。本条例の制定は、まさにその特別扱いに値するものであり、性的要素における少数者を差別の対象に迫りやる危険性があると思います。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例案においては、人権教育の推進を図ることともに、相談への対応等での個々の事例を蓄積し、今後の施策に生かしていくこととしています。</p>
511	全般	<p>パートナーシップの項目を設けてください。同性婚やLGBTの人の結婚が、「婚姻」として認められ、異性婚と同等の権利や保障が受けられるようにしてほしい。</p> <p>国内のすすんだ自治体や外国の例に学んで、幸福に生きる権利を守る条例にしてほしいと願います。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
512	全般	<p>パートナーシップ制度を盛りこんでほしい。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
513	全般	<p>LGBTの方たちが将来に夢がもてるよう、また、差別をなくすため様々な権利が保障されるためにもパートナーシップ制度を盛り込んでください。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
514	全般	LGBTQ当事者やその家族は、大きな声でその存在を語るできません。そのような方々に、より良い未来が切り開かれることを願い、そして、三重県で暮らす当事者の子ども達とご両親の笑顔を思い描きつつ、このメールを送ります。何卒、三重県にもパートナーシップ制度導入を切にお願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
515	全般	三重県全体に「同性パートナーシップ制度」が制定されることを望みます。そのことに関わって、例えば、県や私立の病院で、同性のパートナーを家族と同様に扱ったり、県営や市営の住宅を家族として住むことができたり、学校で同性パートナーシップ制度についてを含むLGBTについての学習をしていく必要があると思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
516	全般	来年度制定予定の条例の名称のように、誰もが安心して暮らせるよう、社会的障壁が少しでもなくなるよう、その人がその人らしく、当たり前で暮らせるよう、願っています。今回の条例がより良いものになるよう、ぜひともパートナーシップ制度を盛り込んでいただきたいと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
517	全般	「県の機関が民間事業者（非営利団体・個人含む）を業務に関与させる際には守秘義務について書面で誓約させる」「県の機関が本条例に違反する行為を行った場合には速やかにそれを公表するとともに改善措置を講じる」といったような文言を条例に盛り込んでいただきたいと思います。条例案の目的はいいが、トラブル等あった場合に適切に対応しなければならない。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉において「性の多様性にかかる課題解決については、個人情報に関わる内容が多く、行政（県、市町）だけでなく、委託の場合は受託団体も、守秘義務を含め、法令遵守が必要です。」を記載しています。
518	全般	基本理念には全く反対するものではありません。しかし、LGBTのうちTについては、他のマイノリティと比べて定義があいまいなところがあり、中でもトランスジェンダーについては、「性自認」の内容自体がもともと曖昧な概念となっておりますし、一般市民は通常、トランスセクシャルやGIDとトランスジェンダーの区別がついておらず、同義に考えている人も多いため、社会政策上LGBとTを同列に扱うのはどうかという論者もいるようです。なので本来的には、LGBの人権保護等を内容とする本条例でTを同列に扱うこと自体、若干乱暴ではないかと思っております。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
519	全般	男女別スポーツの分野について、例えば、男子学生が性自認は女子だと主張して出場権を取るなど、結局のところ性自認の尊重が行き過ぎるあまり女子学生の権利を侵害することとなり、現に諸外国ではそのような問題も多発しているようなので、このような性自認の不当な利用や悪用を予め除外できるように条文を整備すべきかと思います。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
520	全般	すべてのカップルがパートナーシップ制度を利用すべきとは思いません。何らかの理由で利用したくないカップルもいらっしゃるでしょう。パートナーシップ制度を利用するという選択をするかどうかはそれぞれの判断で良いと思います。が、たとえ少数だとしても選択したい人がいるなら彼らを置き去りにするべきではないと思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
521	全般	当事者の知人がおり、身の回りの環境や雰囲気は少しずつ改善されてきているが、何かにつれ性別を聞かれたり、婚姻や戸籍上の性別の自由がなかったりと、まだまだ今の社会は自分たちの存在が無視されているように感じていると聞いています。特にパートナーシップを制度化してほしい、制度化されても大きく変わることはないかもしれないけど、制度があるだけで存在が認められた感じがするし、将来的に好きになった人ができたときの希望になるので、ぜひ導入して欲しいと話しています。本人が直接意見を言うのもなかなか言いづらいと思いますので、ぜひパートナーシップの制度化を進めていただけたらと思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
522	全般	この条例にパートナーシップ制度をぜひ盛り込んでいただきますようお願いいたします。この制度により、今、苦しんでいる人々、子どもたちが安心できるとともに、自己肯定感が高まります。それによって誰もが安心して暮らせる、そして幸福な三重県となるのではないのでしょうか。今回の条例に盛り込まれないとしたら、いつならば盛り込まれるのでしょうか。今も悩み、苦しんでいる方々がいることを忘れないでいただきたいです。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
523	全般	全ての人に守られる人権であるため、パートナーシップ制度お願いいたします。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
524	全般	パートナーシップ制度の設置をお願いしたいと思います。みんなが生きやすい世の中になってほしいと望んでいます。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
525	全般	LGBTなど性の多様性について前向きに考えを進めてくれている三重県の取り組みは素晴らしいです。どうかそこをもう一步踏み込んで、戸籍上の性で悩んでいる人たちが安心して家庭を築ける三重県になってほしいと心から願います。未来の子どもたちが、分け隔てなく幸せに暮らしていける日本に、世界になってほしい。まずは三重県が、率先して子どもたちに明るい未来を見せてやってほしいです。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
526	全般	LGBTに該当する性的少数者の立場から、カミングアウト強制禁止・アウトティング禁止・同性パートナーシップ制度について、現時点においては時期尚早と考え、条例化に反対します。 LGBTやSOGIといった用語は支援団体による造語であり、性的少数者の実情に必ずしも沿ったものではありません。それら団体の思想に基づく造語を自治体までもが採用し、施策を押し進める事、それそのものに支援団体と距離をおく性的少数者は切り捨てられるのではないかと懸念をいただきます。 公平性を保つためにも、LGBTやSOGIを、特定思想の色に染まらない普遍的な語句に置き換えることを望みます。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。また、外来語は極力使用しないか、使用する場合は補足説明をするなど、平易な文章となるよう努めます。カミングアウトの強制や禁止、本人の意に反して暴露（アウトティング）することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。</p>
527	全般	条例化の問題点として、語句が定義する対象のあいまいさがあります。特に性自認においてはLGBT先進国といわれる欧米での性犯罪事例が発生していますので、自己申告を根拠とすることの危険性を排除できません。 また条例化による弊害の想定も不可欠です。性的少数者の個々の実情があまりにも異なっており、性的要素において多数派でないという以上の共通点を見いだしがたいため、支援団体を介した現状把握は、性的少数者の多様な生活実態が部分的にしか反映されません。 加えて、少数派保護の要求が先鋭化するあまり当事者間の個人攻撃もエスカレートしています。真に差別があるならば看過すべきではありませんが、窮状を訴える側も、しばしば異なる他者への寛容を欠き、誇張を含み、相互理解がままならない現状があります。LGBTでもSOGIでもなく、社会の一員として広く全体におよぶ影響を考慮するために、性的少数者と支援者にもクールダウンが必要です。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
528	全般	<p>少数派が普通を求め、社会生活を送るのであれば、多数派との関わりは避けられません。ひとりの性的少数者のまわりには何人も多数派が、大切な家族や友人や地域住民として存在します。性的要素において多数派と少数派を区分し、多数派に少数派への理解を一方向的に求めるのではなく、少数派から多数派への理解や、少数派同士の理解を求めなければ特定層の優遇にすぎません。県民全員を当事者と捉えなおし、当事者間における双方向の理解増進と啓発を行うことが、誰もが安心して暮らせる社会の実現につながるものと考えます。条例化の検討は、その後に位置付けるのが望ましいのではないのでしょうか。</p>	④	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。</p>
529	全般	<p>条例には是非、「パートナーシップ制度」を導入していただきたいです。誰一人置き去りにしない共生社会を築く上でも、制度を利用する・しないにかかわらず、この制度がある事により、希望を持つ当事者がおります。救われる命があります。また、一見、成人した当事者向けの制度に見えますが、LGBTQユースに希望を与え、LGBTQユースの命を護る制度でもあります。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
530	全般	<p>女性のトイレ・着替え・入浴へのプライバシー配慮への具体的言及が不足していると感じた。具体的対策がないと、困るのは弱い立場の人間だと分かってほしい。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
531	全般	<p>将来、愛する人に出会えたとき、人生を共に歩みたいと思う人ができたときに、幸せになってほしい、幸せになれる社会を私たちが築いていかなければと思います。その一歩が「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の制定だと思えます。</p>	②	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。</p>
532	全般	<p>3. 基本理念で性の多様性に関する施策の推進は、性的指向及び性自認にかかわらず①人権の尊重②社会参画の保障と能力発揮の機会の確保③多様な生き方の選択ができるよう行われなければならないとある。 P12に当事者アンケートの中にパートナーシップ制度を求める意見があることから、家族、家庭をもって安心して生きられるために「この条例にパートナーシップ制度を盛り込んでほしい」</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
533	全般	「性自認の多様性の尊重」に反対です。重視することで被害がうまれます。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
534	全般	「性自認の多様性の尊重」に反対します。このことで同性愛者は苦しむことがあります。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
535	全般	「性自認の多様性の尊重」に強く反対します。条例化しないでください。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
536	全般	「性自認の多様性の尊重」、「性自認」の条例化に強く反対します。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
537	全般	「性自認の多様性の尊重」に大反対です。「性的指向（同性愛）」と「性自認」は相反するものだということをどうかご理解ください。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
538	全般	自認による性別は外からはまったくわかりません。男性が「自分は女性である」と言えば女風呂に入ることも可能になります。性自認を尊重すれば女性専用スペースは危険になります。観光への影響も心配です。どうぞ「性自認の多様性の尊重」については条例化することをやめてください。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
539	全般	性自認の尊重に猛反対です。同性愛は「体の性別」で決まる性指向ですが、「自認の性別」を強要されるのは大変困ります。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
540	全般	「性自認の多様性の尊重」に強く反対します。この条例が通ってしまえば、ほかの地方自治体が模倣するので反対です。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
541	全般	「性自認の多様性の尊重」に反対します。同性愛は「身体が同性」の相手を性指向の対象とするものですが、性自認を重視する人たちはこれを差別と糾弾します。同性愛者はこれまでずっと迫害を受けてきました。最近では理解してくれる一般の方々が増えてきたと思います。どうか「性自認」を尊重することをやめてください。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p>
542	全般	性の多様性に関する条例づくりを三重県が進めていると知り、ほこらしい気持ちを持ちました。どんなマイノリティにとっても住みやすい三重県、ふるさとであってほしい。そのために、パートナーシップ制度を条例に盛り込んでください。お願いします。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
543	全般	性の多様性に関する条例づくりを三重県が進めていると知り、ほこらしい気持ちを持ちました。 どんなマイノリティにとっても住みやすい三重県、ふるさとであってほしい。そのために、パートナーシップ制度を条例に盛り込んでください。お願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取組んでいきます。
544	全般	この条例の廃案を望みます。この内容は性同一性障害の問題解決に何の役にも立たないばかりか、誤った印象を県民に与え、有害なものだと考えます。廃案にできなければ、少なくとも、この条例は性同一性障害とは全く関係がないものだと明示してください。	③	全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
545	全般	「トランスジェンダー」の語が定義もないまま使用されています。明確に定義するか、削除してください。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類をする言葉は極力使用しないようにします。
546	全般	この条例にはあまりにも問題が多く、制定は時期尚早だと思います。制定前の啓発ですら時期尚早で、まずはこの問題の調査研究およびその担い手の育成がなされるべきだと考えられます。 この問題について調査研究を進めるといふ旨のみ条例とし、その後、2年程度を目安に改正するという条文を入れることを提案します。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
547	全般	性的指向による差別のない社会を目指す旨が書かれていますが、LGBT運動自体が小児性愛などの性的指向を完全に無視・排除しています。つまり差別です。自分たちが差別をしておいて、自分たちに対する差別は許さないというのは背理です。性の多様性のなかには、小児性愛の他にも常識人からすれば嫌悪の対象でしかないものもあります。このようなものも、公権力が県民に尊重を強いるのでしょうか。 そもそも、公権力が県民の内面の価値観にまで容喙しようとするのは憲法上絶対に保障される内心の自由（19条）を侵害するものです。なぜこのような違憲の条例を堂々と制定しようとするのか理解に苦しみます。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
548	全般	性的少数者に関しては嘘ないしは偏った情報が蔓延しており、議会での正常な審議が期待できません。テレビ・新聞は一方的にLGBT運動に有利なことしか報道していません。明白な嘘でも平気で繰り返します。誤った情報、あやふやな事実認識の上でどれだけ条例案を議論しても、よい結果は得られないと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。
549	全般	アウトティング禁止について、一橋大事件による影響が大きく作用したと思いますが、実はこの事件、アウトティングされたことになっている同性愛者の学生については、既に周囲の者は彼の性的指向について薄々知っていたという説があります。どうか裁判資料を取り寄せて確認していただきたいと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、本人の意に反して暴露（アウトティング）することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。
550	全般	一部地域ではパートナーシップに関する条例が適応されていますが、県全体ではありません。この制度は宣誓した地域のみでの適応で、日本全土で保証されていません。三重県全体でパートナーシップが認められれば、他の地域に引っ越しを考える人も減るのではないのでしょうか。呼び込みをする前に、離れさせない努力をすべきだと思います。少子化云々の話もありますが、同性婚が認められた国で少子化が進んだということはないと思います。男女間の結婚でも子供を持たない選択肢をする方もいますし、同性間のカップルでも子供が欲しい方もいます。そもそも、認める認めないの話をしている時点で差別だと思います。当事者の方たちからしたら普通の事です。それぞれの普通にもっと寄り添っていただけたらと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
551	全般	基本計画や基本的施策において、法的なことにふれられていない。社会における制度、慣行、施設での困難などがあるのであれば、課題の解決に向け必要な施策がとられるべきである。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
552	全般	「LGBTなどの当事者」とすると、性の多様性の問題がLGBTの方達だけのものと捉えられる。しかし、性の多様性は全員の問題であり、互いに尊重するべきものである。全員がそれぞれの多様な性のあり方を尊重するような表現とすべきである。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。 県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
553	全般	全体を通じては基本的に賛成するが、パートナーシップ制度や福利厚生に関するもの等、県内当事者アンケートで様々な声があったというが、それが法的なものとしての記述がありません。課題解決のために必要な施策をとられるように要望します。	③	ご意見については、課題の解決につながるよう、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
554	全般	内容についてではないが、中間案のPDFファイルのフォントが見つらい。特に前文〈主な要素例〉のようなフォントをわざわざ使う気が知れない。センスとかなぜあんな、読みにくいフォントを使用するのかが疑問です。	①	修正いたします。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
555	全般	条例の名称に「性の多様性を尊重し」とあるが、基本理念にあるように「誰もが人権を尊重される」ことを大切にするのであれば、「性の多様性を尊重し」ではなく、「多様な性のあり方を尊重し」という表現がより適切と考える。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
556	全般	「LGBTなどの当事者」という表現は、4つのカテゴリーに限定した表現だと思われるため、文脈によっては「セクシュアルマイノリティ」などの多様な性のあり方を包含するような表現を用いるほうが良いのではないかと、思う。	①	条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。
557	全般	「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる」ようにしていく一つとして、パートナーシップ制度の導入をお願いします。 パートナーシップ制度については、同性カップルだけでなく異性カップルも利用できるという自治体もあります。LGBTQに限らず、全ての人が安心して暮らしていく、また住みやすい世の中にしていくためにも、パートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
558	全般	私は当事者ですが、パートナーシップ制度について、アウトティングされて大変と言うならこんな制度はかえって不要と考えます。代わりに、行政や家族や医療機関への連絡・対応など、いざという時に連絡すれば責任を持って対応してくれる、県民なら誰でも使える「県民助け合い連帯制度」なんてどうでしょう？過疎化対策にも使えると思います。 パートナーシップ制度がなくても病院等で特に困ることもないですし、公営住宅は貧困世帯のためのものでは？何で我々だけがそんな特別な制度を使えと言われるのかが分かりません。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
559	全般	三重県は一部の方々の意見ばかり聞くような気がします。 私達当事者への人権枠指定は迷惑です。私達は他の人と同じように生活しています。正常な人間です。これからも正当な評価の元で暮らしていきたいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
560	全般	女性（性別適合手術を受けた人を含む）も自称女性（いわゆる男性）の侵入は怖がるでしょう。法的な性別が原則だと思います。宿泊施設で大浴場の貸し切りの時間を設けてもらったという話は聞いたことがありますが、手術をまだしていない人は露天風呂付き浴室を予約することが多いようです。条例の趣旨には現時点であまり賛成はしていませんし、改善を提案します。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の＜趣旨等＞においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
561	全般	<p>「誰もが安心して暮らせる社会」の「誰もが」に女性は入っていますか？性自認というものを認めることがどれだけ身体女性の安全に過ごす権利を侵害するか、よく考えてください。これ以上女性が生きにくい社会にしないでください。この件は三重県の女性だけでなく、日本に住むすべての女性に関わる話です。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
562	全般	<p>案の中でアウトティングや差別という言葉が何度も書かれていますが、“誰が”“どの程度のもの”を差別でありアウトティングであると判定するのか書かれていません。</p> <p>現代社会において、差別をしている人間と名指されることは大変大きなマイナスです。他人を貶めるつもりがなくて発した言葉が大きく取り上げられるかもしれないと思うと、萎縮してしまいます。ある人間を差別的だ、と名指すことは大きな権力であり、それがマイノリティの立場からの指摘であれば反論することも困難です。そのような中で、ともに生き、「誰もが安心して自分らしく学び、働き、暮らせる社会」をつくることがはたして可能でしょうか。「不当な差別的取り扱い」をうっかりしてしまわないよう最初から距離をおくほうがよい、と思われるのではないのでしょうか。条例案が意図していることとは逆の、人々が分断されるという結果をもたらしかねません。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本人の意に反して暴露（アウトティング）することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、してはいけないということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。また、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
563	全般	<p>3ページ〈参考1〉にあるオリンピック憲章に、性自認は含まれていません。</p> <p>また、同ページ〈参考2〉を読むと、性自認を明示して条例案を作成することは三重県独自の明確な意志ということになります。にもかかわらず、性自認と性的指向は常にセットのように性的マイノリティという枠で扱い、別個の困難を伴っていることが重視されていません。</p> <p>ある人が自身の性的指向を重んじれば、別の人の性自認を常に全面的には受け入れられないということもあります。また、性自認による性別と生物学的性別、どちらを優先するかという線引きは、主に性別で別れた施設で重要案件となりますが、条例案の中では「施設」という言葉がそのような文脈で用いられておらず、むしろ「アウトティング」禁止を強調することで、差別になってはいけないという理由に縛られて、違和感のある利用者が指摘できないことになってしまいます。この条例案は、現実起こりうる問題に向き合うためものではなく、「ダイバーシティ&インクルージョン社会」というイメージが先行していると云わざるを得ません。</p>	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
564	全般	三重県ではダイバーシティ社会推進課があるのでパートナーシップが県で制定されることを期待しておりましたが残念です。しかし、まずはアウトティング禁止も含めこの条例が制定され、誰もが安心して暮らせるように整っていくことを期待しております。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
565	全般	基本理念にあるように、「誰もが人権を尊重され」ることを大切にすること、賛成です。ですから、条例の名称の「性の多様性を尊重し」という表現よりも、「多様な性のあり方」を尊重するという表現の方が、より基本理念にあったものだと考えます。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。
566	全般	多様な性のあり方を尊重するという立場からみると、「LGBT」「性的指向・性自認」の言葉では表現しきれない部分があるため、これらの言葉を使用することは適切ではないと考えます。ぜひ、誰もが尊重されることを実感できる条例にしてください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例上の表現においては、当事者の方を分類する言葉は極力使用しないようにします。 県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
567	全般	差別や偏見のない社会をめざすために、また、マジョリティ、マイノリティ関係なく、一人ひとりが、さまざまな人権に関心をもつことのできる「三重県」となるために、ぜひともこの条例を成立してほしいと思います。条例に携わる関係のみならず、応援をしています。ぜひとも成立させてください。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
568	全般	同性愛は同意のとれる大人の関係なのですが、小児性愛は大人による（性的同意のとれない）子供への性的虐待になるので多様性に含めると子供の人権が損なわれますので同性愛の尊重のみでお願いしたいです。	②	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 本条例においては、性的指向の定義を「自己の恋愛又は性的な関心の対象となる『性別』についての指向をいう。」としています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
569	全般	性自認というのは固定されませんし、客観的にわからないので、女性には身の危険があるのです。性自認の尊重と身体的女性を両方守るには、性別を男・女・MTF・FTMの4つにわけないと現実的には無理だと思います。男と女という枠を固定しつつ性自認を尊重するのなら女性の居場所はなくなってしまいます。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
570	全般	「誰もが参画、活躍できるダイバーシティ社会の実現」という県の方針に全面的に賛成です。特に、性のあり方の多様性については、近年ようやく啓発が進んできましたが、これまで自らのアイデンティティを否定され、苦しんできた人々がたくさんいます。この条例が実現することを願うとともに、ぜひ同性パートナーシップについても加えていただきたいと思います。学校でも徐々に教育が進みつつある今、子どもたちのためにも県として多様性を認め合う姿勢を示す意義は大きいと考えます。また、「同性パートナーシップは市町単位で取り組むこと」という考えもあるかもしれませんが、県が条例に盛り込めば、啓発としての影響力は画期的なものになると期待します。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
571	全般	この条例にパートナーシップ制度を盛り込んでください。「好きな人」に「好き」だと言える、そんな自分も好きで居られる未来の為に。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
572	全般	パートナーシップ制度の導入に向けての項目を追加して欲しいです。三重県在住の同性カップルの友人たちが、もっと過ごしやすいまちにかわっていくことを期待します。都市部だけに限らず、LGBTの人はいます。気づいていないだけで、パートナーシップ制度を必要としている当事者の人はたくさんいます。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
573	全般	<p>パートナーシップについての言及がなされておらず、【主な現状と課題】では【家族同様の扱いがされない】の文で留まっている事に疑問を抱く。気づきがあるのに、具体的な対応としてパートナーシップが欠落していることが問題の一つと考える。まだ県内の動向としては多くはないかもしれないが、必要性は急務と考える。</p> <p>同性を含むパートナー間には、法的に2人の関係を守るものはないことが現状である。当事者の不安の中には、病院で面会を断られたり、パートナー死亡後の住居の問題が挙げられるが、カミングアウトをしていない関係では相談さえできず、負の連鎖に陥る。条例の作成は賛成であるが、内容にパートナーシップを盛り込んでいないことについては、満足を得られない。単なる流行の話題ではなく、県内で「生活する人」の一人が切に願っていることを改めて考えて頂きたい。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
574	全般	<p>選択肢があることで全員が選べて安心感も得られるし、制度があることで認知も広がっていくんじゃないかなと思っています。どうか三重県でパートナーシップ制度が制定されることを願っています。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
575	全般	<p>特別委員会についてパートナーシップ制度のやりとりなど疑問に思いました。</p>	⑤	<p>県議会、特別委員会については、ご回答は出来かねますので、ご了承ください。</p>
576	全般	<p>市単位でパートナーシップをしているだけでは、転勤した時にその誓約が解除になってしまうので、県としてやってほしい。効力は薄かったとしても当事者としては大きい存在だし、必要としている人はいるはずで。そして、制度があることで保険制度も広まったり深まってきたりすると思う。県でパートナーシップ制度を制定してくれたら、県内での転勤への心配もないです。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
577	全般	<p>市だけでパートナーシップ制度をするんじゃなくて、県でパートナーシップ制度をしてくれたら引越しも安心できるから県でやってほしい。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
578	全般	パートナーシップ制度が認められれば同性カップルも安心できるし、もし事故や病気が起こった時に手術の同意書のサインができたり、家を借りたり買ったりした時の名義もスムーズになると思うから、ぜひパートナーシップ制度を進めてほしい。条例になってくれれば認知も広がると思う。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
579	全般	LGBT政策は全般としては特段必要がなく、個別の案件として対応が必要です。その理由は個人差が大きいため、画一的な政策では失敗します。当事者の生活も個々で多様です。当事者の大多数は、一般人の経営者・就労者・学生さんであって、地域の一般常識も兼ね備えた世間の極ありふれた「その辺の人」に過ぎません。 この条例案を見ていると、どうも性的少数者を他の県民から分離して捉えているかのように感じて、腫れ物扱いみたいに思えます。都市部と田舎の方ではカミングアウトをするかしないかで意見にも差が出ますが、一致しているのは「今まで通り、普通の生活を続けたい」です。カミングアウトしようがしなからうが、バレて噂になっても「へえ、そうなんや」程度で別に困らない暮らしを送れることです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
580	全般	元の動機がアウトィングを心配しているのであれば、LGBTのみのパートナーシップ条例は必要くないですか？当事者の中で利用数がかなり少ないのも、実は使い勝手が悪いと思われていて、制度を使わなくても何も変わりません。公営住宅に入りたいと思うような低所得の当事者は非常に少ないので、養子縁組や公正証書の作成でもお勧めしてはどうでしょうか？ また、社会の多様化・人口の流動化で、家族・親族よりも身近な友人・知の方が役に立つということもありますし、何かあった時にすぐに駆けつけてくれて、医療機関、行政や家族との連絡・調整等をやってくれる友人・知人間の連帯で行える「保証人」のような制度を作っておくのは良いかな？とは思うところです。それだと関係性を聞かれなくても済みますし、こういう制度をパートナーシップ制度のように使えるようにしても良いかもしれません。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
581	全般	公衆浴場や温泉旅館やホテル等の入浴について、温泉旅館やホテル等に関しては、トランスジェンダーへの対応は、事前に相談があれば大浴場の貸し切り時間を設けるような対応はあっても良いかもしれませんがね。そんな啓発はあってもいいかもしれませんが。 また、露天風呂付きの部屋が増えるといいと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
582	全般	三重県で新たな条例を制定するにあたり、パートナーシップ制度の導入を是非ご検討いただきたいです。ありのままの姿で、自分らしく生きることが大切です。すべての人たちが豊かに暮らせる、やさしい県に、そして全国をリードする先進県になることを願っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
583	全般	パートナーシップ制度は、外国ではあたりまえになりつつある制度です。ぜひ三重県から、変わってほしい！！	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
584	全般	パートナーシップ制度の導入がないのはなぜでしょうか？パートナーシップ制度の導入はあってもなくても良い制度ではありません。確実に必要です。人権擁護が見える形でみせてあげてください。制度を利用する、しないは県が決める事ではありません。まさに、安心を提供できる最大の制度です。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
585	全般	スポーツは男女の区別がたくさんあります。LGBTの子供がスポーツから離れることがない様に、ルール追加や指導者への知識推進も考えてくださると嬉しいです。「プライドハウス東京」を参考ください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
586	全般	誰もが安心して暮らせる三重県にしていく為に、パートナーシップ制度などの導入を考えて欲しいです。大切な人と一緒に居たいと願っている方の権利を奪うことはあってはならない事だと思っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
587	全般	「性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられ、自らの意思ではあらがえない悩みや課題を抱えている方々があります。」という文言がたくさん書いてあり、とてもいいと感じました。この条例自体に対して反対意見も多く出てくると思います。「まわりにLGBTQなんて居ないからそんな少数の人を理解する必要はない」、「そんなことをしたら少子化が進む」、「感化されて自分の子供がLGBTQになってしまう」など、そういった反対意見を持つ方々が心配するような事は起きず、今困っている人がただ少し生きやすくなるだけのことだということもたくさんの方に同時に知って欲しいと思います。	②	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
588	全般	(1) 条例の目的・めざす社会の、＜参考3＞「人権課題に関する三重県民意識調査」内で起きている問題として3番目に多く得票数を得ている「同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていないこと」について、「パートナーシップ制度」を県として初めて導入されてはいかがでしょうか。実際に制度を導入して頂けたとして、その制度を利用する人数が増えるまでは時間がかかると思います。利用者がいない制度は不要だといった反対意見が出てくることさえ安易に考えられます。条例内の文言でもあるように「ソフト・ハードの両面」がこの問題にはあり一朝一夕にはいかないと思いますので、利用者が即日に出てこなくてもどうか長い目でみて続けて頂ければと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
589	全般	今の三重県が、ダイバーシティ社会の実現に向けて動いて下さっていることはとても意味があると思います。田舎では結婚・出産が当たり前で、LGBTQではないにしろ子どもがいない方（できない方）、結婚しない生き方をしている方、お子さんを養子で迎えられた方などマイノリティには生きづらい空気があると思います。またそういった方の家族も自分を責めてしまったり、孤立したりと辛い思いをしていると思います。田舎の悪い部分の空気を変えていくことは一朝一夕ではないと思いますが、今悩んでいる、自分ではどうにもできない年齢のLGBTQ当事者の子どもにとって、この条例が発表された時、苦しみを少し軽くできるのではと思います。	②	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々があります。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
590	全般	パートナーシップ制度の設置をお願いします。誰もが生きやすい世の中になって欲しいと望んでいます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
591	全般	LGBTを強調されていますが「GID」「Xジェンダー」「パンセクシュアル」など含まれますか？「誰もが」というからには、「誰もが」の中にどんな人があるのかきちんと精査し当事者たちの話を丹念に聞く機会をもってから条例を作ってください。当事者とは女性を含むすべての性的マイノリティです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、全体を通じ、性同一性障害についての表現を追記しています。条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。
592	全般	誰が誰を差別しているのか誹謗中傷しているのかを見極める必要がある。また、世界でどんな差別用語が生まれているのか常にチェックし把握しておくこと。“シス”という言葉はトランスと区別するためと言われてきましたが、いまや蔑称として使われています。シスと呼ばれるのが嫌だという当事者の女性の声も聴いてください。女性も当事者です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
593	全般	LGBTについて常に勉強し続ける。イギリス、ノルウェーなどセルフID制を導入したことでどのような危険な犯罪が横行しているのか把握する。生物学的性別での差別が厳然としてある事実をまず知る。性自認より生物学的性別を常に優先する。当事者とはLGBTの人たちだけではない。ストレートの女性もストレートの男性も当事者である。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
594	全般	性別自体は二つだけです。多様な男性と、多様な女性がいます。その性別に生まれた人が多様な生き方をするのであって、「性別」が多様ではありません。身体男性で性表現女性は「多様な男性」です。女性はその身体性に基づいて差別されています。今現在も。必ず、「誰もが」の中に女性を入れてください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
595	全般	内容的に教育・啓発にとどまり、具体性がなく、これまでの取組とさほど変わらないと感じます。目的とする社会がいつ実現するのか期待ができません。多様な性に対する社会の認識を変えていくためには、インパクトのある具体的な制度の創設が必要と考えます。ぜひパートナー制度の創設をお願いします。夫婦であれば認められることが認められない制度により当事者は社会からの疎外感を感じているのではないかと思います。各種の制度において多様性を認めることを示すことで、社会の認識も変わるのではないのでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
596	全般	「性の多様性が尊重される社会」については、尊重したくない人々が存在するため、「性的指向・性自認にかかわらず誰もが共にくらしやすい三重県」としたほうが良い。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
597	全般	表記の問題として、「性的指向及び性自認」と「性的指向又は性自認」で使い分けが必要な場合を除いて、表記を統一されたい。特に「性的指向・性自認」、「性的指向や性自認」については統一されたい。	①	表現を修正（他から引用するものを除く）いたします。
598	全般	条例の制定にあたっては、中間案が不十分であったために年度内の制定をめざして拙速なものとはせず、改訂中間案で再度のパブリックコメントを経た上で、複数回の意見聴取や継続審議を重ねたのちに、制定されたい。	④	条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。
599	全般	県民意識調査のなかでも、不利益な扱いや差別的な言動とならび、パートナー関係についての意見が多いこと、県内当事者アンケートでも、パートナーシップ制度を求める声があることから、ぜひこの制度を条例のなかにいれてほしいと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
600	全般	当事者として、私も安心して暮らせる街づくりには協力していきたいと考えています。 アンケートはとても大切です。数値が見えるとやるべきことも見えてきます。アンケートは結果だけでなく、過程についても丁寧に関わってほしい。	③	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。いただいたご意見は、アンケートの実施など、今後の参考とさせていただきます。
601	全般	性同一性障害などで性を変えられた方（また、そのために変えようとしている方）にとって非常に困難な問題であることは承知しております。しかしながら、「性自認」によって男女で分けられた施設利用を変えてしまうということは、かなり危うさを孕んだ方法であることをご理解いただければ幸いです。そもそも、なぜトイレや更衣室、風呂といった場所が男女別に分けられているかといえば、男性から女性への性的加害行為、性的な蔑視の視線などから女性を守るためのものです。 「性自認」で定義されるトランスジェンダーには、深刻な性別違和を持っていて自らの性器を切り落としてでも性を変えたいという方から、その日その日で気軽に性別を変えたいという、法的保護の必要性に疑問を感じる方までが含まれています。条例検討においては、丁寧にご検討いただけますと幸いです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
602	全般	誰もが暮らしやすい社会になるために、三重県にもパートナーシップ制度を作って欲しいと思っています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
603	全般	自分らしく生きられる社会であってほしいです。人々の意識の変化には時間もかかるかもしれませんが、パートナーシップ制度を、市民を守る保障として、ととのえていってほしいと強く望みます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
604	全般	自分らしく生きられる社会であってほしいです。人々の意識の変化には時間もかかるかもしれませんが、まず制度から、市民を守る保障として、整えていってほしいと強く望みます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
605	全般	条例制定に向けた取り組みが進められていることを知りました。性の多様性に対する理解を深め、多様な生き方を認め合うことを目指す本条例に賛同します。また、下記のことを要望します。 条例案前文の主要素例に「…多様な生き方が選択できる社会」とあります。このことをより保証するために、パートナーシップ制度をぜひ条例に盛り込んでいただきたいと思います。県内には悩んでいる方がみえると聞きます。性の多様性に対する理解を深め、多様な生き方を認め合うことを基礎として、当事者がより積極的に安心して暮らせる社会の実現のための施策のひとつとしてパートナーシップ制度の導入が必要と考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
606	全般	今回の条例案でアウトティングを禁止したり、差別を禁止したりすることにはとても賛成する気持ちです。しかし、当初の案からパートナーシップ制度が消えてしまったことには強い違和感を感じています。 私は教員をしていますが、学校内でも、社会でも、理解を広めるだけで制度が置き去りにされてしまうと、矛盾が生じてしまい、当事者の方々に余計に傷つけてしまう恐れがあります。しかし、個人の力で「制度」を変えることはできません。それができるのは行政です。 『性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり』というタイトルの条例であるなら、今回の条例の中に、差別禁止やアウトティング禁止や、啓発の推進だけでなく、パートナーシップ制度も同時に導入すべきではないかと思えます。啓発や禁止の条例も素晴らしいと思えますが、パートナーシップ制度という「制度を作ること」によって、理解はさらに広がると思えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
607	全般	一人も取り残さない、誰もが自分らしく生きてゆける持続可能な制度としてパートナーシップ制度を導入して下さい。決して数少ない人達の問題ではありません。「こころの性」と「からだの性」は男と女の2つだけではなく、どちらにも当てはまらない性的マイノリティ（LGBT）の方もみえます。 多様な性のあり方に理解をすすめて、尊重し合う社会。そして、パートナーシップ制度の導入は、子どもたちの未来を明るくし、やがてパートナーを得て三重県で暮らしたいと希望を託してくれると思えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
608	全般	三重県の条例の取り組み、とても素晴らしいものだと思います。制定されたら、三重県民としてとても誇らしく思えます。 この条例が制定されることによって、より多くALLYが生まれ、LGBTの方とそうでない方の受け入れ合えない負の連鎖が無くなっていくように願っています。三重県全体が前向きに活動できるような条例制定に期待しております。そして条例制定後は、LGBTの方々がより過ごしやすい県になるように様々な取り組みを実行して頂きたいと思います。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
609	全般	中間案にパートナーシップ制度が盛り込まれていないことに違和感を持った。LGBT等県内当事者アンケートの意見を重視し、ぜひ県としてパートナーシップ制度を導入していただきたい。また、パートナーシップ制度については、環境生活農林水産常任委員会 委員長報告（令和2年10月19日付託議案）を軽視することなく、検討していただきたい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
610	全般	パートナーシップ制度を導入しない場合のデメリットは様々考えられるのですが、導入しない場合のメリット、又導入した場合のデメリットが思い付きません。「今」パートナーの居る方だけではなく、「将来」パートナーが出来るであろう子供達の為にも、「今」県で導入する事が必要であると思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
611	全般	最近LGBTのことをよく聞くようになりましたが、きっと昔からあって、口に出せず苦しい思いをした人達がいっぱいいたと思います。でも、その人達が勇気を出して少しずつ声に出していったから世間に知られるようになっていきました。その告白はとても勇気があることだったと思います。いろいろ考えて、考えて、苦しんで、でも勇気を出して伝えてくれたその気持ちを簡単に何もなかったことにしてほしくないです。 これからは性別なんて関係ないことが当たり前の中にしていきたいです。まずは、同性パートナーシップ制度の成立を三重県から全国へ広めていってほしいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
612	全般	LGBTの人達が自分らしく生活を送れる様に差別・偏見を持つことなく見守り、受け入れる社会になっていってほしいと考えています。誰もが幸せになる権利があるのですから応援していきます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
613	全般	性的指向・性自認を理由とした差別のない社会にするため国が自治体への働きかけを行い、少しずつかもわからないけど悲しい思い、辛い思いをする人が一人でもいなくなるよう、取り組んでいただけることを希望します。偏見がある中、当事者の方々の行動力に賛同し理解し認められる、そういった環境を提供できるような、誰もが隔たりのないフラットな生活を送れるようにパートナーシップ制度は必要不可欠です。引き続きサポートはあらゆる方面から必要である。そのような制度があるという事だけでも希望につながるのでは。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
614	全般	「パートナーシップ制度」の導入を希望します。今回の条例が三重県のLGBTQ+及び、多様な理由で結婚制度を利用できずにいる方々に希望あるものである事を願います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
615	全般	ダイバーシティを推進することは、現在の地域社会において当然のことであり、その社会的な推進をすべく行政と一体になって取り組むべきであると考えます。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
616	全般	全国にパートナーシップ制度が認められ、誰もが自分らしく暮らせる社会になっていけばいいなあと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
617	全般	三重県としてこのような条例がつけられることは、とても大切で良いことだと思います。ただ、今回の案では、当事者の学校生活、職場、地域での差別やアウトティングについては取り上げられていますが、当事者が成人し、一生を共にしたいと願うパートナーができた時、法律上の婚姻と認められていない現法制度下では、より暮らしにくさ、不合理さを抱えることとなります。条例の趣旨からいっても、「パートナーシップ制度」（同性婚であっても婚姻と同じような権利を自治体の裁量でできる限り認める）を盛り込むことがとても重要だと考えます。この条例が、真に「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」となるよう、是非検討をお願い致します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
618	全般	パートナーシップ制度を盛り込んでください。条例をつくるにあたっての基本理念、すばらしく、この基本理念に立つならば、誰もが好きな人と生涯を共にできる、制度として守られることが求められます。安心して宣誓できる三重県にしてほしいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
619	全般	個人の性指向などに、公が必要以上に関わる事は不要。また、多様性の押し付けは、一般の人の権利を阻害しています。県税使用とか、絶対止めて欲しい。私は絶対反対です。	④	性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。
620	全般	たいへん重要な条例ができることを歓迎します。しかしながら、この条例には「パートナーシップ制度」が盛り込まれておりません。三重県の条例をつくるにあたっては、「アウトティング禁止」とともに、当事者や家族の方の意見をしっかりと聞いていただき、将来を見通した希望あるものにしていただきたいと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
621	全般	性的マイノリティの方々の人権尊重について、三重県で条例ができることについて喜んでいきます。 この条例制定に際して、「パートナーシップ制度」の盛り込みを希望します。全国的にも制度を導入していると聞いています。子どもたちが将来に希望を持ち、自分らしく生きていける「誰もが安心して暮らせる」社会実現のために、ぜひこの制度の導入をお願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
622	全般	条例にパートナーシップ制度を入れてください。 パートナーシップ制度は、わざわざ同性愛者に特権を与える、ということではなく、これまで与えられていなかった権利をみんなが平等になるように与えるというだけのことです。プラスにするのではなく、マイナスだったものをゼロにする、なくてはならない制度です。「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県」というのなら、ぜったいに必要な制度です。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
623	全般	理念として「誰もが安心して暮らせる三重県」を掲げておられることは非常に嬉しいと思います。そのためのサポートを様々な形で実現しようとしてくださっていることも分かります。しかし、いざ三重県で生活しようとなった時に、「誰もが安心して暮らす」ためには、不安を覚えてからの「サポート」だけでなく、安心を保障してくれる「制度」が必要なのではないのでしょうか。最終案にはパートナーシップ制度が盛り込まれることを強く望みます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
624	全般	「人権課題に関する三重県民意識調査」の中でも、46%が同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていないことを問題であると回答しています。このことから、パートナーシップ制度を盛り込んでいただきたいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
625	全般	条例は、その時代に適したものでなくてはなりません。性の多様性、個人の在り方などが大切にされつつある現在、さらに一人ひとりを大切にし、いろいろな人が自分らしく暮らしていける世の中にするための第一歩として、パートナーシップ制度を盛り込んでほしいと考えています。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
626	全般	行政が同性カップルの存在を正面から認めることは、同性カップルが共に生きていることに気付くキッカケにもなり、パートナーシップ制度の意義はとて大きい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
627	全般	誰もが安心して過ごせる三重県を目指すためにも、パートナーシップ制度の導入をお願いします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
628	全般	パートナーシップ制度があることで多様性が認められ、人として生活できる当たり前の基本的人権が得られると考えるが、中間案では抜けている。パートナーシップ制度は三重県に必要である。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
629	全般	同性カップルの存在は、人口カバーで3000万人を超える自治体でパートナーシップ制度を導入していることから、社会通念としても位置づけられてきていると考えられる。したがって三重県でもパートナーシップ制度を導入していただきたい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
630	全般	差別禁止や理解増進の取組とパートナーシップ制度創設は、同時に行うべきです。同性婚法制化が実現していない現時点では、自治体のパートナーシップ制度は必要です。幸せになる人が増える制度を導入するのに、慎重や理解という言葉を用い、制度導入を先送りするような姿勢は、当事者として納得できません。 また、制度創設の際には事実婚カップルも対象とするべきです。異性愛カップルの排除は、県が目指す「多様性」の理念に反しますし、制度の対象とならなかったことにより、生きづらさを深めてしまう人が生まれることはあってはなりません。異性愛カップルも対象とすることで、大多数の異性愛の方が同性婚や選択的夫婦別姓など家族のあり方に関する問題を自分ごととして捉え、考えるきっかけとなり、それがやがて異性愛者と性的マイノリティー当事者の相互理解へとつながります。 他県の模範となるようなパートナーシップ条例、期待しています！	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
631	全般	女性専用スペースは身体の性別で区切って下さい。更衣室やトイレ、女性スポーツ、銭湯、医療…少なくとも、そういう場面では身体の性別こそが重要です。身体的性別が優先される場面もある、それは差別ではないというのをもまた『誰もが安心して暮らせる社会』には必要ではありませんか？	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
632	全般	県内当事者アンケートでは、パートナーシップ制度への声があげられています。この声を反映していただき、是非ともパートナーシップ制度を条例に入れていただきたいと強く思います。一方または双方が性的マイノリティのカップルでは、家族同様の扱いをされません。パートナーシップ制度を必要としている方々が確実にいます。制度があるならば、私たちは、公的に認められたカップルであると安心感が得られると思います。パートナーシップ制度の制定と、性の多様性に関する啓発・広報を同時進行してはいかがでしょうか。性的マイノリティ当事者の方々が社会の中で生きやすくなると思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
633	全般	三重県条例によって、性的指向、性自認に関して公正に扱われ、性的マイノリティに限らず、多様なすべての人の尊厳が大切にされ、誰もが自分らしさを活かせる社会になることを期待し、条例制定には全般賛成いたします。	②	<p>県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。</p>
634	全般	同性カップルなどが家族として生きる選択に対し、社会的な障壁を解消できる施策として、パートナーシップ制度を条例で創設し、市町と連携して理解啓発を推進してください。どこに暮らしていても、多様性を認め合うことがあたりまえの世の中にしていくことは、県民の願いであり、行政の責務と考えます。県民自らも主体的に考え、社会や次世代に対する責任を果たすための行動に結びつく、実効性があり、親しみやすい条例として制定されることを望みます。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
635	全般	パートナー制度（婚姻に準ずるような制度）を作ってほしいと思います。県の責務が、配慮義務や市町との連携に努める、国市町と協力する、にとどまっています。力が弱いと思います。県が婚姻に準ずるような婚姻制度を定めることが、インクルージョン社会を目指すというアピールになるし、地域、学校、職場など暮らしにおける困難の解消に大きく役立つことが期待できます。また、婚姻できないために、生命保険の受取人になれない、不動産の賃貸借において同居を拒否されるなど、社会的に不利益を被ることがありますが、県が制度を定めることで、社会的認知を高め、差別解消につながる大きな力となることが期待できます。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
636	全般	「パートナーシップ制度」の導入について県での制度設計を進める旨の記述をぜひ追記いただきたい。ダイバーシティの風を吹かせるためにも大事なことでないでしょうか。 前文に「〇三重に住みたいと思ってもらえるような地域」という記述があるので、そのためにも県として制度導入は必要があるのではないのでしょうか。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
637	全般	中間案は情報不足な中で拙速に作成された感が否めないため、今年度の制定は断念されまして、練り直した方が良いです。 当事者に対して行ったと言われるアンケートの少なさと、属性の偏りが挙げられます。ゲイ当事者とトランスジェンダー当事者に大きく偏っており、バイセクシュアルやレズビアンにもっと積極的に話を聞くべきです。仮に条例の中にレズビアンやバイセクシュアルに不利なものがあっても、反映できていないまま条例が効力を発揮することになれば、それは不平等な条例で、万全とは言えません。また、全県民に効力を発揮し、当事者ではない多くの県民の協力を必要とする条例の策定において、アンケート自体の母数が少なすぎます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例検討にあたっては、パブリックコメントのほか、議会での議論をはじめ、有識者等条例検討会議、当事者アンケート、個別聴取、市町への意見照会などを実施しており、幅広くご意見をお聴きしながら進めています。
638	全般	「性自認の尊重」について疑問があります。男性の性自認が「女性」であった場合、公共施設では女性更衣室の使用を許可することにならざるを得ないのではないのでしょうか。当事者に話を聞きますと、女装や性別違和であっても、身体が男性なので女性に迷惑をかけないよう、防犯上の理由からも男性用設備を使用しているという方はたくさんいます。広く女性のみなさんの声を十分に聞いた上で、時間をかけて条例を制定して下さい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
639	全般	条例に「パートナーシップ制度」を盛り込んでください。LGBTなど性的少数者といわれる当事者のみなさんが、三重県で安心して暮らしていくことを保障する制度であると思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
640	全般	海外ニュースでトランスジェンダーの男子生徒が女子更衣室の使用を許可され、満面の笑みでインタビューに答えているものを見かけました。しかしこのあと、男子生徒に裸を見られるのが嫌な女子生徒が泣きながら「学校が決めたことだから仕方がない」と話していました。三重県の「性の多様性」条例で涙を飲む女性が出ないか心配です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
641	全般	「パートナーシップ制度」を導入してください。誰もが好きな人とずっと一緒にいることができる社会になればいいと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
642	全般	「パートナーシップ制度」を導入してください。好きな人と一緒にになりたいと誰でも思うと思いますが、男と男だから、女と女だからという理由で認められないのは、三重県は誰もが住みごこちのいいところではないと感じます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
643	全般	「パートナーシップ制度」を導入してください。LGBTについては中学校のころから学んでいるのですが、さらにたくさん学びたいと思い、今も人権活動を続けています！	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
644	全般	性的指向は理解できますが、「性自認」については理解できません。身体は男性で性自認は女性で、性的指向は女性という場合について疑問があります。身体的男性も女性トイレに入れるんですか？「なりすまし」と「身体は男性だが、性自認は女性」とどう見分けたいですか？ 「性の多様性」を認めた国では「身体は男性で、性自認は女性」の方が女性スポーツ枠で出場し、上位を勝ち取っています。男性と女性では身体の作りが異なるため、勝てるわけがありません。アメリカの議員選挙では多くのトランス女性が当選し、女性議員が増えたこととしてカウントされます。これが女性の地位向上なんですか？性自認についてもっと理解を深めて下さい。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
645	全般	「性の多様性の尊重」の中で「性自認」において慎重になっていただきたいです。「揺らぐこともある」上に他者からは認知できない「性自認(自称性別)」を具体的にどう尊重するのか、尊重していないという判断は誰によってどういった基準で行うのか。「振る舞う性」や「自己表現の性」を「性表現」としているが、振る舞いや表現など特定の行動に本来、性は関係ない。「性別らしさ」は女性差別構造であるという視点から、肯定的に捉えず制度に組み込むこともしないでほしい。ステレオタイプの性役割を基にする「性表現」は、尊重や多様性の反対に位置するのではないか。これら「性自認」「性表現」を性別の根拠とすることは、特に施設利用やスポーツ、政治における男女同数推進などあらゆる場面で問題が懸念されます。また、「性自認・性表現を尊重」する法を導入した諸外国では、女性の権利と安全において様々な種類の問題が起っています。実例を考慮しながら、「性自認の尊重」について、議論を重ねて慎重になっていただきたいです。	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。条例全体を通して、個人(人権)は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。</p> <p>また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。</p>
646	全般	この条例は非当事者に差別はよくないと周知することが目的でしょうか？三重県全体でパートナーシップ等を結べるような取組をされる予定はありますか？	③	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
647	全般	「基本的施策」にパートナーシップ制度を追加、できなければ別の項目に追加するか、新しい項目を作成してください。法律婚ができないカップルに対して、県ができることがパートナーシップ制度の導入で、同性パートナーを配偶者として認めている企業もあります。自治体にできることを実施しないままでいてほしくないですし、人権啓発にあたり、企業より自治体の対応が遅れてほしくないです。この制度は利用を強制したり、利用を周囲に強制的に公表しなくて良いため、自治体がカップルの意志を尊重できる制度だと思います。「偏見や差別があるから、導入しても効果がない」と考える人がいたとしても、制度を開始してほしいです。また、未成年の当事者に、将来、制度の利用を考える選択肢を増やすことは、多様な生き方を尊重する自治体として大事だと思います。条例と一緒に導入することで、広報や啓発、相談窓口でも制度について対応できると思います。	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項(社会生活及び社会参加における対応)を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
648	全般	パートナーが性別違和のため、パートナーシップを条例に加えて欲しい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
649	全般	GID（性同一性障害）のMtF（男性から女性にトランスした人）とかFtMではなく、「性自認」という言葉で雑にまとめられていることが気になります。性自認を尊重するということは、ある人が当然言い出した自認する性をわざわざ条例で尊重するということです。とても危険で絶対に認めてはいけません。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。条例全体を通して、個人（人権）は「尊重」、性の多様性や多様な生き方は「認め合う」という表現に整理し、全体を修正しています。あわせて、名称の仮称も修正しています。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
650	全般	条例の目的から、誰にも該当する性的指向・性自認について理解を広め、性の多様性を認め合うことで社会への参画と活躍が促進される土壌をしっかりと作りあげていくイメージがわいてきます。 誰もが安心して暮らせる社会の実現には不可欠であると条例全般に賛同いたします。時代の潮流からしても是非とも年度内制定をお願いします。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
651	全般	基本施策の具体的施策として、パートナーシップ制度を施策に追加してください。県内の導入済み自治体では、制度と理解啓発により理解が広がっている現実があるので、根拠となる実態調査を速やかに実施し、制度を条例の施策に位置付けてください。 条例の目的・めざす社会を共有していく上で、この制度の役割は大きく、人生の中でパートナーとともに暮らすという選択を応援できる自治体にしかできない制度です。多様性を公に認めることの位置づけを、強く望みます。 同性間・異性間にかかわらず多様性を認め合い社会生活の障壁を解消することはもちろん、人生の選択が増え、特に自殺率の低下や、生きやすい社会としての入口そして出口を見出せる制度設計をしてください。また、手続きには利用者へのリスクや負担に配慮したフォロー体制ですすめてほしいです。すべての県民にとって、こうした人権基盤の整備は安心して暮らしにつながると考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
652	全般	条例にパートナーシップ制度を入れてください。この条例の趣旨からして必須だと考えます。公的に認めてこそ理解が進むと考えます。差別のないことがあたりまえといいつつ、不平等を少しでも解消できるのは今のところ県、自治体しかありません。 当事者である、ないに関わらず、人の尊厳を大切にす三重県に暮らしつづけていきたいので、パートナーシップ制度も条例に必要な施策であることを認識し、議論を進めてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
653	全般	先日、新型コロナウイルスの陽性患者の発表で、性別が間違っていたので訂正するという報道を聞いた。また、性別で分けられている投票所で毎回もめるから選挙に行かないという当事者の知人がいる。 このように、性別の公表は果たして必要なのかという場面が世の中には山ほどある。同時に傷ついている人が山ほどいて、その人たちが山ほど傷つく経験を繰り返しているということである。よって性別の公表をできる限りしないということもこの条例の中になんらかの形で入れるべきだと考える。	③	ご意見については、性別欄の見直しなど、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
654	全般	全体を通して、性的マイノリティの人たちを理解しましょう、その人たちが生きやすいようにしましょう、というニュアンスが強いように感じる。全体を読んでも、性的マイノリティにあたる人たちのことを大変そう、かわいそう、と思ってしまうかという印象を受けた。マイノリティのための施策と思って始めたことが、多くの人にとっても生きやすくなることにつながっていた、ということはよくある話である。さまざまな性の中に自分の性がある、自分は自分の性を生きている、と県民全員がとらえられるような条例にしたい。性の多様性を通して、様々な多様性を受け入れる社会へと成熟するようきつかけとなるものとしたい。	①	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。条例の前文において、県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むという趣旨を記載します。
655	全般	女性専用スペースは、今までのように身体の性別で区切ってください、ということをご提案します。社員の採用比率、管理職登用率など、女性差別をなくし男女雇用機会を均等にしていける必要がある中でも、問題です。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。 また、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
656	全般	アウティングの問題を「アウティングはダメです」と言葉だけでは終わらず、なぜダメなのか？アウティングをしたことで相手がどうなるのか考えてほしい、周りがアウティングを理解できる体制が必要なのではないかと思ひます。	③	ご意見については、広報・啓発など、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
657	全般	県内に当事者の知人が住んでおり、パートナーシップを条例に加えてあげて欲しいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
658	全般	県内に当事者の知人が住んでおり、パートナーシップを条例に加えてあげて欲しいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
659	全般	セクシュアリティで悩みを抱えている当事者の方は、誰かに言うことがタブーである、隠して生きていけないといけないという生きづらさを感じる人が多いと思います。また、地元では生きていけないという地方ならではの困難を感じていると思います。 だからこそ県としてその人の性自認や性的指向に関係なくその人らしさを尊重してくれるような街づくり条例を作っていただきたいなと思います。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
660	全般	県内に当事者の知人が住んでおり、パートナーシップを条例に加えてあげて欲しいです。よろしくお願い致します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
661	全般	パートナーシップ制度を入れてほしいです。性的マイノリティの人は、自分たちのまわりにいるにもかかわらず、わたしたちは気がつけないことがあります。その背景には、まだまだ安心してそのことを打ち明けられる基盤がないからだと思います。だれもが安心して暮らしていける基盤を作っていくのは、わたしたち自身です。一人ひとりが、他者を思いやり、その基盤＝社会を作っていく責任がありますが、条例が制定されれば、さらにより安心してくらせる社会を守ることに繋がると思います。どうか、だれもが三重県で安心して暮らしていけるような条例にしてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
662	全般	誰もが安心して暮らしていくため、差別をなくしていく条例に賛成します。この条例の中に、性的マイノリティなどの存在を公的に認め、多様な生き方を選択できるよう、社会生活の障壁を解消するためにパートナーシップ制定を創設してください。異性間のカップルと同等の権利を得るにはまだまだ先は長いと思いますが、今三重県にできることは、公認する制度を確立させることです。同じ県内に暮らしているのに不公平なことがあるのを県は認識されていながら、解消に向かう施策をとらないのは、県自体が排除する対象をつくりだしているということになりかねません。条例案にある趣旨を掲げるなら、それ相応の施策で対応すべきです。どうか生き方の選択肢をつくってください。フラットな社会を基盤にして、多様な方が活躍でき、次世代への明るい未来が開けると考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
663	全般	県内に当事者の知人が住んでいるので、パートナーシップを条例に加えてあげて欲しい。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
664	全般	性別違和の当事者です。県内にパートナーと住んでいるのでパートナーシップを条例に加えて欲しいです。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
665	全般	三重県の高校生のアンケートでも、約10%近くの子も達がLGBTなどの当事者との結果がでていることから、同性婚が認められていないわが国で、LGBTの人たちは、自分が好きな人と結婚すら出来ない！ということになります。この条例に、パートナーシップ条例を採用して行かないと、LGBTの人たちの行き場もありません。これから大人になっていくLGBTの人々、現在大人のLGBTの人々のために、パートナーシップ条例を盛り込んで頂けますよう、宜しくお願いいたします。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
666	全般	多くの性的マイノリティ（LGBTs）当事者やその家族・友人等が待ち望んでいる内容であり、人権問題として「地域住民が安心して暮らせる三重県」とするために欠かせません。県民や事業者の指針となるよう、ぜひ制定していただきたいと思います。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
667	全般	海外では性自認を尊重した結果、女性が危険に晒される事態が起きています。男性が自分の心は女性だから女子トイレや女湯に入れる権利があると言い出す人も実際にいます。女性の安全のことも考えてください。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
668	全般	「性自認」に関して自己申告となった場合、女性専用スペースへの侵入に悪用する人の存在を危惧しています。 もちろんトランスセクシュアルの人たちが安全に暮らせる必要があります。しかし女性が無防備になるスペースに入る許可を無条件で与えるというものにはして欲しくありません。誰でもトイレを必ず設置するなどの対応にしていきたいです。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、基本理念の〈趣旨等〉においては、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められることとともに、「性的指向・性自認の受容は重要であるが、公共の場における女性への配慮を念頭に、各施設ごとの現行法規で判断する」趣旨を記載しています。
669	全般	この度の三重県の条例制定に大きな期待を寄せております。 11月11日に男女共同参画会議が発表した「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（答申）」の「第1部 基本的な方針 はじめに」の中にも「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、『男女』に止まらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」とあり、今後の国の方針にも沿う、先進的な条例になる可能性があると感じております。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
670	全般	セクシュアル・マイノリティについての理解が十分ではない状況において差別禁止や被害者救済を条例で制定するのは時期尚早、との意見もあるようですが、「理解の促進」と「差別禁止や被害者救済についての明文の制度制定」は、どちらかを行えばどちらかができなくなるというのではなく、どちらも同時に行うことこそが重要であると考えます。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。
671	全般	差別禁止規定に罰則は必要ないと考えます。中間案の通り、理念として差別禁止を打ち出すことに意義があるものと考えています。	②	社会全体の理解が広がり、共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示いたします。
672	全般	故郷を離れた当事者の方々は、セクシュアル・マイノリティへの差別を禁止する条例があれば、「セクシュアリティに関するトラブルがあった際に、条例を根拠に自治体に助けを求めることができるかもしれない」と考えることができ、「だったら帰ってもいいかな」と思えるのではないかと感じます。また、当事者の家族の方も、当事者を蔑むような人に出会っても堂々と反論できるのではないかと思います。 そうなれば、自分のセクシュアリティを他人に伝える当事者が増え、セクシュアル・マイノリティの可視化が進むことによって、理解も深まっていくのではないのでしょうか。三重県に生まれ育ったセクシュアル・マイノリティが、三重県に住み続けたいと思えるよう、差別禁止を明文化した条例をぜひ制定していただきたいと思っております。	②	県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
673	全般	この条例、または検討中の「差別解消を目指す条例」によって、同性パートナーのパートナーシップを認定する制度ができるものと期待しております。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
674	全般	社会人になって色々な国籍の人と関わり国も性別も年齢も関係ない世の中になってくれるのが1番の望みです。 生まれ育った大好きな三重県はみんなが幸せになれる豊かな地だと思います。そんな三重県だから県民が不自由なくさまざまな「性」の人々が暮らしていけるように、各市町村での「パートナーシップ制度」の導入の数を増やす事と、県全体での「パートナーシップ制度の導入」を希望します。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
675	全般	性的少数者の方達の一生を考えた場合、好きになった人と家庭を持つという、ごく普通の生活を営むことが非常に困難です。自分らしく生きることは、人権だと考えています。だれもが自分らしく生きることが出来る社会の実現のためにも是非パートナーシップ制度を盛り込んで頂きたいと考えます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
676	全般	条例にパートナーシップ制度を入れてください。この条例の趣旨からして必須だと考えます。公的に認めてこそ理解が進むと考えます。差別のないことがあたりまえといいつつ、不平等を少しでも解消できるのは今のところ県、自治体しかありません。 当事者である、ないに関わらず、人の尊厳を大切にする三重県に暮らしつつ生きていきたいので、パートナーシップ制度も条例に必要な施策であることを認識し、条例の議論を進めてください。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
677	全般	三重県条例にパートナーシップ制度を入れてください。 パートナーシップ制度はすべてが公平になるわけではありませんが、同性カップルの方などを公的に認めるということと、利用できる選択肢があることが重要ですし、制度があることで社会の理解も進むと思います。三重県にもプラスになる制度だと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
678	全般	三重県条例にパートナーシップ制度を入れてください。 パートナーシップ制度はすべてが公平になるわけではありませんが、同性カップルの方などを公的に認めるということと、利用できる選択肢があることが重要ですし、制度があることで社会の理解も進むと思います。三重県にもプラスになる制度だと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
679	全般	三重県条例にパートナーシップ制度を入れてください。 パートナーシップ制度はすべてが公平になるわけではありませんが、同性カップルの方などを公的に認めるということと、利用できる選択肢があることが重要ですし、制度があることで社会の理解も進むと思います。三重県にもプラスになる制度だと思います。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
680	全般	性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として認めることで、パートナーシップが尊重される取り組みが広がり、当事者の抱える社会生活上の障壁を解消していく施策として、三重県にパートナーシップ制度を条例で創設してください。 この取り組みは、当事者の有無にかかわらず、三重県で暮らすみんなの尊厳を大切にすることにつながります。真に多様性を受け入れる三重県ならできない理由はありません。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。
681	全般	パートナーシップ制度の明記が見送られたのは残念です。 LGBTに対する理解増進と、利用するかしないかを当事者が自由に選択できる制度の創設は両立します。三重県におけるパートナーシップ制度の導入を求めます。	③	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。 なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。 パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
682	全般	<p>パートナーシップ制度を条例に加え、必ず導入してください。</p> <p>アウトティングの禁止について、罰則なしのアウトティング禁止条例って意味ありますか？それなら複数の自治体が導入しているパートナーシップ制度を条例に加える方がよっぽど意味のあることだと思います。パートナーシップ制度も導入できない自治体が、よりデリケートなアウトティング禁止について、なんてできるとは到底思えません。また、パートナーシップ制度にデメリットがあるのなら、具体的に示して下さい。</p> <p>LGBT差別発言が多く批判を受けているこの時代に、パートナーシップ制度を導入しないことは、良識のある県民には受け入れられないはずで、かつては「何の意味もない」などと言われてきましたが、現在60以上の自治体が制度を導入していますし、着実に社会に浸透しています。</p>	③	<p>ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県として啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる総合的な環境づくりに努める条項（社会生活及び社会参加における対応）を設け、具体的な取組については、その趣旨に沿って、検討し、推進していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、議会等でも丁寧に議論をしつつ、整備に向けて取り組んでいきます。</p>
683	全般	<p>マイノリティが尊重されても、女性の人権は尊重されない。まずは性犯罪を徹底してなくすべきではないのか。</p>	④	<p>性的指向及び性自認に対する社会の理解不足による差別や偏見などがあり、そのことで不安や課題を抱えている方々がいます。このため県では、条例を制定し、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいきます。県としては誰もが参画・活躍できる社会をめざし、共通の課題認識を持って社会全体で取り組むために、条例を制定することは意義があると考えています。</p>